

計画書1「指定管理業務実施にあたっての考え方、運営方針等」

(1) 指定管理業務全般を通じた団体等の総合的な運営方針、考え方

ア 応募団体の概要

私たちは、公益財団法人神奈川県公園協会（以下、「グループ代表」という。）とサカタのタネ グリーンサービス株式会社（以下「サカタのタネGS」という。）の2社で構成するグループです。グループ代表の長年の経験と実績に裏打ちされた都市公園の管理運営のノウハウとサカタのタネGSの花・芝生、野菜のエキスパートとしての高い専門技術を生かし、両者がタッグを組むことにより、本公園の魅力をもっと高める管理運営を行います。

公益財団法人神奈川県公園協会



グループ代表は、設立以来45年以上にわたり「みどり・環境の保全創造に関する普及啓発」、「県民の健康・福祉の増進」、「地域社会の健全な発展」に寄与することを目的に、県立都市公園等の管理運営を通して公益性の高い事業を実施してまいりました。県の指定管理者制度導入以降は、県立都市公園やビジターセンターの指定管理者として、民間企業や団体と切磋琢磨し、また、連携も図りながら、指定管理者制度の目的である「利用者サービスの向上」、「効率的・効果的な管理運営」に努めており、県のモニタリングにおいても多くの施設で高い評価をいただいております。（平成30年度には「特に優良」の評価を13公園中9公園でいただきました。）

〔役割分担：トータルマネジメント、維持管理、利用促進、地域連携、防災機能確保〕

サカタのタネ グリーンサービス 株式会社



サカタのタネ グリーンサービス株式会社は、種苗会社である株式会社サカタのタネの造園事業部門として、「花は心の栄養、野菜は体の栄養」を掲げ、世界に栄養とそして笑顔を供給する企業でありたいという理念のもとに、人々の憩いの場となる都市公園やスポーツ施設の運営管理を通して、日々生長していく植物を魅力あるものにするため経年優化管理を目指しランドスケープ空間を創造してまいります。

県立都市公園の指定管理者として、これまで保土ヶ谷公園及び相模原公園でグループ代表とともに公園の管理運営を行い、高品質な芝生やグラウンドの管理、花修景の創出等を通じて、魅力的な公園づくりに取り組んでいます。サカタのタネのオリジナル品種・商材、農業資材等を活用し、持続可能な維持管理を意識した運営を行います。

〔役割分担：花の苑地等の花壇及び芝生管理、農体験プログラムの企画開催等〕

神奈川県公園協会

- ・トータルマネジメント
- ・維持管理
- ・地域連携
- ・利用促進
- ・防災機能確保



サカタのタネ グリーンサービス

- ・花の苑地等の花壇及び芝生管理
- ・農体験プログラムの企画開催



都市公園の管理運営ノウハウ



花・野菜・芝生管理のノウハウ

両者の専門技術を活かし
より魅力的な公園へ

イ 総合的な運営方針と考え方

私たちは、公園の管理運営を通じて、地域、企業、大学など市民社会との様々なパートナーシップを一層推進し、地域や人々の心を豊かにするとともに、県民共有の財産である公園の施設、みどり・生物などの自然環境、伝統文化等をしっかり次世代に引継いでいきたいと考えています。そのために、これまで培ってきた地域や団体等との連携や管理実績を活かしつつ、少子高齢化の進展、感染症対策を含む安全・防災面のニーズの高まり、インバウンド等観光振興、交通ネットワークの整備進展など、社会環境の変化に的確に対応していきます。

また、「パートナーシップの重要性」や「誰一人取り残さない」などのSDGsの理念は、公園の管理運営と親和性が高いと考えられることからコミットを強めてまいります。さらに、「ともに生きる社会かながわ憲章の理念の実現」、「未病の改善による健康寿命の延伸」など県の重点施策を念頭に置き、以下に示す「運営方針、考え方」に基づき適切に管理運営を行うことで、本公園の持つポテンシャルを最大限引き出し、公園の社会インフラとしての価値を高め、利用者満足度の向上を図るとともに、公園を含む地域の持続可能な発展に貢献してまいります。

【運営方針】

■ **安全で快適な利用空間の平等な提供**：県立都市公園は県の貴重な財産であり、県民に安らぎをもたらすとともに、楽しく活動するためのステージでもあります。「公の施設」として、誰もが平等に、安心快適に利用できる環境を提供します。

【主な実施内容】

- きめ細かい管理による利用環境の維持と安全確保
- 公平・公正な利用の確保
- 平成29年5月に策定した「(公財)神奈川県公園協会 SDGs 宣言」に基づき、SDGsの普及と各ゴールの達成に向けた行動の実践
- 公園の特性を踏まえた災害への備えと感染症対策の強化

■ **より高い公益性の発揮**：これまでの経験を活用するとともに、社会的要請の変化、県の重要施策への対応を念頭に置き、地域や関係団体と協力しながら、地域社会の発展に寄与します。

【主な実施内容】

- みどり、環境、生物多様性の保全の普及啓発
- 県の「ともに生きる社会かながわ憲章」、「未病の改善による健康寿命の延伸」など県の重点施策に賛同し、実現に向けた取組の推進
- 地域や自治体、関係団体と連携した事故・災害時対応等の充実
- 地域経済の活性化への貢献
- 障がい者施設と連携した花苗生産と地域緑化

■ **効率的・効果的かつ持続可能な管理運営**：常にコスト意識を持ち効率的・効果的な管理運営に努めるとともに、施設や人材を貴重な資源と捉え、将来にわたり持続可能な運営を目指します。

【主な実施内容】

- スケールメリットを活かした効率的・効果的な管理運営
- 新しい技術やシステムの導入による業務効率化
- これまでに培った人材や公園管理ノウハウ等の専門性の活用
- これまでの信頼関係や新たな発想に基づく地域との連携力の活用、強化
- SDGsの推進に向けた特定資産の活用
- グループ構成員の専門性に応じた業務分担

(2) 公園固有の価値や特性を踏まえた管理運営方針

ア 本公園の特性と課題

■本公園の固有の価値や特性

本公園は、圏央道相模原インターチェンジにも近く、車でのアクセス性に優れており、広域からの利用が多い公園です。また、本公園は大きく2つのゾーンに分けられ、それぞれが異なる特性を有しています。

【歴史と里山の体験ゾーン】

戦国時代には「津久井城」があり、小田原北条氏「津久井領」の経営と支配の拠点となっており、江戸時代初頭には幕府の陣屋が根小屋に置かれていました。現在にあっては、関東地方でも有数の戦国期の山城遺構や里山の自然環境が良好に残されています。

【水といこいのゾーン】

「水の苑地」と「花の苑地」からなるゾーンで、津久井湖の水景と花壇や芝生の彩により美しい景観が形成されています。また、国道413号、津久井湖記念館や津久井湖観光センターに隣接しているため、車でのアクセスが良く、観光地としての賑わいの創出が期待できます。

■本公園の課題

【樹林地の高木化や密生化を踏まえた安全確保と樹林地の保全・育成】

本公園は神奈川県立都市公園のなかで最大面積を有し、そのほとんどが樹林地で占められています。樹林地には登山道がありますが、高木化や密生化が進んでおり、登山客も含めた利用者の安全確保を第一としつつ、樹林地の保全・育成など自然環境に配慮した維持管理が必要です。

【点在する園地における、きめ細やかな利用者サービスの提供と緊急時の迅速な対応】

広大な面積を有することに加え、パークセンターのある歴史と里山の体験ゾーンから離れた津久井湖岸に「花の苑地」と「水の苑地」という2つの苑地があります。こうした点在する園地においても、きめ細かな利用者サービスの提供をするとともに、緊急時の迅速な対応が必要となります。

【施設の経年劣化を踏まえた安全・安心の確保と長寿命化への取組】

デッキ園路や水の苑地のポンプ設備等は設置から約20年が経過しており、経年劣化が進んでいます。こまめな維持管理による安全・安心の確保と長寿命化への取組が求められます。



城山と津久井湖



花の苑地



パークセンター周辺



水の苑地



展望広場からの眺望

イ 本公園の総合的な管理運営方針

グループ代表は本公園の開園当初より管理運営を続けており、公園の歴史や自然、地域とのつながりを大切に管理運営してきました。その間、県の業務評価においても、花の見どころづくり等の植物管理、市や博物館等と連携した津久井城の研究とそれを活かした展示やイベント等により、高い評価をいただき、来園者数も増加しています。

指定管理業務評価結果 最終評価	H27	H28	H29	H30
	優良	優良	特に優良	特に優良
指定管理期間の 平均来園者数	前期（H21～26年度）		今期（H27～R1年度）	
	478,106人		480,106人(前期比2,000人増)	

このような経過や本公園の特性を踏まえ、私たちは、これまでの管理運営方針のコンセプトを引き継ぎつつ、これを更に推し進めるため、以下の総合的な管理運営方針及び管理運営にあたっての3本の柱を定めます。

「しろやまオープンミュージアム」と「快適な湖畔の憩いの空間」

歴史・里山・体験ゾーン

コンセプト「しろやまオープンミュージアム」
豊かな歴史と自然をもつ城山の魅力を最大限に引き出します

水・いこい・ゾーン

コンセプト「快適な湖畔の憩いの空間」
色とりどりの花や清潔・快適な芝生広場で、津久井湖畔に快適な憩いの空間を創出していきます

- (ア) ゾーンごとの特性を活かした利用の活性化
- (イ) 幅広い利用者への自然と歴史の学習機会の提供
- (ウ) 地域との連携による地域活性化への貢献

(ア) ゾーンごとの特性を活かした利用の活性化

「歴史と里山の体験ゾーン」では歴史や里山の自然、「水といこいのゾーン」では水と花と緑が織りなす美しい景観といった異なる特性を持っています。また、中心的な利用者層も前者は散策・ハイキングの中老年及びファミリー層、後者は観光、ドライブ休憩目的の幅広い年代といった違いが見られます。こうした状況を踏まえ、地区ごとに利用者の目的やニーズに合わせたサービスを提供し、利用の活性化を図ります。



夜桜（花の苑地）

【歴史と里山の体験ゾーン】～多様な利用者ニーズに応えるプログラムの展開～

歴史学習、自然観察、里山体験、散歩、登山等、多様な利用がなされています。公園の自然や歴史資源、パークセンターや森のステージなど多様な施設を活かしたプログラムの展開、公園の畑を活用した農作業を体験し学べる新たなプログラムの実施などにより、更なる利用拡大に努めます。

- ・貴重な自然や歴史資源を保全するとともに、昔ながらの道具や方法を用いた農作業を行うなど、来園者に里山の自然と歴史を満喫していただける空間を創出
- ・公園の自然や歴史、登山道やパークセンター、森のステージなどの多様な施設を活かした利用者ニーズに応じた多様なプログラムの展開
- ・「野菜大学」の新規開催など、里山体験プログラムの充実・強化

【水といこいのゾーン】～広域からの来訪者へ憩いの場を提供～

国道沿いにある立地や湖へ開けた眺望、花壇や芝生の魅力的な修景を活かし、広域からの自動車や自転車、公共交通機関での来訪者が立ち寄り、憩う場を提供します。

特に自転車利用者に対しては、本公園の周辺が東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の自転車競技のコースに設定されていることから、サービスを拡充し、サイクルスポーツの振興を通じた地域活性化に貢献します。



ルピナス（水の苑地）

- ・ **花の苑地**：国道沿いの敷地やガーデンテラスにおいて、サカタのタネ GS のノウハウにより花修景を充実し、利用促進並びに利用者満足度の向上を図る
- ・ **水の苑地**：大型花壇やカスケード（階段状に連続する滝）等の水景施設を活かし、ルピナスなどの大規模花修景と滝や湖の水、芝生広場の緑による美しい景観を創出
- ・ 地域の観光協会等と連携し、桜まつり等、地域一体となった様々なイベントを展開
- ・ サイクリスト向けサービスの充実

【両ゾーン共通】～多様な利用者の誰もが安心して利用できる環境づくり～

今後の利用者の更なる増加も踏まえ、子どもや高齢者、障がい者等、本公園の多様な利用者の誰もが安全で快適に利用できる環境をつくりまします。

- ・ 清掃、巡視、保守点検、補修等を適切に行い、園路（登山道）や遊具等、園内の安全安心を確保
- ・ 事故や大雨警報等の異常気象等の緊急事態発生時及び大規模災害発生時の体制や対応について、日頃から資機材の確認や訓練等を行い、災害発生時には、来園者の安全確保を第一に迅速に対応
- ・ 車椅子やルーベ等の貸し出し、多言語対応等、ユニバーサルサービスを充実

（イ）幅広い利用者への自然と歴史の学習機会の提供

歴史と里山の体験ゾーンを中心に、本公園が有する歴史・自然資源について、子どもから大人、愛好者まで幅広い利用者が楽しみながら学ぶ機会を提供します。

- ・ 子どもから大人まで、また初心者から上級者まで、利用者の興味の程度に応じた多様な学習プログラムを提供
- ・ 誰でもいつでも公園の歴史や自然を学べるよう、パークセンターの展示・解説、園内の案内板、QRコード等のセルフガイドツールを充実
- ・ 学校利用、団体利用による歴史学習、環境学習を積極的に支援し、周辺施設と連携した学習プログラムを提供
- ・ 公園ホームページや SNS 等で歴史や自然に関する情報を発信
- ・ 大学や博物館等と連携して公園内の歴史・自然の調査研究を行い、その成果をプログラムに活用
- ・ 本公園の貴重な自然環境と歴史資源を今後も利用者に楽しんでいただけるよう、保全と活用の適切なバランスに配慮した維持管理を実施



職員による歴史・自然の解説

(ウ) 地域との連携による地域活性化への貢献

本公園は、津久井湖城山地域のシンボルとして、地域の人々をはじめ、多くの方に愛されてきました。今後も、観光協会や福祉施設等、地域の様々な主体とのパートナーシップを大切に、賑わいの創出、地域の雇用の創出など地域に貢献していきます。

- ・地域資源を活かし、周辺施設等と連携したイベントの実施や観光情報の発信など、地域全体の魅力づくりの取組と発信
- ・障がい者就労施設への園内清掃の業務委託等、福祉施設との協働
- ・津久井城ブランド等の地元製品の展示など、地産地消や地元製品の普及・PR
- ・地元観光協会や公共交通機関等と密に連携した広報やWebを活用した情報発信により、広域からの集客を促進
- ・ボランティア活動を促進し、市民同士の交流や園内での生涯学習を支援

(3) 利用者や地域住民、環境等に配慮した管理運営方針

ア 平等な利用の確保

公園は、子どもから高齢者、障がい者、外国の方などの利用者や、地域団体、ボランティア団体など様々な立場の方が利用されるため、関係法令や利用ルール等を遵守し、指定管理者としての責務に基づき平等な利用を確保します。

- ・利用ルールの徹底
- ・ユニバーサル対応
- ・多様な人に届く情報発信の工夫

イ 利用者や地域住民等の意見を反映した公園づくりの推進

利用者や地域の人々の声を真摯に受け止め、双方向のコミュニケーションを図りながら、より魅力的な公園づくりを進めます。

- ・学識経験者や地元自治会、行政機関等からなる「県立津久井湖城山公園整備と管理・運営に関する連絡会」の事務局として地域住民等の声を積極的に取り入れる
- ・公園モニターや利用者アンケート等の実施と業務改善への反映
- ・利用者や地域と連携した維持管理、イベント開催、防災対策等の実施

ウ 環境に配慮した管理運営

環境に配慮した管理運営を行うとともに、利用者への普及啓発に取り組むなど、環境負荷の軽減や生物多様性の保全等を推進します。

- ・独自の「環境マネジメントシステム」による総合的な環境マネジメントを推進
- ・利用者に対するゴミの分別や減量への協力の呼び掛け
- ・地域と連携して周辺道路の清掃活動を行う「ゴミゼロアクセス」、公園周辺の生活環境に配慮した維持管理
- ・太陽光発電による再生可能エネルギーや電気自動車の活用等、CO2 排出抑制
- ・発生材のチップ化、クラフト体験の材料としての活用等、資源の再利用
- ・ボランティア等との協働によるモニタリングの実施など公園の緑や希少な動植物の保全やこれを踏まえた樹林更新計画の作成等による樹林地の健全育成
- ・再生可能エネルギーを活用した電力の積極的活用

計画書2「業務の一部を委託する場合の考え方、業務内容等」

(1) 当該公園の管理基準等を踏まえた効果的、効率的な委託の考え方

ア 直営を基本に専門技術を要する管理業務等を委託

常に安全で快適な施設管理を実施するためには、公園の特性を熟知した職員による管理が効果的、効率的であるので、できるだけ直営*で、きめ細やかな維持管理を行うことを基本にします。

※植物管理等の直営作業にかかる人件費は、付属書類「ア 収支計画書」の「人件費」に計上しています。

一方、法令等に基づく業務、専門技術・資格・特殊な機器類を要する業務、危険を伴う業務等は、委託します。

イ 高齢者や障がい者の就労支援の観点からの委託

さらに、繁忙期には、効率性の観点から直営の補助となるような管理業務についても委託し、その際は、高齢者の就労促進の観点から、シルバー人材センターなどを活用するとともに、日常業務の中で、障がい者の就労支援に資する業務についても、支援施設にできるかぎり委託します。

【具体的な委託業務内容】

区分	管理項目	管理内容	業務内容	理由	発注者例
植物管理	高木管理	枝下し・枯損木処理	樹勢悪化木・支障枝の除去	高度な技術と高所作業で危険を伴うため	地元造園業者
	花壇管理	花壇	花植え・花芽摘み	繁忙期の効率的な管理及び高齢者の就労支援に資するため	■
	草地管理	除草	下草刈り・急斜面地の除草	高度な技術と高所作業で危険を伴うため	地元造園業者
			急斜面地以外の園内除草	繁忙期の効率的な管理及び高齢者の就労支援に資するため	■
施設管理	法定点検	消防設備・建築設備・電気工作物等	電気事業法・消防法による法定点検や建築基準法・遊具指針による点検等	法律の定めに基づき実施免許・専門的技術を要するため	専門業者
	定期点検	自動ドア・遊具施設			専門業者
	警備業務	機械・巡回警備	機械・巡回警備	免許・専門的技術を要するため	専門業者
清掃管理	設備清掃	噴水設備・雨水設備・建物設備等清掃	噴水、水路側溝、建物設備等清掃	専門的技術を要するため	専門業者
			事務室、展示室、園内トイレ清掃	高齢者の就労支援に資するため	■
	ゴミ処理	事業ゴミ処理	ゴミ搬出・処理	免許を必要とする業務であるため	専門業者
	園内清掃	ゴミ拾い、園路・手すり等簡易清掃		障がい者の就労支援に資するため	障がい者就労施設

ウ 委託先の選定方法

(ア) 構成団体ごとの選定方法

■グループ代表

- ・競争性・透明性・公平性の確保と業務の品質確保に十分配慮した公募型競争入札を基本
- ・右記規程により選定の手順や条件を明文化
- ・専門性の高い一部の業務を除き、地元優先の地域要件を設定
- ・県の入札手続きを参考に募集開始から入札まで一定期間を設け、募集内容を協会 Web ページや公園内掲示、専門新聞紙面に掲載し広く公表
- ・委託先は、原則、県の競争入札参加資格者名簿に登録があり、業務に必要な免許・資格や豊富な業務実績を有することを条件として設定

委託業者選定に関する規程等

- ・公益財団法人神奈川県公園協会会計規程
- ・競争入札参加要件等設定委員会要領
- ・競争入札参加要件設定に係る基準
- ・指名業者選定基準

■サカタのタネGS

- ・ [] へ委託をすることによる質の高い緑花空間の維持管理
- ・花苗の委託に関しても、長年サカタのタネ品種を多数生産している [] に生産委託することで、地産地消と高品質な花苗の確保を実現

(イ) 共通

- ・暴力団排除条例や労働関係法令等を遵守し、社会保険料や事業税等を適切に納付している者から選定することで委託先の信頼性や業務の水準を確保

エ 県内（地域）企業への委託の考え方

(ア) 地域企業への積極的な発注

地域の企業はその地域に精通しており、迅速かつきめ細かい対応が可能です。また、地域経済への貢献や地域連携の視点からも、県内企業へ発注します。

【実績】

本公園では委託業務の9割以上を相模原市内の企業を中心とする県内企業に発注しています。
 （令和元年実績）相模原市内 71 件/県内 23 件/市内含む県内企業発注率 90.4%(全体 104 件)

今後も地域雇用の確保などの観点から地元企業、シルバー人材センター、障がい者就労施設等の活用を図り、引き続き県内（地域）の中小企業等（「神奈川県中小企業・小規模企業活性化推進条例」第2条に定める者又は準ずる者）の力を活用します。

(イ) 地産地消の観点からの取組

[] に大型花壇への植栽用として、水の苑地のルピナス苗 10,000 株の生産を委託するなど、公園の花苗はできる限り地元から調達します。また、公園まつりで使用する野菜等の食材は [] などから購入し、地産地消に取り組んでいます。

(ウ) 障がい者就労支援の観点からの取組

グループ代表の「障がい者就労施設等からの物品等の調達方針」に基づき、障がい者就労施設への委託や施設からの物品の調達を推進します。また、障がい者の方が生産した物品の販売場所として公園を提供するなど、障がい者の自立支援に引き続き取り組みます。

【実績】

- ・グループ代表実績（令和元年度調達目標 8,500 千円、実績 8,784 千円）：委託+物品調達
- ・令和元年度津久井湖城山公園実績：160 千円
- … [] への委託（園内清掃等業務）

計画書3「施設の維持管理」

(1) 公園の特性と課題を踏まえた維持管理の考え方

ア 本公園の特性と維持管理における課題

(ア) 歴史と里山の体験ゾーン

里山の豊かな自然環境と貴重な歴史資源を有するゾーンです。

- ➔ その魅力である豊かな自然と貴重な歴史遺構を後世まで残していくこと、園地の多くを占める樹林地の高木化・密生化を踏まえた樹林地の安全確保と貴重な自然資源でもある樹林地の健全育成が課題となっています。

(イ) 水といこいのゾーン

湖の水景、花や芝生の美しい景観が広がる空間です。毎年桜祭りが盛大に開催され、桜も大きな魅力となっています。

- ➔ 桜の老木化への対応が課題となっています。また、特に花の苑地においては、前面の国道から苑地の花等の景観が見えにくいという課題があります。

(ウ) 公園全体

本公園は、開園から20年余りと県立公園の中では新しい公園ですが、公園内に点在する各施設には、経年劣化も見られます。こうした状況を踏まえた、施設の安全管理と長寿命化の取組が必要となります。

イ 特性や課題を踏まえた維持管理の考え方と重点的取組

(ア) 歴史と里山の体験ゾーン

■ポイント① 自然と歴史の保全と利用のバランスに配慮した維持管理

自然や歴史に関して幅広い知識と経験を持つ職員を配置し、来園者に豊かな自然や貴重な歴史遺構を楽しんでいただきつつ、貴重な自然と歴史遺構を保全します。

重点的取組：GPSを用いた動植物の分布調査やモニタリングなど、ボランティアと連携した希少な動植物の保全（提案書3(4)ア(ア)参照）

■ポイント② 適正な樹林管理による利用者の安全確保と樹林地の保全

高木化・密生化した樹林地においては、枯損木の処理など、登山道を含めた園路沿いを中心とした安全性に配慮した管理が必要です。また、密生化等の進行により、森林景観を変化させ、生物多様性の保全にも影響を及ぼすことが懸念されるため、今後は、これまで以上に計画的な樹林地管理を行い、利用者の安全確保と樹林地の健全育成を図ります。

重点的取組：植生調査等を踏まえた樹林更新計画による樹林地管理（提案書3(4)ア(イ)参照）



GPSを使った植生調査

(イ) 水といこいのゾーン

■ポイント③ 花・水・芝生による観光地らしい魅力的な景観の創出

花の苑地、水の苑地からなる「水といこいのゾーン」は、国道沿いにあり、広域からのアクセスが良く、観光拠点としての利用が期待できることから、津久井湖の水景や花壇・芝生による魅力的な景観を創出し、広域からの利用者が憩える観光スポットにふさわしい維持管理を行います。特に花の苑地では、国道からの花の視認性の向上を図る取組を行います。

重点的取組：花の苑地における国道沿いの花修景強化とボランティアの技術向上によるまちの緑化推進（提案書3(4)イ(ア)参照）



ボランティアによる花植え

■ポイント④ 老木化・高木化が課題となっている桜の保全・育成

水の苑地、花の苑地では、毎年、桜祭りが開かれ、多くの来園者で賑わうなど、

両苑地の桜は、地域の貴重な観光資源です。しかしながら、近年、この桜についても、老木化・高木化が課題となっていることから、その保全・育成にしっかり取り組んでいきます。

重点的取組：地域と連携した「^{がくどう} 峯堂桜（津久井地域が輩出した政治家尾崎峯堂にちなんだ桜）」の育成（提案書3（4）イ（イ）参照）



地域と連携した植樹の紹介記事

(ウ) 公園全体

■ポイント⑤ 安全確保と長寿命化に配慮した施設管理

公園内に点在する各施設には、経年劣化が見られるものがあるため、点検と連動した速やかな修繕や計画的な維持管理により、施設の安全確保と長寿命化を図ります。

重点的取組：施設の安全確保と長寿命化を図る工作物重点維持管理デー（提案書3（2）ア（ウ）参照）

■ポイント⑥ 地域との協働による維持管理

ボランティアによる花壇等の管理、XXXXXXXXXX障がい者就労施設等による植物管理や清掃の実施など、地域との協働による維持管理により、地域に愛される公園となるとともに、地域活性化に貢献します。

- ・ボランティアとの協働による花壇や畑の管理、貴重な動植物のモニタリング等
- ・繁忙期の除草やトイレ清掃はXXXXXXXXXX地元管理会社に発注
- ・園路等園内清掃は障がい者就労施設に発注



(2) 施設保守点検業務、小破修繕業務等の実施方針

ア 保守点検修繕業務 ～日々の園内点検・維持管理の徹底～

毎朝、園内巡視により施設点検を行い、点検報告を取りまとめて、安全措置が必要なものについては即刻対応するなど、**日々の園内点検を徹底し**、来園者の安全確保に努めます。また、本公園は開園から約20年が経過して施設の経年劣化もあります。**県策定の長寿命化計画を踏まえ**、施設の特性を踏まえたきめ細かな維持管理を図り、維持管理コストの縮減や平滑化に資する長寿命化対策に取り組めます。

(ア) 保守点検

- 日常点検**：慣れ防止のため、職員をローテーションしながら毎日巡視し点検します。また、XXXXXXXXXXを行い、施設の保守、長寿命化に努めます。
- 専門点検**：電気点検や受水槽点検、消防設備点検や建築物点検、空調点検は、法に基づく点検を専門業者に委託して行います。

(イ) 具体的な各施設の点検等

■登山道

- ・登山道巡視を月2回実施して、倒木や落石等の状況を把握し、異常があれば県へ情報提供するとともに、安全措置が必要なものについては即刻対応
- ・さらにXXXXXXXXXX**必要な修繕を行い登山者の安全を確保**

- 遊具、デッキ園路**：専門業者による定期点検の他、日常の巡視やこまめな点検を行い、簡易に修繕が可能な箇所については即刻対応

【樹林地】直営による枯損木や枯枝発生個所の重点的な点検

(ア) トイレ

トイレは「公園の顔」であり、毎日の清掃の他、計画的に特別清掃を行って快適な利用に供します。

- ・山頂以外のトイレは週4回（小網トイレは週3回）の委託清掃、それ以外の日も直営で清掃。
- ・山頂トイレは月1回（1～3月を除く）の定期清掃以外に、登山道巡視（月2回）の際も簡易清掃を実施
- ・臭気対策として消臭剤や消臭用炭を設置
- ・業者委託による特別清掃(便器の黄ばみ取り)を隔年で実施(県の仕様でない独自の提案) **[NEW]**

(イ) 園路や噴水等の屋外施設

- ・全職員による園内の日常的なゴミ拾いや清掃の徹底、清潔さと美観の保持
- ・噴水やカスケード等は、定期清掃のほか日常的に水面及び堆積ごみの除去
- ・濡れると滑りやすくなるデッキ園路は落ち葉等を除去し、必要に応じて高圧洗浄を実施して清潔さや安全性を保持

(ウ) パークセンターや研修棟の屋内施設

- ・週4回の清掃委託。 ██████████ 月1回のワックス清掃を実施

(エ) 降雪時の対応（県の仕様でない独自の提案）

- ・冬季の降雪時には、利用者の安全確保のため、園路や広場を直営又は必要に応じて業者委託による機械除雪を実施

イ 受付業務 ～多様な利用者の誰もが安心して利用できる環境づくり～

職員全員が、「笑顔」、「挨拶」、「身だしなみ」を大切にし、利用者との双方向コミュニケーションを重視したホスピタリティ溢れる接客をします。

また、本公園では、福祉施設の利用者も多いことから、スタッフが「心のバリアフリー推進員養成講座」を受講するなどにより理解を深め、窓口には「耳マーク」を掲示し、筆談の用意をするなど、障がいのある方も安心して利用できる環境をつくりま

ウ 警備業務 ～委託業者と職員が一体となった園内警備～

夜間や年末年始の職員不在時には、機械警備により、建物不法侵入者や火災の監視にあたります。また、繁忙期の夜間には巡回警備員が園内を巡視し、年末年始には登山道も含めて巡視にあたり、犯罪や事故防止を図ります。緊急事態が発生した場合には、緊急連絡網により警備会社から職員に連絡があり、警備会社職員と公園職員が一体となって園内警備にあたります。

また、繁忙期には、円滑な駐車場利用や周辺道路の渋滞対策のため、 ██████████

(4) 樹林地や草地の管理、樹木、芝生、草花などの植物管理業務等の実施方針

ア 歴史と里山の体験ゾーン

(ア) 自然と歴史の保全と利用のバランスに配慮した維持管理

■自然環境の保全

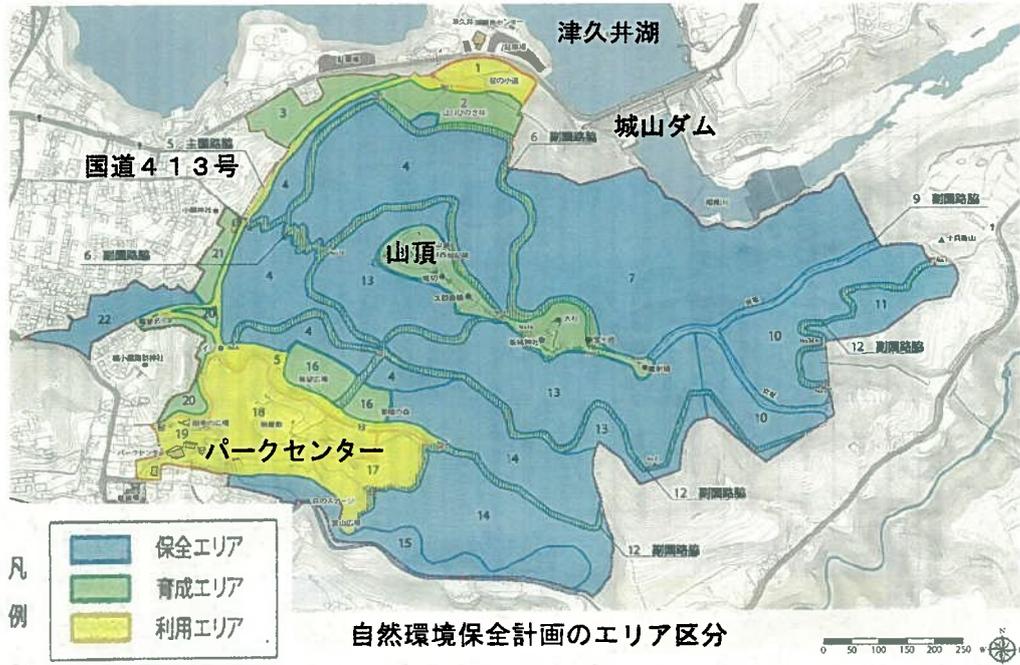
自然に関して幅広い知識と経験を持つ職員を配置し、来園者に豊かな自然を楽しんでいただきつつ、貴重な自然環境を保全します。

【「自然環境保全計画」に沿った維持管理】

相模原市立博物館や環境ボランティア、県、指定管理者からなる「自然環境に関する連絡会」が策定した「自然環境保全計画（平成26年2月）」の以下の3つのエリア区分に従い、保全と利用のバランスに配慮した維持管理を行います。

- ・ **保全エリア**…自然の保全を優先し、ほとんど手を入れないエリア
- ・ **育成エリア**…部分的に林床を管理し長期的計画で樹林更新を行うエリア
- ・ **利用エリア**…多くの来園者が訪れるため、来園者が快適に利用できる植栽管理を行うエリア

また、県と指定管理者が事務局をつとめる「県立津久井湖城山公園整備と管理・運営に関する連絡会」の意見も踏まえながら、本公園の貴重な自然と歴史資源の保全を図ります。



【ボランティアと連携した希少な動植物の保全】

- ・ [redacted] の希少動植物を保護
- ・ [redacted] の侵略的外来種の駆除
- ・ 希少種の盗掘に対して、看板を設置する等の啓発
- ・ イノシシやシカの獣害対策として侵入防止柵やセンサーカメラを設置

・ ボランティアや職員により動植物分布調査やモニタリングにおいて [redacted] 情報を維持管理に活用 **【NEW&重点】**

■ 歴史遺構の保全

本公園には、戦国時代の城「津久井城」や江戸時代の陣屋関連の遺構が残っています。歴史や文化財の専門的知識を有する職員を配置し、今後も継続的に、来園者に歴史を体感していただけるよう遺構を適切に保護します。

- ・ 草木の繁茂により堅堀や土塁等の遺構の観察に支障がないよう、除草を実施
- ・ 崩落しかけた古道の補修*や [redacted]



古道の補修

[redacted] を実施 ※ 上の写真では、土嚢やマットで古道の崩落を防いでいます。

(イ) 適正な樹林管理による利用者の安全確保と樹林地の保全

登山道を含めた園路沿いを中心に、枯損木の処理など迅速かつ適切な対応による安全性の確保と樹林地の健全な育成を図ります。

■ **植生調査等を踏まえた樹林更新計画による樹林地管理【拡充&重点】**

樹林の高木化、密生化が進むと、今後、森林景観を変化させ、生物多様性の保全にも影響を及ぼすことが懸念されます。これまでのボランティア等とともに実施した植生調査等を踏まえ、樹林更新計画を作成する等、樹林の保全のための更なる対策の検討を行い、生態系・生物多様性の保全に、より配慮した計画的な樹林管理を行います。



- ・植生調査に加え、動植物モニタリングの実施
- ・県内で森林管理や再生の実績を有する有識者等の専門家等の意見を聞きながら、樹林更新計画を作成
- ・園内で幼木を育成 幼木の育成（試行中）→

■ **来園者の安全確保のため園路沿い等の重点的巡視点検**

- ・園路や登山道脇の樹木については、日常巡視等できめ細かく状態を把握し、必要に応じて樹木医による診断を実施。
- ・巡視等の際に危険木や枝を発見した場合には、除去や立入り禁止措置等の安全確保措置を速やかに実施するとともに、特に台風が多発する夏休み前には災害の未然防止を図るため定期点検を実施
- ・台風の後には、倒木や枝折れを中心に巡視点検を実施

■ **景観の保全や近隣住宅に配慮した樹木の剪定や伐採**

- ・山頂や鷹射場からの眺望や、かながわの美林 50 選及び相模原市天然記念物に登録された「江川ヒノキ林」の景観に配慮した剪定など、魅せる樹林地管理を実施
- ・住宅が隣接する樹林地は、定期的な除草や、XXXXXXXXXX
XXXXXXXXXX剪定伐採、竹林の間引きなど、住環境にも配慮した樹林地管理を実施

【実績】ナラ枯れ対策について：平成 29 年に県内で発生したナラ枯れは、昨年には県内各所で確認されました。本公園においても園路周辺等の樹木調査を行い、約 120 本のナラ枯れを発見し、県津久井治水センターと調整しながら、更なる拡大や危険木の増加を防ぐため、薬剤注入や継続的な確認を実施しています。

イ 水といこいのゾーン

(ア) 花・水・芝生による観光地らしい魅力的な景観の創出

津久井湖の水景や花壇・芝生による魅力的な景観を創出し、広域からの利用者が快適に憩える観光スポットにふさわしい維持管理を行います。

■ **花の苑地：花修景の強化とボランティアの技術向上によるまちの緑化推進**

サカタのタネ GS の専門家の助言・指導による花修景の魅力向上とまちの緑化推進

駐車場の国道沿い・山側の桜の小道：駐車場国道沿いの花修景や山側の桜の小道への彼岸花を増やす等、通過交通への訴求効果を高めるため、国道沿いの花修景を強化

【拡充&重点】

ガーデンテラス：全体デザインの検討や花壇ごとの植栽品種の決定についてサカタのタネ GS の専門家の助言を受け、年間を通じて楽しめる花修景の魅力を上



国道沿いに創出する花修景イメージ（相模原公園の事例）

ボランティアへの指導：花壇管理において、ボランティアと連携し、親しまれる公園づくりに取り組むとともに、サカタのタネ GS の専門家の指導を受けられる仕組みを設けボランティアのガーデニング技術の向上を図り、まちの緑化推進にも貢献

■ **水の苑地** : 季節に合わせた魅力的な花修景による華やかな景観の演出

【大型花壇】 5月は1万株の混合色のルピナス、8~9月は同数の大輪咲きジニアによる大規模な花修景を実施

【下段の中規模花壇】 コキアや菜の花など水景に馴染む花で利用者の憩いの場を演出

■ **両苑地共通** : 高品質な芝の管理による美しい景観と快適な利用空間の提供

両苑地の景観を構成する重要な要素である芝生については基準以上の細やかな維持管理により、美しい景観と快適な利用空間をつくります。

(イ) **老木化・高木化が課題となっている桜の保全・育成**

老木化・高木化が課題となっている桜の保全・育成にしっかり取り組んでいきます。

■ **地域と連携した「罌堂桜」の育成** 【重点】

津久井地域が輩出した政治家尾崎罌堂にちなんだ「罌堂桜」をはじめとした桜を地域に植栽し、地域活力とする活動を行う地元の [] に参加し、地域の人々と共に、桜の名所である本公園の桜を守り育てていきます。



[] で植樹した桜→

■ **樹高を抑える剪定の実施や病害虫防除**

樹木医など専門家の意見を聞きながら、将来を見据え、樹高を抑える剪定を計画的に実施します。

また、テング巢病の罹患枝は速やかに除去するとともに、被害が近県でも確認されているクビアカツヤカミキリ(特定外来生物)にも注意を払い、発見した場合には速やかに防除し、関係機関への報告等、被害防止に努めます。

■ **県の仕様でない独自の提案**

業務内容	方 策	主な理由
樹木点検	[]	倒木の未然防止のため
樹木診断	[]	倒木の未然防止のため

ウ 公園全体

(ア) **草地の病害虫予防、外来種除去作業**

園内には [] など外来種が流入してきているため、こまめな点検と人力除草等により除去し、生物多様性保全と利用者の快適性を確保します。

(イ) **発生材の活用**

- ・ 剪定枝や伐木した枯損木等はチップ化、ベンチやクラフト体験などの材料に活用し、環境負荷の軽減や資源循環型の維持管理（ゼロエミッション）を推進
- ・ 近隣自治会や教育機関、その他利用者で活用いただける発生材を園内に集積して提供

(ウ) **駐車場や公園入口におけるウェルカムな雰囲気づくり**

車での来園者を最初にお迎えする場である駐車場や公園入口について、清掃を徹底するとともに、花の彩りなどによりウェルカムな雰囲気をつくります。

■ **パークセンター周辺・公園入口付近の花の彩り**

- ・ 花壇の他、ハンギングバスケット設置による彩りの創出
- ・ 津久井城主内藤氏家紋にちなんで植栽された藤棚をより利用者に楽しんでいただくため、 [] 植え替え



ハンギングバスケットによるお出迎え

【令和4年度の主な実施内容】

- トイレ清掃において、業者委託による特別清掃（便器の黄ばみ取り）を実施。
- 樹林更新計画作成のため、専門家等へ意見聴取を行う。
- サカタのタネGSの専門家の助言を受け、年間を通じて楽しめる花修景の魅力を向上するための、年間計画を作成。
- 花壇管理において、ボランティアと連携し、親しまれる公園づくりに取り組むとともに、サカタのタネGSの専門家の指導を受けられる仕組みづくりに向けた検討を行う。
- 樹木診断を行うための下準備

計画書 4 「利用促進のための取組」

(1) 公園の特性や利用状況（繁忙期・閑散期等）、新しい生活様式などの社会状況に応じて、多くの利用を図るために実施する事業の実施方針、内容等（有料施設は除く）

ゾーンごとの特性を活かして利用者ニーズを踏まえたサービスの提供やプログラム・イベントを実施します。

なお、各イベント等実施後にアンケートを実施する等、双方向のコミュニケーションを図りながら、利用者ニーズを把握し、より良いサービス提供に努めていきます。

ア 歴史と里山の体験ゾーン

(ア) 歴史や自然の学習機会の提供

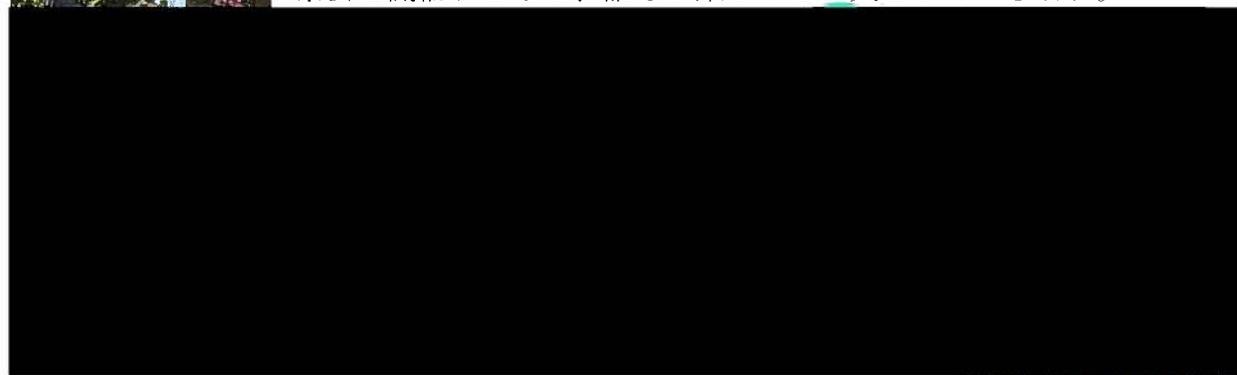
「しろやまオープンミュージアム」をコンセプトに、歴史や自然資源を最大限に活かし、自然や歴史への関心の度合い等に応じ、多様なニーズに応えられる体験プログラムやイベント、展示やセルフガイドシステムを展開します。また、これらのイベントを通じて、体験プログラムやイベントを運営するボランティア人材の育成を図ります。

■ターゲットを明確にしたプログラムの展開



風雲！つくい城

ターゲット層を明確にしたイベントを展開し、手話付きの自然観察会を開催するなど、誰もが楽しめる工夫をしています。



→ さらに、上級者の中から自然体験プログラムのリーダーや歴史ガイドボランティアを募り活躍していただくことにより、利用者が積極的に関われる市民参加型の公園運営を目指しています。



城山キャッスリング

自然体験学習プログラム	歴史体験学習プログラム
<ul style="list-style-type: none"> ・しろやま子ども探検隊(子どもが楽しく自然と親しめるよう、興味を引く題材で園内を探検) 	<ul style="list-style-type: none"> ・津久井城子どもの日(折り紙兜づくりや大将格甲冑試着) ・風雲！津久井城(複数のミニゲームをクリアして城を守り、褒美をもらう) ・こども考古学体験 [NEW] (子どもが楽しく考古学について学べる体験講座)
<ul style="list-style-type: none"> ・スタンプラリー(パークセンター内で自然と歴史に関するスタンプを集める) 	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史クイズラリー(根小屋地区内10か所のクイズを巡って城を攻略)
<ul style="list-style-type: none"> ・クラフト体験「森と遊ぼう！」(月に異なる園内の自然物を使った工作) ・自然オリエンテーリング [NEW] (園内数か所のクイズをめぐる自然を楽しむ) ・自然観察会(テーマを決めてボランティア講師が園内ガイド) ・いきものがたり(ムササビの生態学習と観察会) ・いきものウォッチング(ボランティアグループが園内の動植物をガイド) 	<ul style="list-style-type: none"> ・城山キャッスリング(城の細部まで精通した解説員と歩くガイド登山) ・津久井城まつり(津久井衆甲冑隊の劇などを行う祭り) ・津久井城開城記念の日(開城=落城の日に合わせて城主内藤氏の墓参など)
<ul style="list-style-type: none"> ・城山昆虫ふれあい講座(精通者による3回の連続講座・実地観察) 	<ul style="list-style-type: none"> ・つくい考古学講座(神奈川の中世城郭や津久井の歴史、県内の発掘調査最新情報に関する講座) ・津久井城市民協働調査(年間を通じた研修を経て、11月に津久井城の発掘調査)

【実績】～「津久井城市民協働調査」～

相模原市文化財保護課、相模原市立博物館と連携し、ボランティアを中心として行っている調査です。年間を通じた研修や城郭視察などのプログラムを経て発掘調査を11月に行い、収穫感謝祭と同時に現地説明会を開催し、来園者に発掘現場を見ていただきます。調査成果は市立博物館やパークセンターに展示します。参加者の中から城山ガイドボランティアを募っています。

■遠足や校外学習の新たなプログラム作成

現在も学校の遠足や校外学習で多くの利用者を受入れており、園内での歴史や自然の解説等をするほか、必要に応じて出張講座も行っています。

今後は津久井湖協会*等とも連携し、城山ダムを含めた津久井・城山地区の歴史と津久井地区の自然について学べる「校外学習プログラム」を作成し、広く市内・県内の学校に周知し、公園及び地域全体の更なる活性化を図ります。

「ダムを含めた地域の歴史・自然を学べる校外学習プログラム」【NEW】



※【津久井湖協会】

一般財団法人津久井湖協会は、城山ダム建設に伴う水没者の、将来における生活の安定向上を恒常的に図ることを目的に設立された団体。本公園「水の苑地」の一角にあり、水没時の資料や身近な生活用具、水没前の風景やダム建設状況などを展示する津久井湖記念館の運営を行っている。

(イ) 展示やセルフガイドシステムによる自習環境の整備

■パークセンターでの展示等

パークセンターでは「城山」の歴史や遺構、自然について学べる「季節ごとの手作り展示」に加え、旬な情報を毎日お知らせする「今月の公園」「今日の公園」を作成しています。

また、位置づけ、来園者からの要望に応じて丁寧な展示解説やスライド解説でわかりやすく歴史や自然を利用者に解説します。



「今月の公園」(毎日の公園情報をカレンダー式に日々展示)

【季節ごとの手作り展示】

園内で見られる季節ごとの動植物に視点を当て、散策の際に役立つ情報を発信します。展示は手に取って体験できる展示を心掛け、スタンプラリーや簡易な工作と併せて楽しく学べる工夫をしています。



「季節ごとの手づくり展示」

■セルフガイドシステムの充実強化

【ガイドブック等の刊行】

- ・県と協働で作成した、本公園の歴史と自然のガイドブックである「津久井城ものがたり」(600円)、「自然のモザイクざくざく案内」(500円)をパークセンターで販売
- ・城山に関する伝承等をまとめた冊子を新たに刊行し販売



既刊ガイドブック

【NEW】

【セルフガイド・フィールド展示】

- ・「津久井城電子案内」：現地にQRコードを掲示し、これをスマートフォン等で読み取ることで、津久井城遺構の詳細な解説が見られるITセルフガイドシステムの充実
- ・「城山の自然電子案内」：自然に関する情報についてもITセルフガイドシステムを導入【NEW】
- ・「はやうま」：根小屋地区デッキ園路手すりに植物の匂に合わせて付け替える看板。戦国時代の早馬のようにリアルタイムで楽しい情報を発信



津久井城電子案内



はやうま

(ウ) 里山の暮らし体験

■ 農業体験プログラムの充実・強化

【ボランティアと連携した畑の管理と農体験イベントの開催】

- ・SKT（すけっと）ボランティア畑班と連携して根小屋地区の畑を管理。収穫の際は、唐箕や足踏み式脱穀機などの昔の農器具を使用し、里山の暮らしを再現
- ・7月に大豆（津久井在来大豆）の種まき体験、11月に小麦の種まき体験プログラムを実施
- ・「戦国農園」では、戦国時代にも栽培されていたエゴマ等を栽培

【農体験プログラム「野菜大学」の新規開催】 【NEW】

農業指導者を招き、野菜栽培をやりたい方、技術を深めたい方を対象に、「野菜大学」プログラムを開催します。幅広い世代の方に農体験の場を提供し、公園に愛着を感じていただき、農体験に関心を持っていただいた参加者をボランティア活動に勧誘します。

- ・サカタのタネGSの専門家による、野菜づくり講習や相談会を年10回程度実施
- ・各講習会では、テーマを設定し、野菜づくりに関する幅広いニーズに対応
- ・講習会を通じ公園の畑に触れてもらいながら、公園への愛着や仲間づくりの意欲を育て、ボランティア活動への参加を促進

<「野菜大学」開催スケジュール>



■ 里山体験イベントの開催

【収穫感謝祭の開催】

本公園のボランティアをはじめ地元市民団体等と連携し、城山の歴史や自然、実りを楽しむ体験イベントを実施します。

- ・園内収穫小麦を用いた「うどん製作体験」や「昔の農機具や竹細工体験」など里山体験プログラムを実施
- ・公園で栽培した小麦で作ったうどんや地場食材満載の鍋物を提供



収穫感謝祭

【その他の里山体験】

- ・パークセンターでの組み紐作り体験や竹馬・すごろくなど手作りの昔遊びの貸出

- ・ [] 地域の伝統的産品である「酒まんじゅうづくり」体験会を開催
- ・ 里山の自然素材を活かし、研修棟で季節に合わせたテーマごとにクラフト体験を提供（毎週土日祝日開催）



酒まんじゅう作り体験

（エ）城山の起伏や緑を活かして健康に

城山の起伏を活かし、緑の中で気軽にできる健康プログラムを提供するなどにより、未病の改善、健康づくりを支援します。

■子どもから大人まで日常の運動を促進するプログラムの提供

- ・「**つくい健康行脚**」：園内キロポストを活用し、ウォーキングコース設定。ウォーキング実施ごとに押印するカードを配付し、押印個数により津久井城手拭いなどの景品授与。
- ・「**公園で気軽にストレッチ**」：園内に、ベンチや竹ホウキを利用した簡易なストレッチ体操をセルフでできる用具と解説看板を設置。簡易な運動プログラムを提供 **【拡充】**
- ・「**健康器具等の貸し出し**」
- ・万歩計の貸出、血圧計の設置
- ・ノルディックウォーキングのポール貸出 **【NEW】**



竹ホウキとストレッチ解説看板

（オ）森で音楽を楽しむ（森のステージの有効活用）

地元音楽家や音楽愛好家と連携した音楽会や子育て世代向けの音楽イベントを開催し、音楽を通じた交流の場を提供します。

- ・地元のプロ・セミプロの音楽家による「**森のコンサート**」
 - ・地域のアマチュア音楽家が集う「**もりの音楽会**」
 - ・全国のオカリナ奏者が集まる「**オカリナフェス**」
 - ・「0歳から音楽を楽しもう」をコンセプトに、年3回開催する **うたうたげ**
- 「うたうたげ」は、音楽と童話のコラボレーションや手作り楽器と一緒に演奏するなど、子育て支援も兼ねたイベント



うたうたげ

イ 水といこいのゾーン

花と緑と水の美しい景観をつくとともに、地域と連携した四季折々のイベントや利用者サービスの充実により、「快適な湖畔の憩いの空間」を創出し、利用促進を図ります。

■地域と連携した四季折々のイベントの開催

- ・市や地元観光協会との協働事業として春には「**桜まつり**」「**ルピナスまつり**」、秋冬には「**イルミネーション**」「**つくい湖湖上祭**」を実施



ルピナスまつり

■サイクリスト向けサービスの充実強化

公園のある相模原市緑区では、東京 2020 オリンピック・パラリンピック大会の自転車競技が開催される予定となっており、今もサイクリストに人気のエリアです。こうしたニーズを捉え、サイクリスト向けの施設やアメニティの充実を図ります。

- ・サイクリングスタンドの増設（4⇒9基）や空気入れ、休憩用の簡易ベンチの設置
- ・駐輪場の増設、より利便性の高い場所への移動を県津久井治水センターと協議しながら検討 **【拡充】**
- ・ [] と連携して公園周辺サイクリングマップを作成し、地元観光を活性化 **【NEW】**
- ・ [] と連携したサイクリングスタンプラリーを開催 **【NEW】**

ウ 公園全体

(ア) 繁忙期（春と秋）・閑散期（夏と厳冬期）に応じた利用促進

■ 繁忙期の利用促進

【円滑な駐車場の利用を図るための多様な対策(独自の取組)】

- ・安全確保や駐車待ちによる周辺道路の渋滞等防止のため、
[] を実施
- ・桜祭りやルピナス祭りなどの大規模イベント時には、
[] するほか、イベント時以外の観光シーズン
休日においても、臨時駐車スペースを設置
- ・根小屋地区でのイベント時の駐車場混雑緩和のため、花の苑地第2駐車場から会場までのシャトルタクシーを運行

【分散利用の促進】

遊具に利用が集中しないよう、歴史や自然のクイズラリーなど、子供も楽しめる園内セルフガイドを充実し、利用場所の平準化を図ります。

■ 閑散期の利用促進

【その季節ならではの楽しみを体験できるイベントの開催】

冬：「寒さもへっちゃら！野外遊びの日」や竹細工体験、冬ならではの自然観察会（「生き物たちの寒さ対策」等）や歴史ガイド（草が繁茂しない冬は遺構が良く観察できる）等のイベント、たき火などの催し

夏：涼しい夕方の時間帯に野外ステージで「うたうたげ」、夏ならではの自然体験（「城山昆虫ふれあい講座～虫のふしぎ？虫のすごさ！in しろやま」等）

【花やイルミネーションでの彩り】

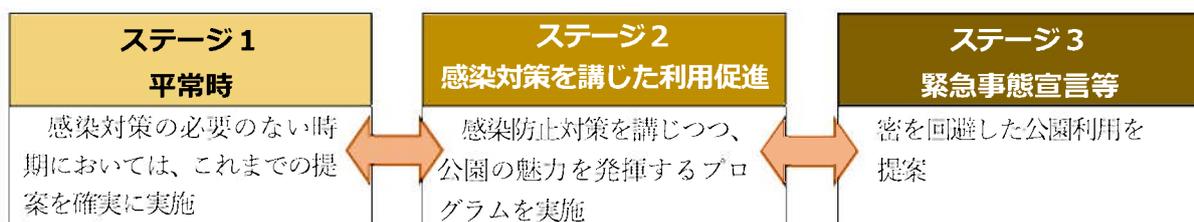
冬：地域と協働したイルミネーションの点灯(花の苑地)により津久井湖畔を彩り、冬季利用を促進

夏：大型花壇でのジニアの栽培(水の苑地)で酷暑期の無理のない公園利用を促進

(イ) 新しい生活様式に対応した利用促進

公園は、コロナ禍においても、人々が屋外の新鮮な空気の中で、花や緑に癒されながら散歩や運動を行い、心身の健康を維持する場として、重要な機能を有しています。

本公園においても、感染防止対策を徹底しながら、ニーズに沿ったサービスの提供等を行うことにより、社会インフラとしての公園機能を最大限発揮してまいります。



■ ステージ2における対応

- ・国や県の指針に従い、施設利用や公園イベント開催にあたっての留意点などを利用者やイベント共催者に周知
- ・密の回避や利用者の健康状態の把握等対策を行ったうえでのイベント開催

【イベント開催時におけるコロナ感染予防対策】（提案書9(2)ア(ウ)参照）

イベントを開催するにあたっては、県の対処方針に則って開催の可否を判断するとともに、本公園で策定した「新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン（イベント編）」に沿った対策を講じます。

- ・参加者の検温や体調確認、手洗い又は消毒等
- ・イベント参加者に対しマスク着用（運動中等は除く）、咳エチケット等の指導
- ・参加人数を減らして密を防ぎ、貸出資材及び器物等随時消毒
- ・イベント参加者名簿を作成し、連絡先を把握

■ステージ3における対応

- ・セルフガイドシステムの充実強化により、密を回避した公園利用の提案
- ・園内放送や園内掲示による密の回避やマナーの呼びかけなど、皆が気持ちよく公園を利用できる環境の整備

■コロナ禍でのニーズに対応したサービスの提供

- ・公園周辺の配達可能な店舗の情報をパークセンターに提示。密を回避できるオープンスペースの公園で気軽に食事を楽しめる環境の整備と地元飲食店の応援 **[NEW]**
- ・コロナ禍でニーズが増えている自転車利用者へのサービス向上
- ・家にいながらも公園の楽しさを共有してもらえるよう、音楽会等のオンライン配信

(ウ) イベント予定一覧

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
歴史	城山キャスリング	津久井城こども日 津久井城開城記念の日	つくい考古学講座			風雲！つくい城			城山キャスリング			津久井城まつり
	←----- 歴史オリエンタリング（常時）、スタンプラリー（常時） ----->											
自然	自然観察会	しろやま子ども探検隊	城山昆虫ふれあい講座		しろやま子ども探検隊	自然観察会	しろやま子ども探検隊		自然観察会	いきものがたり	自然観察会	しろやま子ども探検隊
	←----- 自然オリエンタリング（常時） [NEW] 、クラフト体験「森と遊ぼう！」（土日祝）、いきものウォッチング（毎月）、はやつま（随時更新） ----->											
音楽	オカリナウォークラリー	森のコンサート			篠笛づくり教室 うたうたげ		森の音楽会 オカリナフェス		うたうたげ		篠笛づくり教室	うたうたげ
ガーデニング	種だんご作り教室	花植え会					種だんご作り教室 草花植えつけ隊	花植え会				
健康					←----- ・健康行脚（常時実施） ・公園で気軽にストレッチ（常時実施） ----->						寒さもへっちゃら	
里山体験				大豆種まき	酒まんじゅう作り体験		小麦種まき	収穫感謝祭			2月の土日は竹細工（2月土日実施）	味噌づくり体験
	←----- 農体験クラブ（通年） [NEW] ----->											
	←----- むかしあそび（常時実施） ----->											
地域連携	さくらまつり	ルピナスまつり						*	※ 11月のイベント つくい湖湖上祭 津久井湖城山イルミネーション			

(エ) 「YNU 神奈川の美しい広葉樹林 50 選スタンプラリー」の実施

本公園は、横浜国立大学が実施した、県内の美しい広葉樹林を紹介する「神奈川の美しい広葉樹林 50 選」に選定されています。そこで、同大学と協働で「YNU 神奈川の美しい広葉樹林 50 選」スタンプラリーを実施し、県内の広葉樹林の保全再生や機能活用への県民理解の促進、ウィズコロナ・ポストコロナ下での県民の健康増進に寄与します。

- ・協力内容：スタンプラリー台の場所の提供
- ・実施時期：令和 4 年 4 月初旬～
- ・実施場所：パークセンター

(2) 有料施設における利用者増及びサービス向上に資する事業の実施方針、内容

ア 自動販売機

津久井湖観光センター等の売店の無いエリアに、利用者サービスの向上や夏期の熱中症対策のため、自動販売機を設置します。事業実施にあたっては、専門業者にフルオペレータを委託し、販売品目や防犯対策、省エネ等について適切に指導監督します。

- 販売品目及び台数 飲料（2 台）、アイスクリーム（2 台）
- 事故防止対策 設置場所：パークセンター、花の苑地駐車場

【防犯システム】

現金盗難防止のロック(バーロックやアームロック)を設置／高頻度現金回収の周知／防犯カメラによる監視(パークセンター)／地元警察との連携(情報共有、迅速な通報(被害届)、重点パトロールの依頼等)

【転倒防止】

地震等による転倒防止のため、J I S 規格『自動販売機の据付基準』に応じた据付方法で固定し、利用者の安全を確保

■各種機能

災害支援ベンダー（大規模災害発生時に、公園職員の判断で機内の飲料を利用者に無償提供）／バリアフリー対応（車いすでも購入しやすい機種）／自動販売機は、環境に配慮したソーラーパネルやヒートポンプ、ピークシフト機能を有するエコ・ベンダーなどの機種を積極的に採用／キャッシュレス対応／自販機横に設置するゴミ箱はきめ細かな分別が可能なりサイクル対応のものとし、取組について看板等で PR（県の「プラごみゼロ宣言」に賛同した取組）

(3) 多くの利用を図るために行う広報・情報発信の工夫等

本公園を知っている方から知らない方まで、より多くの方を誘致するため、Web を含む各種媒体の活用や関連施設との連携により、積極的な広報・PR を行います。広域公園としてアクセスのよい首都圏からの誘客、八王子や町田などの近隣の中規模都市、圏央道によりアクセスが容易となった湘南方面からの誘客にも力をいれていきます。

ア 広域的な情報発信

■Web を有効に活用した情報発信

- 【HP】
 - ・継続的な掲載が可能な媒体であり、施設情報やイベント年間スケジュールなどの基本情報を掲載（令和 2 年度にスマートフォン対応版に改修済）
 - ・授乳室やオストメイトトイレなど多様な利用者に向けた案内情報の掲載
 - ・グループ代表の HP や外部 HP（県情報サイト等）の活用・連携
- 【SNS】
 - ・即時性と拡散性を活かし、駐車場の満空情報、開催が近づいたイベントの詳細情報、公園からのお知らせ（施設の工事による休止情報や緊急事態宣言に伴うイベントの中止等のお知らせ）等を発信
 - ・#（ハッシュタグ）を有効に活用し拡散を図るとともに、# の横の繋がりを活かし、公園のニーズを把握

【強化ポイント】【拡充】

- ・HP の多言語化（英語、中国語、韓国語を追加）
- ・公園の YouTube チャンネルを設け、公園の紹介動画やイベントの様子などを動画で配信

■交通事業者との連携

- ・サービスエリア等でのパンフレットの配架

連携した広報の実施 **【NEW】**

【実績】 小田急電鉄との連携協定締結
 令和3年3月に、小田急電鉄(株)と、沿線の公園を対象とした「公園の魅力向上と公園を活用したまちづくりに関する連携協定」を締結し、
 ①公園の魅力向上と公園を活用したまちづくり
 ②公園を含めたまちの魅力発信
 を連携して取り組んでいくこととし、公園の魅力向上や地域の活性化、PRなどの魅力発信を行い、地域に貢献していくこととしています。

The diagram illustrates the partnership between Kanagawa Park Association (left) and Odakyu Railway (right). It shows a cycle where 'Park Utilization for Town Development' leads to 'Park Attraction', which in turn leads to 'Park Utilization for Town Development'. Below the diagram, a green box contains the following text: '身近な公園の活用により、緑に囲まれた豊かな暮らしの実現！' and '「行ってみたい公園・まち」を増やし、幅広い公園の楽しみ方を！'

■マスコミへの情報提供

- ・テレビ、ラジオ、新聞等へのイベント情報や開花状況などの積極的な掲載依頼
- ・情報誌、ガイドブック等への情報提供、掲載依頼

■地域と連携した広域観光振興への取組

- ・相模原市観光協会、城山観光協会や津久井観光協会等の地域の観光協会と連携した広報の実施



地域と一体となったPR

- ・1年に1回パシフィコ横浜で開催され、全国から20,000人を超えるお城好きを集める展示会「お城 EXPO」に出展し、全国的なPRを展開（初回（平成28年）から継続して出展中）

イ 地域利用の更なる促進に向けた情報発信

■近隣施設における情報発信

- ・毎月発行の津久井湖城山公園だよりを、公民館等の地元行政機関、希望者へ配布
- ・イベントポスター・チラシ・パンフレットをパークセンターや水の苑地案内所、
 掲示・配架

■地元自治会との連携による情報発信

- ・近隣自治会の回覧板に津久井湖城山公園だより等を入れ込み

■地元マスメディアを活用した情報発信

- ・
 による公園のPR
- ・津久井湖城山公園だよりをメールで地域情報誌や新聞社等に配信
- ・イベント案内を地域情報誌に有償で掲載依頼する他、花の開花情報などを積極的に送り、記事としての掲載を依頼

■行政の広報紙への掲載

- ・県のたよりや相模原市の市報に掲載依頼

ウ 年度ごとの公園利用者数の目標値等

- ・地元の相模原市緑区は相模原市の3区で最も高齢化率が高く（28.3%（令和2年1

月1日現在))、人口減少も始まっており、地元からの誘客による利用者数の増加は困難な状況が見込まれます。

- ・広域公園であり、圏央道の開通などによるアクセス性の向上を活かして情報発信を強化することにより、広域からの利用促進に力を入れ、利用者増を目指します。
- ・公園利用者数を平成27年度から令和元年度5年間の平均の480千人から今後5年間で毎年約10,000人増の530千人を目指します。

令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
490千人	500千人	510千人	520千人	530千人

【令和4年度の主な実施内容】

- [] 作成のため関係機関と調整
- 城山の自然電子案内内容の検討・開始準備
- 城山の伝承ガイドの新たな刊行販売準備
- 農業体験プログラム「野菜大学」の開催のためのサカタのタネGSと講習内容検討 []
- ノルディックウォーキングのポール貸出開始準備
- 駐輪場の増設・移設の県との協議、サイクリングマップの準備、サイクルスタンプラリーの企画検討
- 食事の配達可能な店舗情報の掲示の準備
- ホームページ多言語化
- [] と連携した広報開始のための調整

令和4年度津久井湖城山公園イベント一覧

イベント名	開催日	時間帯	概要	タイプ	場所	実施形態	所属団体	参加人数(目安)	参加料金
団体案内・ガイド	不定期	—	10名以上で受け付けているスタッフ下見、緑小屋地区探検、城山金山ガイド	参加者募集型	緑小屋地区 津久井湖北・城山地区	主催		—	無料
クラフト体験～顔とあそび～	土日祝(他イベント時は休上)	AM・PM	毎週土日と祝日に行うクラフト体験。毎月内容が変わる	参加者募集型	緑小屋地区 研修棟	主催		—	200～400円
城山キャスティング	4/10、12/11、1/8	AM～PM	城山を登山しながら津久井湖ガイドツアー	参加者募集型	緑小屋地区 津久井湖北・城山地区	主催		各回25名	無料
いきものウォッチング	毎月第3日曜日(8、12、2月は休み)	AM	「しゅやま公園自然観察グループ」主催の自然観察会	参加者募集型	緑小屋地区	共催		各回20名	無料
津久井湖こどもの日	5/5	AM・PM	親子の顔にちなんで津久井湖にもつと親しみを持ってもらおう!	持ち寄り型	緑小屋地区	主催		150名	無料
ルピナスまつり	5/8	AM～PM	ルピナス開花にともなう、他団体と協働開催の公演まつり。出陣、ステージ。	大規模イベント	水の苑地	主催		1,000名	無料。販売あり
森のコンサート	5/22	PM	プロ・セミプロによる森のステージでのコンサート	中規模イベント	緑小屋地区 森のステージ	主催		250名	無料
花遊え会	5/24、10/25	AM	花の苑地メイン花壇での、一年草遊え祭	参加者募集型	花の苑地	主催		20名	無料
しろやま子ども探検隊	5/29、9/25	AM	子どもを対象に、園内の自然を楽しく体験できるイベント	参加者募集型	緑小屋地区	主催		各回30名	無料
たねだんご作り体験	6/5、10/16	AM	庭に花のタネを混ぜ込んだ団子を作ります。地域活性化貢献	参加者募集型	緑小屋地区 研修棟前	主催		各回10名	100円
城山昆虫ふれあい講座	6/12、7/24	夕方～夜間(20:00まで)	城山の昆虫に関する体験講座。	参加者募集型	緑小屋地区	主催		各回30名	無料
津久井湖開城記念の日	6/26	AM	津久井湖の開城である6月26日に合わせて行う、講座等の学芸企画と劇主演	参加者募集型	緑小屋地区	主催		50名	無料
たねまき体験	7/2、11/12	AM	7月は小麦、11月は小麦のタネを蒔く体験	参加者募集型	緑小屋地区 耕作畑	主催		15名	無料
鯉釣り体験	8/6・7、9/4・5	AM	公園でやが鯉釣りを誘って鯉箱を作る。	参加者募集型	緑小屋地区 研修棟	主催		各回5名	500円程度
0歳から楽しむろうき音楽を	8月、12月、3月に3～4回	8月は夕方(5:30～)まで。その他AM・PM	主に親子を対象とした0歳児からの音楽企画。8月は森のステージでゲラの音楽会、他は屋内	参加者募集型	緑小屋地区 森のステージ・研修棟	共催		8月は100名 他は各回50名	無料
こども考古学体験	8/28	AM	子ども向けの考古学体験講座	参加者募集型	緑小屋地区 研修棟	共催		20名	
風鈴「つくい」展	9/4	PM	体験型ゲームを通して戦国時代に興味をもってもらおう。山原の仕組みを知ってもらうイベント。	持ち寄り型	緑小屋地区	主催		100名	無料
自然観察会	9/17、1/14、2/19	AM	公園主催の自然観察会。植物、鳥、動物など各回でテーマが異なる。	参加者募集型	緑小屋地区	主催		各回20名	無料
もりの音楽会	10/9	12:00～16:30	地元のアマチュア音楽愛好家による野外ステージでのコンサート	大規模イベント	緑小屋地区	主催		100名	無料
つくい考古学講座	10/29	AM	津久井湖に関係のある遺跡、県内の発掘調査最新情報などの講座	参加者募集型	緑小屋地区 研修棟	共催		50名	無料

イベント名	開催日	時間帯	概要	タイプ	場所	実施形態	関係団体	参加者数(目安)	参加料金
つくい湖朝上祭	11月中旬	AM～PM、夕方	相模湖周辺が井青年会連年の主催による地元の魅力を伝えるお祭り	大規模イベント	水の死地	共催		10000名	無料。販売あり
津久井湖イルミネーション	11月中旬～1月下旬	夜間(17:00～21:00)	花の死地のイルミネーション	持ち受け型	花の死地	共催		—	無料
収穫感謝祭	11/23	AM～PM	年に一度、公園の収穫をお客さんに伝える機会。体験型お祭り。ボランティア100名が参加。出店、展示、体験ブース。須賀直見児童学舎を回廊開催。	大規模イベント	根小屋地区	主催		1500名	無料。販売あり
いきものがたり	12/18	16:00～18:30頃	公園の生きものについて語り合う。ムササビ観察会	参加者募集型	根小屋地区	主催		20名	無料
一月の土日は竹藪工	2月等週末・日曜日	12:00～15:00	毎週土日に竹藪工体験。ぼっくりなどお楽しみ。	持ち受け型	根小屋地区	主催		各回20名	100～200円
家さもへんチャラ！野外あそびのE	2/25	AM～PM	野外あそびの催しやニュースポーツの紹介	持ち受け型	根小屋地区	共催		100名	無料。販売あり
お輪ぶくり体験	2/12	AM	公園で収穫した津久井大豆を使って輪ぶくりの体験をします	参加者募集型	根小屋地区 切羽底	主催		20名	1000円
津久井湖まつり	3/5	AM～PM	津久井湖を題材にお祭りも開催	中規模イベント	根小屋地区	主催		500名	無料。販売あり
公園フォトコンテスト写真展	2月以降	AM～PM	公園内のお楽しみイベントのフォトコンテストの受賞作品展。各公園を巡回展示	展示	根小屋地区 パークセンター	主催		—	無料
津久井湖まくらまつり(水の死地)	3月下旬	AM～PM	水の死地である津久井湖周辺の桜をテーマにした祭を通じ、観光振興を図る。	大規模イベント	花の死地	共催		10000名	無料。販売あり
津久井湖まくらまつり(水の死地)	3月下旬	AM～PM	水の死地である津久井湖周辺の桜をテーマにした祭を通じ、観光振興を図る。	大規模イベント	水の死地	共催		30000名	無料。販売あり

計画書5「自主事業の内容等」

(1) 公園の特性をより効果的に活かすために行う自主事業の内容等

公園の利用者へのサービス向上を図るため、利用者のニーズを的確に把握し、ニーズに沿った自主事業を行います。

料金設定については、民間も含めた同様の施設、近隣施設などの相場も考慮した上で、公の施設として相応の料金を設定し、県津久井治水センターの許可を得て実施します。

ア 自主事業（事業収益を指定管理者の収益とする事業）**■ ケータリングカーによる利用者への飲食の提供【NEW】**

本公園の周辺には、キャンプ場等が多く存在し、それらの施設からの帰り客や津久井湖周辺のドライブを楽しむ方、サイクリスト等が、休憩場所として公園を利用しています。こうした公園利用者の利便性向上のため、春から秋にかけての繁忙期の休日等に、ケータリングカーによる手軽でおしゃれな飲食販売を行います。

委託業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ [] 地域と連携した運営を実施 ・ 軽飲食物の販売提供と食品衛生管理
指定管理者としての点検方法、指導監督等	食品衛生責任者の配置や所管保健所の営業許可等、食品衛生法を遵守させ、店舗の清掃や接客態度、安全な食品を提供／的屋等、反社会的勢力対策として「県立都市公園等における催事等の出店規約」を定めており、同規約に基づき、コンプライアンスを重視した指導・監督／新型コロナウイルス感染防止対策の徹底に係る指導監督（提案書9(2)ア(イ)参照）

■ バーベキュー場の運営

[] と連携し、花の苑地でバーベキュー場を継続運営します。持ち込みコースと、事前の食材の予約で気軽にバーベキューができる手ぶらコースを揃え、多様なニーズに対応します。

コロナ禍のもとでは、グループ代表が定める「都市公園等における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」にもとづき、1テーブルあたりの人数を減らすなどの感染防止対策を万全に行ったうえで営業します。



バーベキュー場

委託業務内容	受付業務、道具の貸出、利用指導、ゴミの回収等
指定管理者としての点検方法、指導監督等	適正な衛生管理、利用指導について、点検・指導監督

■ 管理事務所等での物販

パークセンターにおいて、当協会が企画する「花とみどりのフォトコンテスト」の入賞作品を中心に構成する「花とみどりフォトコンテスト入賞作品カレンダー」を販売します。（1部500円（税込））

■ 望遠鏡の設置：展望広場(根小屋)、江川ヒノキ林前デッキ(花の苑地)、案内所前(水の苑地)

津久井湖や丹沢への眺望が美しいスポットに望遠鏡を設置し、利用者サービスの向上を図ります。【1回あたりの料金：100円】

委託業務内容	設置・管理、メンテナンス、修理等
指定管理者としての点検方法、指導監督等	施設点検等を実施

【令和4年度の主な実施内容】

- ケータリング関係者との調整
- バーベキュー場の第3期指定管理機関からの継続および次年度継続可否の検討
- 望遠鏡の設置準備

計画書6「利用料金の設定・減免の考え方」

(1)利用料金の設定（有料施設がある場合のみ）

自動販売機の料金設定については、民間も含めた同様の施設、近隣施設などの料金も考慮した上で、公の施設として相応の料金を設定し、県津久井治水センターの許可を得て実施します。

また、専門業者へ設置管理及びフルオペレートを委託し、販売品目や防犯対策、省エネ等について適切に指導します。

販売価格	飲料 110円～220円程度（缶、ペットボトルなど） アイス 140円～200円程度
実施体制	専門業者へ設置管理及びフルオペレートを委託
業務委託内容	商品補充、品質管理、容器回収、売上金収納管理、釣銭補充、機器修繕、事件や事故発生時(機器破損等)の対応
指導監督方法	販売品目、防犯対策、省エネ等について監督し必要に応じて指導／月次売上報告、機器の点検状況等について監督し、必要に応じて指導

(2)減免の考え方（有料施設がある場合のみ）

自動販売機についての減免はありません。但し、大規模災害発生時に、公園職員の判断で機内の飲料を滞留者や避難者に対し無償で提供します。

計画書7「利用者対応・サービス向上の取組」

(1) 接客や利用者との対話、公園利用ルールの利用者への助言、指導等の考え方**ア 基本的な接客や利用者との対話の考え方**

子どもから高齢者、障がい者、外国人等、誰もが安全・安心・快適に公園を利用していただけよう、スタッフ全員が以下に掲げるおもてなし五箇条を理解・実践し、利用者との双方向コミュニケーションを重視したホスピタリティ溢れる接客をします。公園利用者がこの公園を利用して「本当に良かった」と思える接客を目指します。

また、本公園は、桜の名所であるほか、花の苑地や水の苑地の花壇など、花の見どころも多く、また、観光センター等周辺に観光施設もあることから、その日の花や周辺施設の情報を全職員が共有し、利用者の案内を行います。



ユニフォーム

おもてなし五箇条

【笑顔】 常に明るく笑顔で対応します。

【挨拶】 お客様に積極的に挨拶をします。

【身だしなみ】 ユニフォームを着用し、名札を見やすい位置につけ、お客様に声をかけていただきやすいよう、身だしなみを清潔に保ちます。

【誠実】 問合わせや苦情には、相手の気持ちに寄り添い、誠意をもって対応します。

【カイゼン】 お客様との対話を通じて利用者ニーズを把握し、サービス向上につなげます。

イ 接客や利用者との対話の具体的な取組**■ 利用案内の手引き（仮称）の作成【NEW】**

本公園の基本情報、利用ルール、施設の利用案内、花の見どころ情報、周辺観光施設情報、交通案内等、利用者から聞かれることが多い事項を記載した手引きを作成し、全職員が携帯します。接客対応の際には、記載内容をもとに全職員が共通した認識で対応します。

■ おもてなしバッグの携帯

コミュニケーションボード、公園パンフレット、救急セット、ゴミ袋、公園利用案内の手引き（仮称）をいれた「おもてなしバッグ」を携帯し、様々な対応に備えます。

■ 窓口での対応【重点】

パークセンターの窓口においては、通常の公園の利用案内等に加え、すべての内勤スタッフが解説員となり、来園者からの要望に応じて、パークセンター内の展示解説や公園内の自然・歴史情報の提供を行います。

■ 電話やメールでの対応

交通案内や登山道の利用に関する問合わせが多いため、事務所内におすすめ登山道や問合わせマニュアルを掲示し、問い合わせに対して迅速に答えられるようにします。

■ 情報の共有による利用者サービスの向上

日々の朝礼や情報伝達ツール（事務所内の情報ボード、連絡ノート）、所内会議（外勤・内勤月各1回）を活用してイベントや見どころ、維持管理作業計画等の公園に関する様々な最新情報に加え、利用者からの要望やご意見についてスタッフ全員で共有するとともに、より良い改善策を話し合い、サービスの更なる向上につなげていきます。遺失物に関しては、管理台帳によりスタッフ間で情報を共有し、「施設占有者のしおり（神奈川県警察本部）」に則り適切に処理します。

■ ユニバーサルなサービスの提供

子どもから高齢者、障がい者、外国人等、誰もが安心・安全・快適に公園を利用していただけよう、ユニバーサルなサービス*を提供します。*詳細は提案書7(3)参照

ウ 公園利用ルールの利用者への助言、指導等の考え方

すべての利用者が公平・公正に気持ちよく公園を利用していただけるよう、条例や規則に違反している場合や危険な行為、他の利用者の迷惑となる行為等はもとより、本公園では犬のノーリード、無許可でのドローン使用なども禁止しています。

また、利用者相互の安全確保として、新型コロナウイルス感染拡大防止対策のためのルール※を策定しました。※詳細は提案書9(2)参照

■利用ルールの策定

条例や規則等に規定された利用ルール以外に、利用者間の調整等のために策定が必要なルールについては、利用者や利用団体等から多様な意見を聴取し、県津久井治水センターとも協議したうえで、公平・公正な利用ルールを策定します。

○利用ルールの主な項目

項目	主な指導内容
利用マナーの向上	ポイ捨て・火遊び・車や自転車等の乗り入れ・破壊行為・立入禁止区域への侵入・ドローンの使用等の禁止・犬のリード着用
施設の適正な利用方法	遊具、研修棟等
受動喫煙に関するルール	健康増進法及び神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例に基づいた屋外での配慮及び特定の施設における禁煙
園内の自然環境の保全	動植物採取の禁止、動物へのエサやり禁止等
新型コロナウイルス対策	マスク着用、消毒の徹底、ソーシャルディスタンスの確保等

【実績】 登山の際のマナーとルール

津久井湖城山公園では登山利用の方も多く見られます。登山道入口には、「動植物の採取禁止」や「登山道を外れない」など、登山の際のマナーやルールを掲示し、利用者が安全に気持ちよく登山できるよう配慮しています。



ルールの掲示

■利用ルールの周知等

これらの利用ルールはピクトグラムを用いるなどの工夫をしながら、園内看板、ホームページ、パンフレット等で広く周知します。対面でルールを説明する際は、複数での対応を基本とし、相手の立場、気持ちに配慮して対応します。

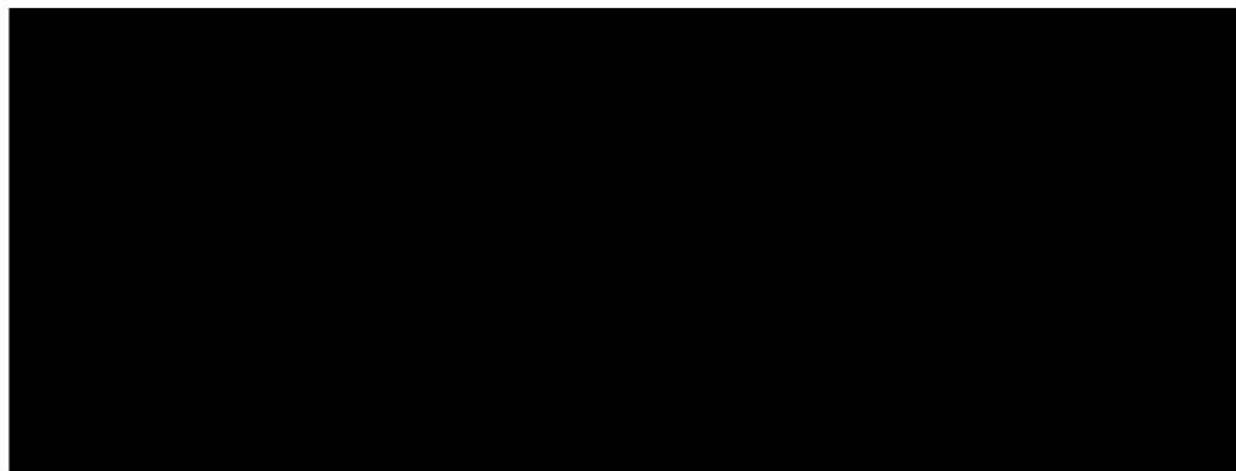
エ マニュアルの整備や研修によるスキルの向上

ホスピタリティ溢れる接客をするため、接客マニュアルの整備と研修を行います。

■接客マニュアルの整備

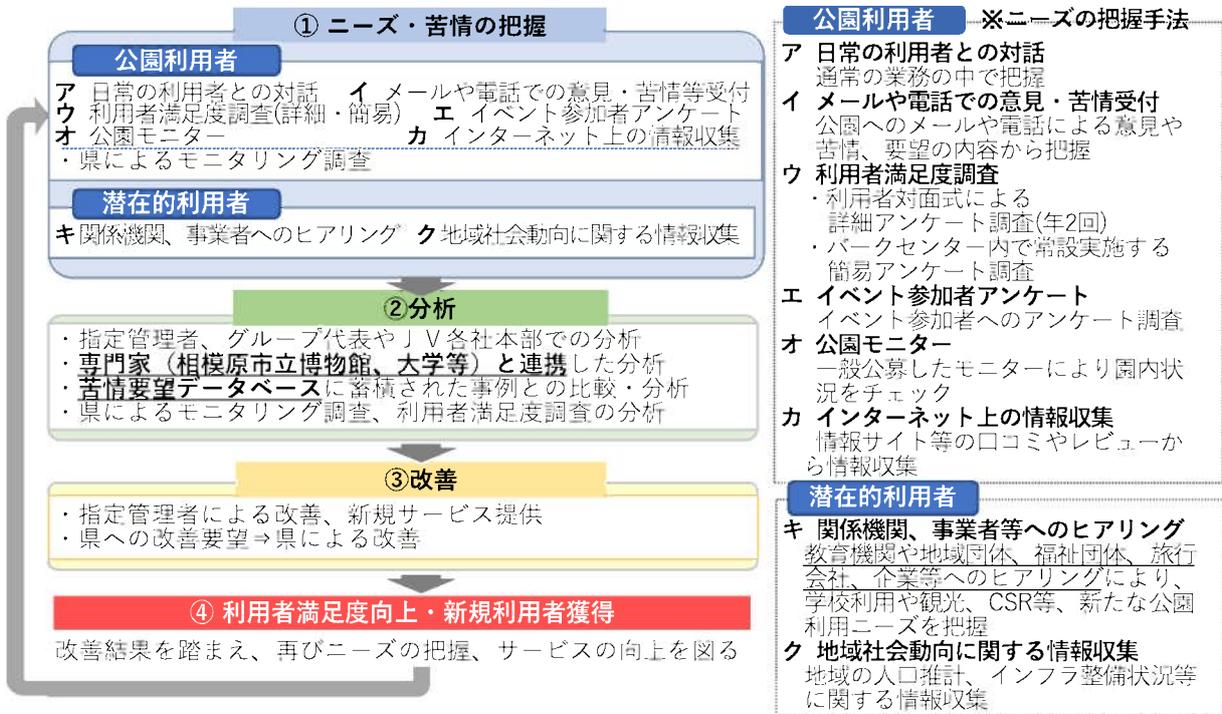
言葉づかいから身だしなみ、電話対応、クレーム対応まで、接客対応に必要な内容が網羅された接客マニュアルをグループ代表本部で整備しています。

■研修の実施



(2) サービス向上のために行う利用者ニーズ・苦情の把握及びその内容の事業等への反映の仕組み等

公園を利用されている方のみならず、これから公園を利用する可能性のある潜在的利用者を含め、「①ニーズや苦情を的確に把握」「②分析」のうえ、「③運営を改善」することで、「④利用者満足度の向上、新規利用者の獲得」を図ります。



苦情・要望データベースの構築

グループ代表では、専用のデータベースソフトを用いて、グループ代表が管理する公園の苦情や要望等の対応事例を蓄積しています。対応事例をニーズの分析に活用するとともに、事例を蓄積していき、全公園の対応力向上を図ります。

【実績】 利用者ニーズをふまえた運営改善の具体例

登山道が分かりづらい	すべての登山道入り口にマップ置き場を設置
落ち葉に対する近隣住民からの苦情	大きな落葉樹について落葉前の剪定の実施
毛虫(マイマイガ)の大発生	相模原市立博物館学芸員による発生理由の分析結果を踏まえ、こまめな清掃と薬剤を使わない駆除等(虫の性質に応じたトラップの設置)を実施し、近隣自治会長等にこれらの取組を説明し、理解を得た。
全県立公園のアンケート調査結果の比較・分析	県によるモニタリング調査や利用者満足度調査のグループ代表本部による分析(情報公開により全公園入手し、他公園との比較も踏まえた利用者特性や公園の強み、改善点の分析)と現場へのフィードバックにより、公園での健康ニーズへの取り込みが弱いことがわかり、健康増進プログラム拡充に取り組んだ。

(3) 外国人、障がい者、高齢者等誰もが円滑に施設利用するための、コミュニケーションにおける工夫及び必要に応じた支援の方針

外国の方への多言語での対応に努めるほか、「ともに生きる社会かながわ憲章」の趣旨を踏まえ、障害者差別解消法に基づく障がい者への合理的配慮、高齢者への配慮、子育て世代が安全・快適に利用できる環境を整え、ユニバーサルな対応を推進します。バリアフリー対応の状況やユニバーサルな対応の内容はホームページやパンフレット、園内看板等で情報提供します。

また、公園利用者や外部の専門家との対話や意見聴取の機会を積極的に設け、常にサービスの改善に努めます。

ア 外国人利用者への対応

相模原市は東京オリンピック・パラリンピック 2020 自転車競技の会場になっていることもあり、本公園が位置する緑区では外国人観光客の誘致にも力をいれています。次の取組により、外国人にとってわかりやすく、快適・安全な利用環境を提供するとともに、XXXXXXXXXXと連携した外国人モニターのチェックにより、利用環境の向上に努めます。



【利用案内】 JIS 規格に準じたピクトグラムによる案内を設置／翻訳機器や翻訳アプリの導入／ホームページの4か国語対応／英語コミュニケーションボードの設置／公共交通機関の多言語案内の配布／パークセンター内にフリーWiFiを設置／XXXXXXXXXXを参考に「やさしい日本語」を用いた各種案内の導入

【安全確保】 作業時の制札や立入禁止区域の多言語表記と「やさしい日本語」表記

イ 障がい者への対応

合理的配慮により、障がいのある方（身体、知的、精神、心身の機能障害等）とその家族、支援者、介助者等が利用しやすいサービスを提供し、心のバリアフリーを念頭においた利用者対応に努めます。

■ 物理的環境への配慮

パークセンター及び水の苑地案内所で車いすの貸出／バリアフリーマップの提供／身体障がい者向けサービスの周知／車いす利用者の目線を意識した展示の作成／触ったり匂いを嗅いだりできる展示の作成

■ 意思疎通の配慮

【視 覚】 点字パンフレットを導入／神奈川県「色使いのガイドライン」に則った園内掲示物や配布物の作成／読み上げ機能に配慮したホームページの運用

【聴 覚】 XXXXXXXXXX職員による対応／コミュニケーションボードの設置／筆談対応／電話以外の問い合わせツールの用意（ホームページ、メール、FAX）

【その他】 「ほじょ犬マーク」の表示／知的障害者等との会話は、ゆっくり、丁寧に配慮／障がい者の支援者、介助者等も含めた丁寧な対応

ウ 高齢者への対応

本公園の近隣には高齢者福祉施設が点在し、施設での団体来園が多いため、園路の段差の解消や手すりの清掃等により、高齢者が利用しやすい環境を整えます。

園路の段差の解消／園路の手すりのこまめな清掃／パークセンターでの老眼鏡、ルーペの貸出

エ 子育て世代への対応

四季の広場の遊具を中心に親子連れの利用が多く見られます。誰もが楽しめる公園として、授乳室の設置や0歳児から参加可能なイベントにより子育て支援策を充実します。

パークセンターに授乳スペースの設置／子ども用便座の設置／小便器へ男児用の踏み台の設置／掲示物へのルビ振り

【実績】 0歳から楽しもう☆音楽を

津久井湖城山公園では年に3回、[]との協働によりゼロ歳児から音楽を楽しむイベント「うたうたげ」を開催しています。平成21年度に開始し、これまで30回以上にわたり開催してきており、毎回好評を博しています。

(4) 神奈川県手話言語条例への対応

神奈川県手話言語条例の制定を受け、グループ代表本部において []職員を窓口に配置するほか、コミュニケーションボードの活用や筆談や大きな声で対応する用意ができていることを示す「耳マーク」をパークセンターに掲示します。手話を使いやすい環境をつくるため、[]ほか、利用者への手話の普及啓発に取り組みます。

[]	[]
手話の使用環境、聴覚障がい者の利用環境向上	<ul style="list-style-type: none"> []職員による対応 コミュニケーションツール（コミュニケーションボード）を設置 電話以外の問い合わせツールの用意（メール、FAX）
手話の普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> 公園利用者向け手話講習会の開催 手話自然観察会の開催

提案内容の実現に向けたバックアップ体制**■本部のバックアップ体制**

グループ代表本部では、接遇対応や手話の普及等を推進する担当部署を設けており、各種研修の実施体制を整えています。

■公益事業としての予算の充当

ピクトグラムの設置や点字パンフレット、4か国語対応のホームページ導入等にあたり、指定管理料のほか、グループ代表の公益事業の独自財源「SDGs推進事業積立資産」を充当して予算を確保します。

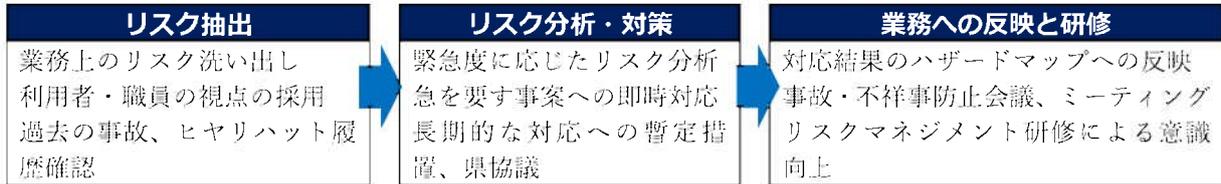
【令和4年度の主な実施内容】

- 「利用者案内の手引き」作成準備、おもてなしバッグの検討・準備
- 利用マナー、施設の適正利用、新型コロナウイルス対策などのルールの策定準備
- ピクトグラム、翻訳機器の導入、ホームページの4か国語対応等による快適な利用環境を提供準備
- 作業時の制札や立入禁止区域の多言語表記と「やさしい日本語」表記等による安全な利用環境の提供準備
- バリアフリーマップの提供の準備や、車いす利用者の目線を意識した展示、触ったり匂いを嗅いだりできる展示の作成準備
- 手話言語条例対応としてのコミュニケーションツール設置等準備
- 手話言語条例対応としての []

計画書8 「日常の事故防止、緊急時の対応」

(1) 指定管理業務を行う際の公園の特性を踏まえた事故防止等の取組内容

日常の事故防止においては、想定されるリスクを事前に管理し、リスクの発生による損失を回避し、不利益を最小限におさえる「**リスクマネジメント**」の考え方を取り入れ、リスク抽出、分析・対策立案、実行、再評価により、事故の未然防止を図ります。



特 性	主なリスクとその対応
広大で急峻な園地と登山道への対応	起伏の多い地形の津久井城址・城山地区は、急峻な場所、登山道があり、転倒、滑落の可能性、一歩登山道を外れると遭難の危険性もある →月2回の登山道巡視や月1回の重点整備の日等による対策徹底（提案書3(2)参照）
園地の点在	管理事務所がある根小屋地区と、水の苑地、花の苑地は場所が離れており、事故発生時の連絡体制等を確保しておく必要がある →地域の関係機関との連携（提案書8(1)ア参照）
樹林地管理での対応	広大な樹林地があり、高木化や老木化が進んでいることから倒木や落枝の危険性がある →樹林地管理の徹底（提案書8(2)参照）
水害への対応	大雨時に注意が必要な土砂災害警戒区域がある →巡視時のクラック等の把握と対応（提案書10(3)イ参照）
施設の老朽化への対応	噴水施設やデッキ園路、木製階段等施設の老朽化 →こまめな保守等（提案書3(2)参照）

ア 事故防止の体制

園長を危機管理責任者とした園内体制及びグループ代表本部の支援体制を確立するとともに、関係機関や地域等と連携した体制強化、情報共有や巡視等の徹底により、事故等を未然に防ぎます。

夜間・年末年始の体制

- ・4月～9月の金・土・日・祝日及び夏休み期間の夜間と年末年始は警備員が園内巡視
- ・緊急事態が発生した場合、緊急連絡網に基づき、園長または副園長等が連絡を受け急行
- ・特に年末年始は公園職員やグループ代表本部職員も当番制により待機
- ・年間を通じた夜間でのパークセンター、研修棟、管理員詰所、水の苑地案内所の機械警備

■事故不祥事防止会議

グループ代表本部及び各園長等で構成し、これまでの公園管理ノウハウと事故やヒヤリハット事例をもとに事故情報の共有と再発防止策を検討・実施（原則月1回）

■定例主任会議・毎朝の作業前ミーティング等

月2回、園長・副園長・公園管理主任らによる会議を行い、各月の作業計画や安全管理事項の確認、他公園での事故事例の共有等を行い、安全管理レベルの向上に努めています。日々の作業については作業前に危険予知活動（KYK）を行っています。



作業前ミーティング

■地域の関係機関(市町村、自治会、警察、消防、学校等)との連携

犯罪や事故情報に関する情報の共有やイベント等の開催情報の共有を図り、地元の警察や消防、学校、自治会と顔の見える関係を構築します。また、花の苑地・水の苑地での事故発生時等に迅速に対応できるよう、津久井観光協会、津久井湖協会と連携体制をとっています。

【県立津久井湖城山公園整備と管理・運営に関する連絡会】 本公園では県津久井治水センターとグループ代表が事務局になって地元行政機関、自治会、観光協会等で「県立津久井湖城山公園整備と管理・運営に関する連絡会」を構成しています。本会では、年2回の意見交換会や日頃の情報交換により地域での事故・防犯・防災情報の共有を図っています。

イ 具体的な事故防止の取組

(ア) 施設別の安全対策

日頃の巡視点検を安全管理の基本ととらえ、点検と連動した速やかな安全対策を行います。(提案書3(2)参照)

■“慣れ”と“見落とし”を防ぐ工夫 根小屋地区、花の苑地、水の苑地を毎日異なる職員が巡視することや逆回りの巡視を行うなど、普段の点検の慣れと見落としを防ぎます。

■「全園一斉施設点検パトロール」 グループ代表の公園管理運営士資格を有する職員による施設点検を行い（年1回）、その結果を公園職員と共有し、改善策をともに考え、実行します。

主な施設	安全管理のための具体策
噴水施設	<ul style="list-style-type: none"> ・水難事故を防ぐため、水のなかに入らないよう注意喚起を促す看板を設置 ・万が一施設周辺を裸足で歩いてもけがをしないよう、尖っているなど危ない部分を除去
遊具	<ul style="list-style-type: none"> ・遊具はスタッフによる毎日の巡視に合わせた点検と月1回の打診等を行う日常点検に加え、専門の業者による年1回の定期点検を実施し、点検や修繕の記録は、履歴書を作成し更新 ・異常時は利用を中止し、専門業者に精密点検や修理を依頼 ・安全な遊び方が認識できるよう、絵や図を取り入れた解説板を設置
樹林地 ・ 植栽樹木	<ul style="list-style-type: none"> ・園路沿いや広場周辺を重点的にパトロール ・台風等シーズン前の定期点検による災害予防 ・台風等の後には速やかに点検・巡視を実施し、安全を確保 ・接触事故防止のため、園路沿いにはみだした枝を重点的に刈り込み ・危険な生物（スズメバチ等）の目撃情報の収集と早期発見、駆除 ・危険斜面の整備、民地との境界部の危険樹木の早期発見、早期対応
園路 ・ 階段	<ul style="list-style-type: none"> ・園路・広場の不陸、陥没、段差の有無、木柵、ベンチ、デッキの腐食等点検、 ・ ・ ・大雨後・大雪後の土砂や落ち葉の清掃、除雪を速やかに実施

(イ) 日常作業の安全確保
■ 来園者に対する安全確保

作業エリアの確保	・ 明るい時間帯での作業エリア安全確認、小石等の飛散リスクが低い 安全性の高い刈払機の使用徹底 、小石の飛散等が起きる可能性のある機械作業にあたっては、来園者が作業エリアに立ち入らないように立入禁止措置	 ロータリー式 刈払機
来園者への周知	・ 作業場所、作業内容等を看板等で来園者に事前周知	
農薬使用の軽減と適正使用	・ 農薬の使用は、「公園・街路樹等病害虫・雑草管理マニュアル」、「病虫害雑草防除基準」に基づき安全管理のもとで実施	
データベース化	・ 類似事故防止のため事故情報データベース化による施設間の情報共有	

【実績】安全大会

年1回、園長、副園長、管理スタッフ全員及び関連委託業者により、「安全大会」と題して草刈り等作業時の安全管理について、実地研修を行っています。



空調作業服

職員の熱中症対策としてファンのついた空調作業服の導入を促進



■ 作業員の安全確保

作業前：道具・体調のチェック、計画の作成・共有

- ・ 体調や作業内容、適切な服装や保護具の確認、視覚環境（明るく見通しがきくか）の確認
- ・ 熱中症防止のため、熱中症指数計の携行や、暑さ指数（WBGT）を加味した作業計画の作成（作業環境が悪い場合の事前中止や延期を含む）、水分補給、空調作業服導入の促進

作業中：確実な保護具着用、周辺安全確認

- ・ 労働安全衛生法に基づく適切な保護具（保護メガネ、安全靴、プロテクター）の着用
- ・ 作業内容に応じた監視役の配置や適切な休憩
- ・ スズメバチ対策（トラップ設置、ポイズンリムーバー、駆除スプレーの携帯、スズメバチのアレルギー検査の受診等）の実施

作業後：ふりかえり、次回への反映

- ・ ヒヤリハットの確認と次回作業への反映、適切な現場の片付け、後処理

■ ルールの徹底のための抜き打ち検査

日々の安全確認に加え、安全管理が適切に履行されているかを確認するため、年2回、協会本部職員等が抜き打ちで検査を行います。

ウ 防犯対策

(ア) 園内での具体的な防犯対策

死角となる箇所での犯罪防止、施設へのいたづら防止等のため、毎日のパトロールを基本に、園内掲示や放送、警察との連携により防犯対策を講じます。

- **パトロールの充実強化** 日常パトロールや園内利用者からの情報により、園内の樹林地や生垣の見通し確保、園路灯の点灯チェック、トイレ周辺等の死角の減少

【重点パトロール箇所】



(イ) 地域と一体となった防犯対策

■公園の活性化による防犯

来園者への積極的な声掛けなどで、顔の見える関係を築くとともに、ボランティア等で公園の管理運営に参加いただくなど、地域に見守ってもらえる公園とし、犯罪を防止します。

■ボランティアとの連携

本公園では花壇管理、里山体験等において多くの地域団体、住民が長年にわたりボランティアとして活動しています。活動を通じて得られた防犯・事故防止に関する情報は日々の交流を通じて共有するほか、活動報告書に記録してもらい管理に反映しています。

子ども 110 番の家 子どもや女性、地域住民が何らかの犯罪被害に遭いそうになって助けを求めてきた場合などに、その人を保護するとともに、警察署、近隣小中学校、家族等へ連絡する等の措置を行う「子ども 110 番の家」に登録し、地域防犯の一翼を担います。

工 防火対策

- ・消防法に基づく「消防計画」を建物施設の災害対応マニュアルとして活用
- ・建物施設が改変された場合等には必要に応じて計画の見直しの実施
- ・山林火災防止のため、たばこの投げ捨て禁止や喫煙マナーの周知等、火気禁止のルール徹底
- ・定期的な消防設備の点検、日頃から電気製品及び周辺環境の整備(漏電防止の徹底)を行うとともに、必要に応じて消防署の指導を受けるほか、消防署の指導のもと消防訓練を実施
- ・不審者情報があった場合は必要に応じて巡視強化、警察への巡視要請

オ 安全管理のマニュアル等の整備

職員全員が安全管理の意識を共有し、一貫した対応とチェック体制を構築するため、次のようなマニュアルを整備しています。



カ 安全管理を確実に実行するための研修等

労働災害防止、安全と健康の確保のため、労働安全衛生法に基づき、安全衛生推進者を配置するとともに、OJT から外部研修まで、職員の意識や技能向上のための研修を行います。



(2) 樹林地の過密化や巨木化等に起因する災害を未然に防止する点検等の考え方

津久井湖城山公園は開園前から国有林・民有林だった場所が多く、全体的に樹木の巨木化が進んでいます。こうした状況を踏まえ、日常の巡視において、園路沿いや広場付近など、来園者の安全確保が重要な箇所を中心に、枯損木や枯れ枝の状況や病虫害の状況を確認し、必要に応じて、県津久井治水センターとも協議しながら、伐採や病虫害防除等を速やかに行っています。

今後も、日々の巡視や状況に応じた安全対策を徹底するとともに、台風シーズンの前には、集中的な点検を行い、災害の未然防止に努めます。

■ 日常の点検と対応

- ・ 広場内及び園路沿いの樹木で枝折れや倒木の危険性がある樹木をチェック
- ・ 樹木高所からの落枝の人的被害未然防止のため、枯損木の処理をするとともに、注意喚起看板を設置
- ・ 危険な生物（スズメバチ等）の目撃情報の収集、早期発見・早期対処
- ・ 危険な生物と対処を学ぶ研修実施
- ・ 防犯上の観点から、樹木間伐や下草刈り等による見通しの確保

■ 集中的な点検時における対応

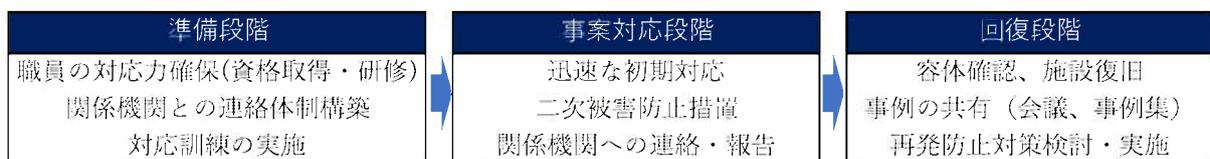
- ・ 近年巨大化する台風等での倒木に備え、や枝落としを実施
- ・ 民地と隣接する区域における枯損木や枯枝の発生等重点的にパトロール

樹林更新計画(提案書3再掲)

樹林地での災害を未然に防止するためには、計画的な管理による健全な樹木の育成が重要となります。このため、植生調査や動植物モニタリング等の結果を踏まえ、県内で森林管理や再生の実績を有する有識者等の専門家等の意見を聞きながら、樹林更新計画を作成し、計画的な樹林地管理を行います。(詳細は提案書3(4)ア参照)

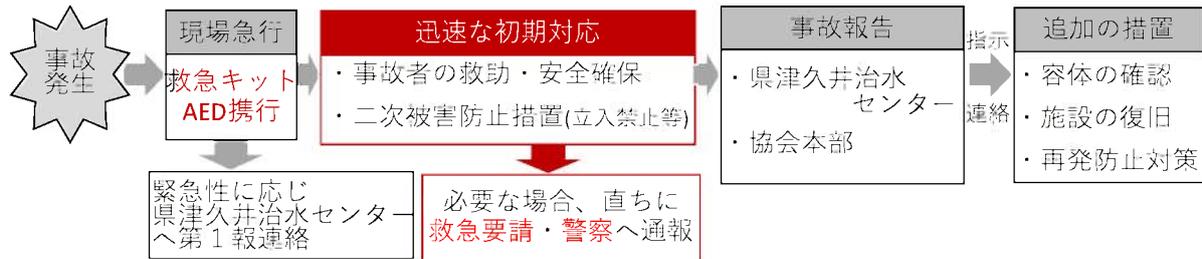
(3) 事故・不祥事等の緊急事態が発生した場合や安全管理の妨げとなりうる事案を認知した際の対応方針 (対応方針には、利用者に外国人や障がい者、高齢者が含まれていた場合を含む)

事故・不祥事等の発生時には、人命を最優先として、「クライシスマネジメント」の考え方を取り入れ、被害の最小化、二次被害防止、速やかな報告・情報共有、復旧等事後対応、再発防止対策まで確実な業務フローにより対応します。



ア 事故発生時の具体的対応 (利用者の安全確保)

- ・迅速な初期対応により人命を最優先とした対応を行う
- ・事故を認知した時点で、職員が救急キット等を携帯して現場へ急行し、傷病者の応急措置を行うとともに、必要に応じて、救急車等の緊急車両の要請と車両進入路を確保
- ・二次災害防止のため、事故現場の立入禁止措置等を実施
- ・応急措置後、速やかに県津久井治水センター及びグループ代表本部に報告し、対応について協議
- ・夜間等、職員不在時は委託警備員と連携し、緊急連絡網により情報伝達し、状況に応じて緊急参集



イ 事故後の対応（情報連絡・事故対応）

- ・事故・不祥事等が発生した場合は、速やかな県への第1報、その後の状況に応じ「事故・不祥事に関する報告書」により、随時、適切に報告
- ・各公園に「再発防止会議」を設置し、事故原因の究明、再発防止対策の検討を行いグループ代表本部に報告するとともに、公園の全職員に周知
- ・重要な事故等については、事故不祥事防止会議に加え、グループ代表本部に「事故対策委員会」を設置し、対応方策、原因究明、再発防止対策、職員への啓発等について協議（必要に応じてグループ構成企業と情報共有）

ウ 安全管理の妨げとなりうる事案（犯罪予告、不審者等）への対応

事案の内容に応じ関係機関と連携し、迅速に対応します。夜間等職員不在時は、委託警備員が緊急連絡網により園長等に情報伝達し、状況に応じて緊急参集し、対応します。

犯罪予告	<ul style="list-style-type: none"> ・速やかに県津久井治水センターに報告後、警察等へ通報、相談 ・巡回の強化、利用者の避難誘導、施設の保全、記者発表やマスコミ対応について、県津久井治水センターと調整を図りながら対応
脅迫や不当な要求	<ul style="list-style-type: none"> ・複数名で対応し、記録・警察等への通報など役割分担しながら毅然とした態度で対応 ・状況に応じて、グループ代表の顧問弁護士や警察へ相談
不審物や不審者情報	<ul style="list-style-type: none"> ・速やかに県津久井治水センターへ報告後、巡視の強化 ・不審者を確認した際は速やかに県に追加報告と相談し、警察へ通報 ・不審物の場合は、現場の安全確保を優先し、県への報告と相談後、警察や消防へ通報 ・不審者と思しき方への対応は人権に配慮し慎重に対応

■ 本公園での具体的な対応例

本公園は多くの利用者がある中で、トイレ周辺を長時間うろつくなど、不審な行動が見られる方もいます。そうした方がいた際には、声をかけたり、状況により警察に通報する等の対応をとるとともに背丈や服装等の特徴を職員間での情報共有を第一に、毎日のパトロールや窓口対応に反映させています。

エ 外国人、障がい者、高齢者が含まれていた場合の対応

事故発生時等における外国人等の対応についても、通常の利用者対応と同様に、コミュニケーション方法や物理的な配慮が必要です。このため安全管理上の配慮が必要なケースを想定した対応やコミュニケーションツールの活用、救護スペース等の確保を図ります。

■ 安全管理上の配慮が必要な事項

想定するケース	対象者	対応内容
歩行が困難	高齢者、車椅子使用者、義足・人工関節使用者、視覚障害者、内部障害者、妊婦等	<ul style="list-style-type: none"> ■ バリアフリーマップを活用した段差の少ない園路の案内、誘導 ■ 貸出用車いすの提供 ■ 避難時の職員同行
情報伝達が困難	聴覚障害、言語障害	<ul style="list-style-type: none"> ■ 筆談、コミュニケーションボードの活用
	高齢者、子ども、外国人	<ul style="list-style-type: none"> ■ 注意喚起のチラシにはピクトグラムを掲載 ■ 自動翻訳機、「やさしい日本語」の活用
いつもと違う状況への不安、混乱	知的障害、精神障害、発達障害	<ul style="list-style-type: none"> ■ 落ち着いた声で、ゆっくりとした会話

■ 「やさしい日本語」と多言語表示

立入禁止等の看板や来園前に注意を呼び掛ける SNS 等では、多言語表記や「やさしい日本語」を活用し、情報へのアクセシビリティを向上

元の日本語	やさしい日本語
こちらにおかけください	ここに 座って ください
直ちに避難してください	今すぐ 逃げて ください
倒木による危険箇所があり立入禁止	木が倒れています。危ないので 入ることは できません

“救護所”を伝える「やさしい日本語」と多言語表示の例



■ 災害時多言語情報作成ツールの活用

緊急で掲示等が必要になった場合等には、 「やさしい日本語」を含め、多言語の標示を行います。

■ 避難の補助、救護スペースの確保等



- ・車椅子に加え、車椅子牽引補助装置を導入し、歩行が困難な利用者の避難を助けます。
- ・管理事務所の和室を救護スペースとして確保します。

ウ 不祥事案（個人情報流出、瑕疵に伴う利用者の受傷等）を認知した際の対応

■ ①不祥事防止策の徹底→②発生時の迅速かつ誠実な対応→③再発防止策

- ① 組織として、日頃から研修などを通じて職員への不祥事防止の意識醸成を行うとともに、法令やグループ代表の「協会が保有する個人情報の取り扱いに関するガイドライン」など各種規定やガイドラインに基づき適切に業務を遂行することを徹底
- ② 不祥事が発生した場合は、すぐに被害の拡大防止と状況の把握を行うとともに、組織として責任と誠意を持って、役割分担しながら、被害を受けた方への連絡と謝罪、県への報告と早急な対応策の実施、警察やマスコミ対応などを行う。また、被害者の損害についても誠意を持って対応
- ③ その後は再発防止に向けて、原因の究明や対策の検討等、組織として業務への反映や改善

【令和4年度の主な実施内容】

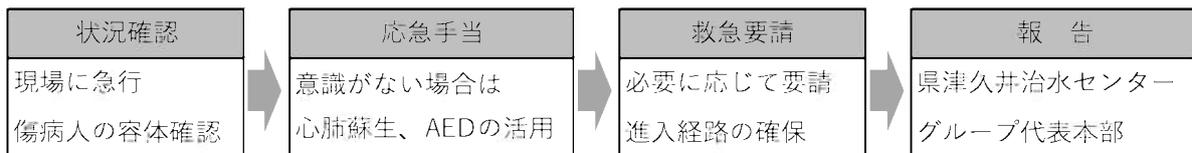
- 安全管理等マニュアルの整備
- 樹林更新計画の作成準備
- 多言語表記や「やさしい日本語」の活用、 避難の補助、救護スペースの確保等準備

計画書9「急病人及び新型コロナウイルス等への対応」

(1) 急病人等が生じた場合の対応

園内で急病人やけが人が生じた場合には、「安全管理マニュアル」に従い迅速に対応します。職員が病人の状況を把握した上で、病院や消防に連絡するほか、必要に応じて心肺蘇生やAEDの利用などの応急措置を施します。

全職員が冷静に急病人に対応できるよう、定期的な教育・訓練を行って技術習得とスキルアップを図ります。

ア 急病人が生じた場合の具体的対応**■ 対応の流れ****■ 主な傷病人対応の具体例**

傷病の事象	対 応
転倒	打撲・擦傷等症状の確認と応急処置
蜂刺され	刺された箇所を水で洗って絞り、ポイズンリムーバーでの毒抜き
熱中症	濡れタオル、冷却剤等の持参及び屋内、日陰への誘導・搬送
マムシ咬傷	救急車両の要請の後、噛まれた傷口より心臓側を布などで軽く縛り安静にし、水で流しながら、毒の絞りだし
施設異常を伴う場合	異常個所の確認と立入禁止措置等

■ 近隣医療機関の情報把握と提供

本公園近隣の病院等の連絡先、診療科、休診日や休日診療の有無等を把握し、救急要請が必要ない場合においても、速やかな情報提供ができるように体制を整えます。

イ 救命に関する職員研修と備え

パート職員を含め、全職員がAEDや応急手当に関する知識や技術を取得し、緊急時に適切に行動できるように以下の講習会等も受講します。

(ア) 救命講習の受講

職員は

**幼児安全法支援員の資格取得【NEW】**

園長、副園長等が、こどもに起こりやすい事故の予防と手当について、乳幼児の一次救命処置（心肺蘇生、AEDを用いた電気ショック（除細動）、気道異物除去）、こどもの病気と看病のしかたについて学び、資格を取得します。

(イ) 防災訓練等におけるAED取扱い訓練の実施

年2回実施する防災訓練の中で、避難訓練、消火訓練、AED取扱い訓練等を行い、パート職員を含めた全職員がAEDを操作できるようにしています。

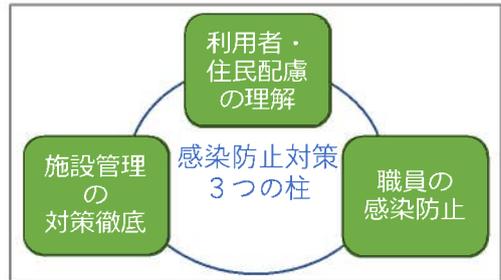
(ウ) AEDの確実な配備

パークセンター、水の苑地に各1台ずつAEDを設置します。花の苑地は津久井湖観光センターに設置してあるため、緊急時はそれを使用させてもらうよう連携をとっています。また、救急キットを常備して必要に応じて応急処置を行います。

(2) 新型コロナウイルス等の感染症に対する対応方針

ア 新型コロナウイルス感染症まん延防止のための取組

これまでのコロナ対応では、園内施設の利用制限やイベント中止など、社会情勢に応じて公園の利用形態も刻一刻と変化していきました。また、外出自粛により公園に人が集中することで近隣住民から意見が寄せられることも多くありました。



新型コロナウイルス感染症の蔓延防止（発生させない、拡大させない）はもちろんのこと、公園が市民の身体的・精神的な健康維持活動のための場を提供する重要な役割を担っているということにも十分留意し、取組を進めています。

具体的には、「施設の管理・運営における対策徹底による利用者の感染防止」はもとより、「利用者や周辺住民の理解促進」「職員の感染防止」を感染防止対策の柱として、感染防止の徹底を図りつつ、健康増進と憩いの場としての公園の管理運営を行っています。

これらの取組は、国や県の取組方針を遵守した上で、グループ代表が策定した「都市公園等における新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン」により、迅速・的確に実施していきます。

(ア) 日常利用における感染防止対策

利用者に協力を促す事項	維持管理の対応
<ul style="list-style-type: none"> ■体調が悪い時には利用を控える ■時間、場所を選びゆずりあう ■人と人との間をあける ■小まめな手洗い ■咳エチケット ■接触確認アプリの導入 	<ul style="list-style-type: none"> ■遊具、ベンチ、手すり等利用者の接触部の清掃徹底 ■パークセンター受付等にシート等で飛沫防止 ■車椅子等貸出物品は速やかに消毒 ■密となる時間帯の情報提供 ■園内放送での密回避の呼びかけ ■神奈川県「感染防止対策取組書」の掲示



感染対策啓発ポスター

(イ) 感染防止を徹底するための各施設の管理

■各施設共通の対応

利用者に協力を促す事項	<ul style="list-style-type: none"> ■発熱等の症状がある場合は利用を控える ■利用前の手洗い消毒 ■人との距離を2m（最低1m）確保 ■大きな会話、密接した会話を避ける
維持管理の対応	<ul style="list-style-type: none"> ■入口受付等に手指消毒液を設置 ■窓口等に飛沫防止のシート設置 ■利用者が列になる部分には距離を示す目印表示 ■人の手が触れる部分の消毒・清掃 ■小まめな換気 ■定期的な放送での注意喚起

■パークセンター

利用者に協力を促す事項	<ul style="list-style-type: none"> ■マスク非着用の方は入館を控えていただく
維持管理の対応	<ul style="list-style-type: none"> ■出入口および排煙窓を可能な限り開放状態にして常時換気状態をつくる ■受付カウンターは透明ビニールシート等で間仕切る ■アルコール清掃 ■入口に非接触型体温計を設置



消毒液等の設置と多言語による感染防止対策への協力呼びかけ

■研修棟（休憩利用）

利用者に協力を促す事項	<ul style="list-style-type: none"> ■手洗い消毒
維持管理の対応	<ul style="list-style-type: none"> ■出入口および窓、排煙窓を可能な限り開放状態にして常時換気状態をつくる ■対面休憩テーブルのパーティション設置 ■アルコール清掃

■バーベキュー場

利用者に協力を促す事項	■事前の検温 ■1 テーブルにつき定員 10 人を 5 人に縮小 ■食事中以外のマスク着用 ■大声での会話を控える
維持管理の対応	■施設や貸出品のこまめな消毒

■ケータリング

委託事業者に「 「外食業のための事業継続のためのガイドライン」 等の関係ガイドラインの徹底を指示し、運営 ■手指消毒液の設置 ■会計窓口のシート設置、コイントレーの使用 ■テーブル設置の場合は密を回避した設置 ■発熱等の症状がある場合の利用自粛

(ウ) イベント時の対応

■イベント共通の対応

■イベント参加者への検温、風邪等の症状確認 ■接触確認アプリの導入呼びかけ ■参加者の連絡先の把握 ■マスク着用、小まめな手洗い消毒の呼びかけ （マスクは熱中症等の対策が必要な場合は除く） ■受付場所や待機場所での密を避ける立ち位置表示 ■主催者はイベント前後の不要不急の外出を避ける ※全国的な人の移動を伴うイベント又は参加者が1,000人を超えるイベントについては、神奈川県「新型コロナウイルス感染症コールセンター」に事前相談を行ったうえで実施します。 ※イベント参加者数については、国又は神奈川県からの指示に従って制限を設けます。

■観覧会等体験イベント（例：自然観覧会、城山キャスリング等）

■説明や案内等を行う際は拡声器等を使用するなど飛沫の発生、密集・密接を防ぎつつ、すべての参加者に声が届くように配慮
--

■屋内の体験イベント（例：クラフト等）

共通の対応に加え、 ■室内を常に換気 ■研修棟を使用する場合は利用人数を通常の半分程度内の定員とする（20名程度内）
--

■大規模イベント（さくらまつり、ルピナスまつり、収穫感謝祭等、津久井城まつり等）

※多方面から不特定多数の来園が見込まれ、すべての来園者の連絡先把握等が困難であることから当面の間開催を見合わせています。新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ開催を検討していきます。 ※指定管理者以外が主催するイベントについては、主催者が感染拡大防止対策を徹底し、確実に履行できることが明らかな場合に限り開催を認めることとします。
--

(エ) 職員の感染防止対策

（体制） ■安全衛生責任者（衛生責任者）を感染症予防の責任者とし、職場でのルールの周知を図る ■職員の感染が疑われる場合は保健所に協力し情報提供を行う （対策） ■身体的距離の確保、マスク着用、手洗いの徹底 ■執務室の小まめな換気（毎時2回程度） ■電話、パソコン、工具等の共用の回避や手洗い・手指消毒の徹底 （健康状態の確認） ■出勤前の体温確認 ■朝のミーティングでの体調確認 ■37.5℃以上の発熱がある場合は医療機関、保健所等の診断 ■体調不良時は年休等を取得し自宅療養 （働き方） ■1日の出勤は業務上最低人数としジョブローテーションを工夫 ■ユニフォームの小まめな洗濯 ■長時間労働を避ける ■時差出勤、テレワークの導入 ■会議、ミーティング等のマスク着用、間隔の確保 （休憩スペース等の利用） ■対面での食事、会話を控える ■常時換気 ■共用物品の消毒

(オ) 利用者の感染が判明した場合の対応

- ・利用者から感染の報告があった場合は、速やかに県津久井治水センター・県都市公園課・グループ代表本部に報告
- ・各施設の感染対策を確認の上、利用者が接触した可能性がある場所の消毒等の実施
- ・保健所等が行う感染経路確認等に情報提供を行い調査に協力

【実績】 利用者や周辺住民に配慮した対応事例

コロナ禍の中、屋外で3密を避け、運動や散策をし、リフレッシュしたいというニーズが高まりました。本公園でも天気の良い休日を中心に利用者が多くなり、駐車場での渋滞が発生したため、XXXXXXXXXX スムーズな利用の流れを確保しました。

（カ）コロナ禍における災害時対応

大規模災害発生時には、公園の施設に帰宅困難者等の滞留、パークセンターでの受け入れが想定されます。県又は市の要請に応じて避難者の受け入れを行う際は、新型コロナウイルス感染症防止に配慮した対応をとります。

【車避難者への対応】

いわゆるコロナ禍にあっては密を避けた避難方法として車での避難者が増加することが予想されます。そのため、自家用車で避難してきた利用者に対しては、県津久井治水センターや相模原市と調整し、駐車場等を開放し、必要に応じて、必要な情報提供や注意喚起を行います。

- ・災害情報等については、管理事務所のラジオを常に稼働させることで必要な情報をいつでも入手できる環境を整備
- ・急を要する災害情報については、園内放送を活用し、車内滞留者に情報を提供
- ・車内に長時間いる避難者に対しては、エコノミー症候群や一酸化炭素中毒等による人体被害の可能性を園内放送等で呼び掛け注意喚起
- ・数量を確認したうえで、不公平にならないよう災害用備蓄品を支給

【受入時】	【専用スペースを設けた受入れ】	【物品の備蓄】
<ul style="list-style-type: none"> ・避難施設の窓口に受付を設け、非接触型体温計を用いた体温計測、体調管理シートによる体調の把握を実施 ・受付対応する職員はマスク、手袋等を着用の上、濃厚接触を避けるため15分以内で交代 	<ul style="list-style-type: none"> ・管理事務所内の救護室を体調不良者専用スペースと定め、感染拡大の防止を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・非接触型体温計 ・マスク ・消毒液 ・消毒用手袋 ・間仕切り用簡易テント

イ その他の感染症等の対策

発生が懸念される多様な感染症についても、衛生管理、植栽管理等を徹底し、被害の防止を図ります。

また、利用者に対し感染症に対する意識向上の啓発を行うとともに、症状や被害が確認された場合には、関係機関への連絡など迅速に対応します。

【想定する感染症等】

<p>ノロウイルス キッチンカー、イベント時の食品出店</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・調理者の健康管理の徹底、調理者の調理前後・トイレ等時の手洗いの徹底、調理場所・器具の消毒（次亜塩素酸ナトリウム）や熱湯消毒 ・嘔吐等処理の備えとして、処理セット（手袋、ビニール、消毒液等）を常備
<p>蚊媒介感染症（ジカ熱、デング熱）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・不要な水たまりをなくす（バケツ、植木鉢、竹の切り株等の水除去） ・注意看板の設置（蚊への対策について注意喚起） ・虫よけスプレーの貸し出し（パークセンター等で貸出用のスプレーを常備）
<p>鳥インフルエンザ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・通常時：不審死した野鳥を見つけた場合、マスク、使い捨て手袋を装着して、死亡した鳥を素手で触らずに密閉し、段ボール箱などに入れ倉庫等に保管後、行政センターに報告 ・県内で発生した場合等：不審死した野鳥を見つけた場合、来園者が触る恐れがあるため、半径10m以上について出来るだけ立ち入り制限処理を行った後、行政センターに報告
<p>豚熱（CSF）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・園内の果実、野菜くずの管理や生ごみ等の速やかな清掃、園路脇の藪の刈込等、イノシシと人との接触防止に努める

計画書 10「災害への対応（事前、発生時）」

（1）異常気象（大雨、台風、熱中症アラート等）への対応方針（事前、初動、発生時、応急復旧時）

異常気象に対しては、公園利用者や関係者（公園内事業者やボランティア活動者等）、周辺住民、公園職員の人命を最優先に判断し行動することを対応方針とします。

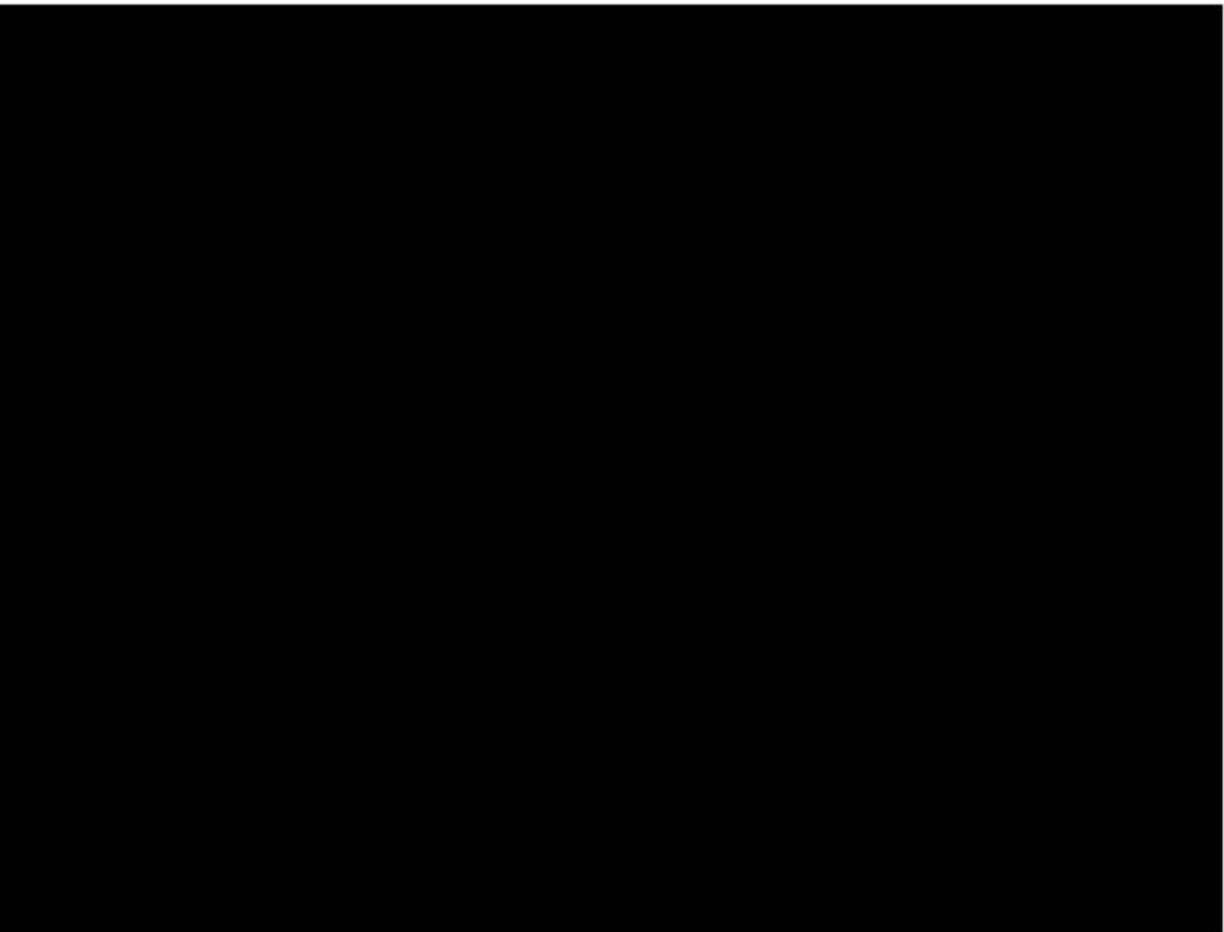
大雨や洪水、台風などの風水害に対しては、県や相模原市の地域防災計画とともに、グループ代表が作成した [REDACTED] に基づき、事前の備え、初動から発生時、解除後の応急復旧・報告の各段階をタイムラインに沿って、迅速かつ適切に対応します。

ゲリラ豪雨や雷など、リスク出現から被害発生までのリードタイムが極めて短いリスクについては、情報収集後、速やかに避難誘導等を行います。

熱中症警戒アラートや**高温注意報**が発表された場合は、公園利用者に園内放送等で注意喚起を促すとともに、作業員の熱中症対策を入念に実施します。

ア 台風の接近、大雨洪水に関する対応**■ 的確な情報収集**

テレビや関係機関からの情報、気象庁の「高解像度降水ナウキャスト」や相模原市メールマガジン「防災」等を活用しリアルタイムな情報収集を行います。

■ タイムラインに沿った具体的な対応（台風の例）

■体制の整備

- ・非常事態が予想される場合や県から指示があった場合には、職員の安全を確保したうえで夜間待機。また、翌日早朝等にパトロールを行い、速やかに県に報告。
 - ・早朝等勤務時間外に発表された場合には、職員の安全確保、交通機関の状況を考慮しながら必要に応じて園長が総括責任者として職員を招集
- ※異常気象等の災害発生時の体制は、提案書 8 (1)アの事故防止体制に基づき対応

【実績】

令和元年に発生した台風 15 号・19 号においては、[REDACTED]による被害が全国的な課題となりましたが、本公園においては、[REDACTED]への対策に加え、必要な[REDACTED]対策を講じ業務継続性を担保しました。

[REDACTED]を配備し、台風接近が予報されているときには、[REDACTED]防災備蓄品の[REDACTED]を[REDACTED]としても活用。台風シーズン前には、[REDACTED]を活用。緊急時対応に備え定期的な点検を実施

イ ゲリラ豪雨や雷等への対応

- 情報収集 アと同様。
- 利用者への注意喚起等 大雨や雷注意報が発表された場合には、園内放送による注意喚起、屋内退避等呼びかけ

ウ 熱中症警戒アラートへの対応

- 情報収集
 - ・環境省及び気象庁が発表する熱中症警戒アラートの情報収集を官庁 HP や自治体メールマガジン等で確認
 - ・アラートの発表がない場合でも、毎朝暑さ指数 (WBGT) を確認し職員で共有
 - 事前準備
 - ・事前に危険性を確認した場合は水を多めに準備
 - ・熱中症応急セットを配備
 - 利用者への注意喚起等
 - ・園内放送により休息や水分補給の呼びかけ
 - ・遊具等で遊ぶ利用者には、園内放送や巡視により頻繁に参加者の体調確認を促す。
- ※職員の熱中症対策は提案書 8 (1)イ参照

熱中症応急セット
 保冷剤、タオル、スポーツドリンク（経口補水液）、うちわ等
 ※意識障害の疑いがある場合は、水分は与えない

WBGT	熱中症予防運動指数	公園での対応
33℃以上 熱中症警戒アラート発表	運動は原則中止	園内放送や巡回で木陰や屋内退避を呼び掛ける
31℃以上 危険	激しい運動は中止	園内でウォーキングやジョギング等をする場合、10～20 分おきの休憩をとり水分・塩分補給を促す 体力に自信のない方の運動軽減や中止を呼びかけ
28～31℃ 嚴重警戒	積極的に休憩	水分・塩分補給に加え、激しい運動の場合は 30 分おきに休憩をとるよう促す
25～28℃ 警戒	積極的に水分補給	運動の合間に水分・塩分補給を促す
21～25℃ 注意		

エ その他気象災害への対応

- 情報収集 アと同様。
- 利用者への注意喚起等 大雪警報が発表された際は、必要に応じて登山道の立入り制限をするなど、利用者に注意喚起します。

(2) 公園の「震災時対応の考え方」に示す初動体制等への対応

ア 相模原市緑区で震度4発生時

■ 配備体制

地震発生後30分以内（勤務時間外に発生した場合は、報道による情報収集。被害発生のある恐れがある場合は参集し現地確認。夜間の参集がなかった場合でも翌朝8:30までに津久井治水センターやグループ代表本部に報告できるよう参集に努める）にパトロール班を編成

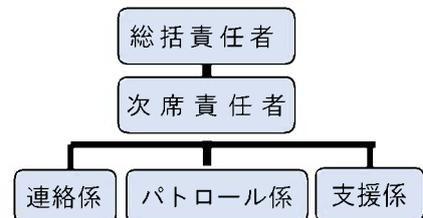
■ 初動体制

- ・園内パトロール、利用者の安全確認、機能点検の実施
- ・負傷者がいる場合は、応急措置及び救急車の手配
- ・危険箇所等は立入禁止措置、園内放送等で利用者へ注意喚起、周辺交通情報等の確認が取れた場合は帰宅を促す
- ・パトロール結果を随時県津久井治水センターに報告（勤務時間外であっても、被害があった場合は、県土木へ速やかに報告。）
- ・周辺住民等の避難がある場合は、市の地域防災計画で一時避難場所に指定されている根小屋駐車場で受入れし、地元自治会等と連携して避難所への誘導や緊急物資の配布などを実施

イ 相模原市緑区で震度5弱以上もしくは県内で震度5強以上、大規模災害発生の場合

■ 配備体制（勤務時間内に発生した場合）

- ・原則として当日勤務している全職員が配備体制（総括責任者、次席責任者、パトロール係、支援係、連絡係）に基づき対応



- ・ [Redacted] 組織的に対応
- ・ 30分を目途に初動体制を県土木へ報告。

■ 勤務時間以外の参集体制

- ・園長は本公園に参集
- ・ [Redacted]
- ・緊急時に落ち着いて適切な行動がとれるように、職員は [Redacted] を携帯
- ・職員は参集し次第、県津久井治水センターとグループ代表本部に報告
- ・震災発生後、30分以内を目標に参集できたスタッフが初動対応を行い、 [Redacted]
- ・第一次応急体制の確立後、 [Redacted] 要点検箇所の巡視を行い、被災状況等を把握し、県土木へ報告する
- ・県内震度6弱以上の場合、第2次体制として配備人数を増やすとともに、 [Redacted]

係名	主な業務
連絡係	情報の収集と報告
パトロール係	園内巡視、被害報告、利用者誘導、応急対策実施など
支援係	施設の点検、救援活動、物資の管理など

【実績】
 [Redacted]
 [Redacted]
 [Redacted]
 [Redacted]
 [Redacted]

ウ 初動時～緊急時～復旧・復興時の対応

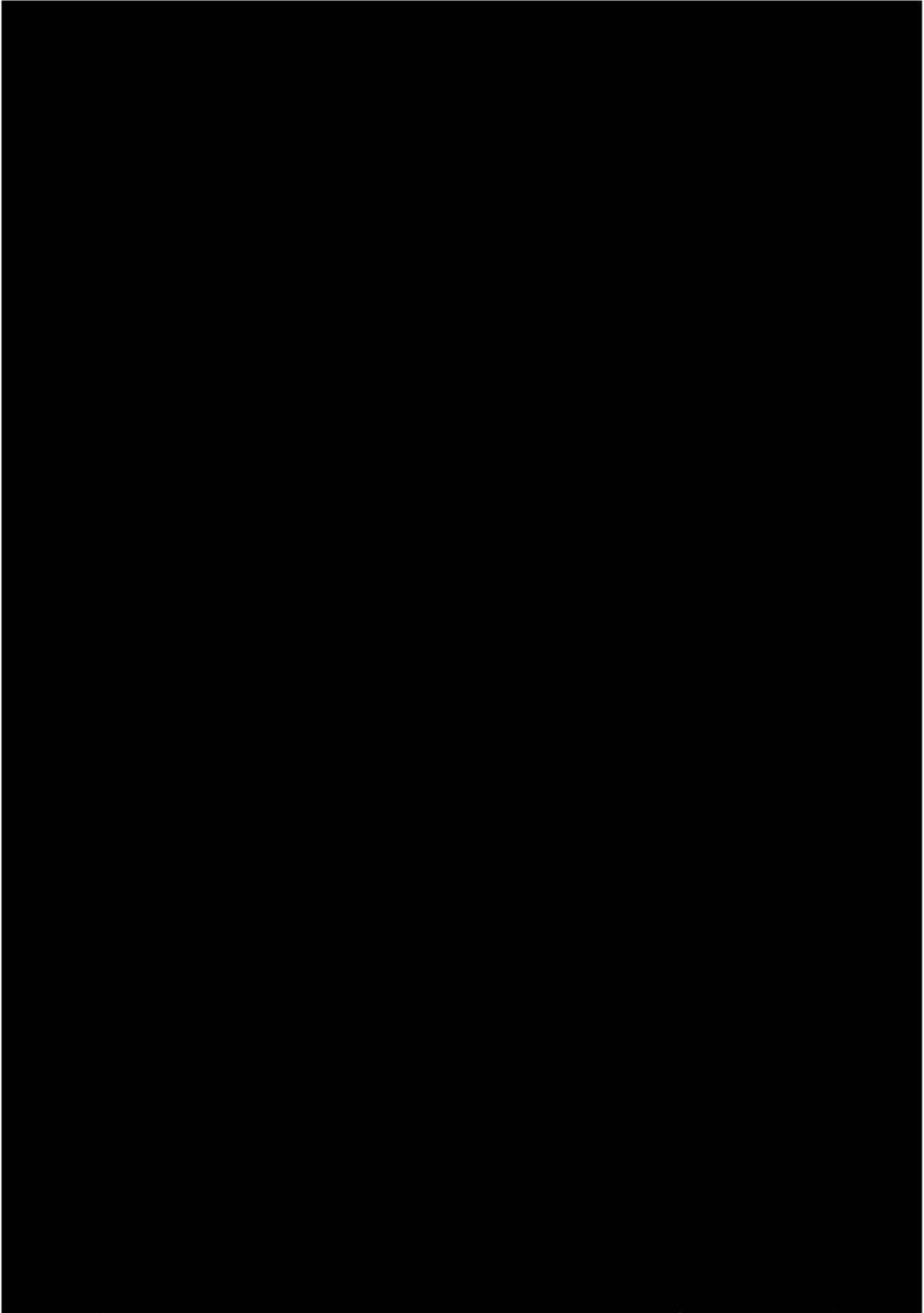
大規模地震発生時には、県が示す「津久井湖城山公園の震災時対応の考え方」及びグループ代表の [Redacted] のタイムライン（防災行動

計画)に沿って迅速かつ確実な対応を行います。

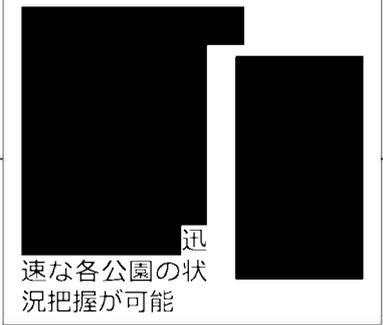
本公園の根小屋駐車場は、相模原市の一時避難場所に指定されており、公園周辺には高齢者等、広域避難所への移動が困難な方がいることから、地元自治会等と連携して移動の支援を行います。(提案書 10(3)イ参照)

また、東日本大震災や熊本地震等では、公園を避難所や仮設庁舎、資材置き場等として活用した事例があり、こうした事例を踏まえ柔軟な対応をとります。

■タイムライン（防災行動計画）



■タイムラインに合わせた対応の重点

初動時 発災から3時間後まで (管理事務所体制確立)	<ul style="list-style-type: none"> 急を要する連絡調整に当たっては、 [redacted] 確実性を向上 	
初動時 発災から3時間後まで (園内パトロール、避難誘導)	<ul style="list-style-type: none"> 人命優先・被害拡大防止を第一に、 [redacted] 迅速 な園内の状況把握 感染症対策を講じた滞留者の受入れ (提案書9(2)ア(カ)参照) 	
緊急時 発災から3日間 (応急対策業務)	<ul style="list-style-type: none"> トイレ、執務場所、滞留者の受入場所等の電気、水道等ライフラインの復旧にあたっては地元企業との連携により迅速に対応 日頃から [redacted] 築いたネットワークを活かし滞留者支援 	
復旧・復興時 発災から4日以降	<ul style="list-style-type: none"> 避難者受入れ、ボランティア活動拠点など、多岐にわたり想定される公園の活用状況に合わせ、相模原市等と連携した柔軟な対応 復興時には、近隣住民の憩いの場となるよう特に衛生面に配慮し避難スペース等の清掃管理を徹底 	

(3) 大規模災害発生時の公園の特性、立地状況等に応じた災害対応の考え方 (地域との連携、防災訓練、災害発生時の協力等)

ア 災害に備えた事前対策

(ア) 基本的な考え方

普段から必要な機器設備の点検と適切な維持管理を行うとともに、常に最新の地震情報を利用者に提供できるよう必要な情報の収集に努めます。

■災害情報の受発信 地震警報機能付きラジオやテレビに加え、新たにスマートフォン等向けアプリケーション、携帯電話への相模原市災害情報配信メールやSNS等を活用し、起こりうる災害の情報収集を絶えず行います。

■災害対策マップの活用と更新 災害対策マップを作成し、緊急時に来園者が迷うことなく安全な場所まで避難できるよう掲示板などに明示します。マップは公園の改修工事の結果や周囲の状況変化に応じて適宜改訂します。

(イ) 震災時利活用施設等の維持管理

■想定される活用施設

施設	想定される利活用	管理方法
パークセンター(トイレ、発動発電機)、研修棟、水の苑地案内所	情報センター、救護措置、応援活動・復旧・復興活動の支援	建築物点検、太陽光発電、蓄電池の点検、発電機燃料の確保、緊急連絡手段 [redacted] の点検、担架や救急医薬品の備蓄・点検
研修棟前広場	応援活動・復旧・復興活動の支援	緊急車両の進入路の支障物の撤去、周辺園路の維持管理
根小屋駐車場、花の苑地駐車場(第1・第2)、水の苑地駐車場	応援活動拠点、物資置き場	舗装の維持管理、危険物の撤去
園内トイレ(水の苑地×2、根小屋トイレ棟、バイオトイレ×4)	トイレ	日常清掃、点検
井戸	防火、生活用水	ポンプ日常点検、水質検査
照明、園内放送	夜間避難誘導、情報伝達	日常点検

■施設の日常点検

- ・震災時に利活用が想定される施設の点検周期、方法等を定めたチェックリストを作成しパトロールを実施
- ・基本的に月 1 回、震災時のパトロールコースを異常の有無や動作等を確認しながら巡回

■備品類の日常点検

- ・毎年 1 回以上、発電機や懐中電灯、トランシーバー等の動作や残量の確認等の総点検を行い、必要な部品交換や更新を実施
- ・常備しておくべき資機材及び救急医薬品は数量と保管場所を示したリストを作成し、管理事務所、管理詰所、倉庫に掲示し職員間で共有
- ・通常業務に使用するカラーコーンや工具類は、使用後に必ず保管場所に戻し、非常時に確実に使用できるよう配備

(ウ) 防災訓練・職員教育

■防災訓練 大規模災害発生時に迅速かつ冷静に対応できるように各種防災訓練を実施【シェイクアウトプラスワン】

「かながわシェイクアウト（いっせい防災行動訓練）」への事前登録を行い、県の一斉実施日に合わせて地震発生時の安全確保行動を行います。またシェイクアウト訓練に加え、以下の訓練を行います。

、緊急連絡網の再確認

- ・公園での避難経路の確認

災
害時に適切に対応できるよう訓練する

■職員の意識向上の取組

- ・や地元消防と連携した消防訓練で、過去に起きた東日本大震災の各公園の体験や被災地での復興支援に当たった職員の体験を盛り込み、職員各自が災害対応についての理解促進
- ・緊急時には震災対応に専念できるよう、
職員への意識付け

イ 本公園の特性、立地状況等に応じた課題と対応

(ア) 特性・課題

- ・本公園は独立峰である城山を中心とした公園であり、土砂災害警戒区域に指定されている場所もあるため、大規模災害時には土砂災害が数か所で発生する可能性あり
- ・危険が最も多いと思われる津久井城址・城山地区は広大かつ急峻であり、大規模災害の際に二次災害の危険性がある中ですべての園地をパトロールし、スピーディーに危険を除去することが困難
- ・管理事務所のある根小屋地区と離れている花の苑地、水の苑地は、災害時の状況が把握しにくい
- ・周辺住民には高齢者が多く、広域避難場所や避難所等まで行くことが困難な方もい

らっしゃる

(イ) 対応

- **土砂災害防止**：大規模地震が起こる前に土砂災害の危険の予兆であるクラック等を把握し、危険を除去、なるべく利用者を近づけないようにしておくことが人的被害を抑えることにつながるため、月2回の登山道巡視の際にはこのような予兆を見逃さぬように努めます。
- **広大な園地での優先順位をつけた対応**：月1回の震災時のパトロールコース点検時には、公園のハザードマップをもとに、重点的な点検箇所を中心にパトロールするなど、優先順位をつけた迅速な対応ができるよう日頃から訓練し、備えを万全にします。
- **花の苑地及び水の苑地での近隣施設との連携**：日頃から情報交換等を行い、津久井湖観光センター、津久井湖記念館と連携、連絡体制をとって対応します。
- **高齢者等への配慮**：貸出用車いす等も活用しながら、地元自治会等と連携して避難所等にスムーズに誘導します。

(ウ) 地域との連携

■ 相模原市や近隣施設等との連携

公園及び地域の防災力の強化を図るため、日頃から利用者と協働で防災訓練を実施するなどして連携を深めます。

- ・ 一時避難場所である本公園から広域避難場所や避難所への誘導方法や帰宅困難者の受け入れ態勢について、事前に相模原市及び近隣施設と調整
- ・ 定期的に震災時対応について、相模原市・地域の自主防災組織・地元消防と意見交換し、社会状況の変化に応じたマニュアル等の見直し
- ・ 緊急車両の進入可能ルートをマップ等で可視化し、公園入口の解錠や車両誘導等について消防等と情報共有し、初動対応の協力体制を確立

■ 共同での訓練、体験イベント

消防署や近隣施設と連携した救急救命訓練の実施	津久井消防署の協力により、全職員を対象に2年に1回AEDを使用した心肺蘇生法の訓練を実施。その際には、 XXXXXXXXXX にも参加を呼びかけ
自治会や利用者と連携した防災訓練の実施	年2回防災訓練を行う際に公園利用者や地域住民にも参加を促す
シェイクアウトへの参加	神奈川県が企画するシェイクアウトへの参加
情報伝達訓練への参加	県が主催する情報伝達訓練への参加

■ 利用者・近隣住民への働きかけ

「県立津久井湖城山公園整備と管理・運営に関する連絡会」において、災害時の対応や備蓄状況等の情報などを近隣自治会や自治体、観光協会等に周知するとともに、パークセンターにおけるパネル展示等で利用者にも周知・普及を行います。

(エ) 災害対応物品の備蓄

導入品目	内容
災害用備蓄品（食料、水）	避難してきた近隣住民や帰宅困難者が避難場所（防災拠点）に避難するまでの水と食料を備蓄

災害用トイレ	一般のトイレを利用して断水時にも使用できる災害用トイレキットを配備
衛星電話、 トランシーバー	大規模災害時、救急や消防をはじめとする関係機関と確実に連絡が取れるよう、衛星電話等の通信機器を \blacksquare 設置
燃料等	日常の作業における発生材を活用し、薪や木炭等の燃料を備蓄
上履き、ヘルメット	東日本大震災時の経験から、移動の際のケガ防止のため、上履きやヘルメットを用意

(オ) 災害発生時の協力等について

県津久井治水センター \blacksquare と連携し、速やかな災害対策活動が行えるよう、必要な連絡調整を行います。また、「震災時対応の考え方」で示された避難施設等とも連絡調整を図り、強固な防災体制を構築します。

■ 災害復旧への協力

- ・事態終息後には、県と指定管理者の役割分担に基づき対応し、県による被害箇所の本格復旧の際にも積極的に協力。また、災害復旧活動の拠点として県や市から要請があった場合、チェーンソー、テント等の必要な機器や物品の提供や、救援活動への支援等も積極的に実施

■ 避難所（帰宅困難者滞留）となった場合のコロナウイルス感染症対策

※提案書9(2)ア(カ)参照

イ 災害発生時の対応及び業務継続計画（BCP）について

当協会では、大規模災害発生や新型インフルエンザ等の感染症の蔓延に備え、事業継続計画書（BCP）を策定しており、優先的に継続する重要な業務の設定、危機管理体制の整備、協会本部にかわる災害対策本部の代替拠点等を設定し、都市公園指定管理業務を含む法人としての事業継続を図ります。

■ 災害時の事業継続に特に必要となる人的バックアップ

\blacksquare を活かし、本公園の園長・副園長不在時にも、 \blacksquare 参集できる体制を取っています。日々の業務での連携に加え、 \blacksquare 体制を確実なものとしています。

計画書 11 「地域と連携した魅力ある施設づくり」

(1) 多様な主体（地域人材、自治会、関係機関）との連携、協体制の構築等の取組内容

ア 公園全体の管理等に関する連携

■ 地域との対話を大切に管理運営

本公園の歴史と自然環境の保全・利活用を前提とした整備と管理・運営の総合調整を目的に、学識経験者や地元自治会、行政機関等からなる「県立津久井湖城山公園整備と管理・運営に関する連絡会」を年2回開催し、地域と連携しながら公園づくりに取り組んでいます。

【県立津久井湖城山公園整備と管理・運営に関する連絡会】

県の今後の整備工事の内容や公園管理運営のトピックスなどを関係各所と情報共有します。歴史にゆかりがある場所（不動平）を活性化したいという自治会からの要望を受け、眺望確保のための樹木整理をするなど、地域と対話しながら公園の整備、管理運営をより進化させています。

■ 公園周辺の地域活性化にもつながる公園管理

次のような取組により、公園のみならず、地域の活性化にも貢献します。

- ・ [] 青年会議所などと連携し、桜まつりやつくい湖湖上祭などを開催して地域の活性化に貢献しており、パークセンターでは菓子類や麺類など津久井城ブランドの地元産品を展示・紹介
- ・ [] とともに公園周辺の道路清掃を行う活動「ゴミゼロアクセス」の取組



公園作成の津久井城ブランド商品「津久井城手拭い」

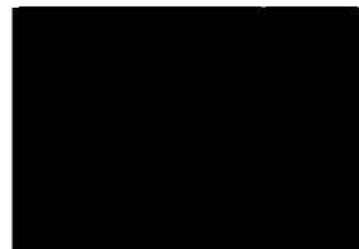
イ 水といこいのゾーンにおける連携

水といこいのゾーンは、湖の景観や花修景が美しく、また、国道に面しており、圏央道からのアクセスも良いことから、ドライブでの休憩や花修景を求める広域からの観光客利用も多いエリアです。こうしたことから、これまで、地元の観光協会や商工会等と連携して、広域からの集客も見込んだ大型観光イベントを実施してきました。今後は、更なる集客及びイベント時の国道の交通渋滞解消を目指し、新たに公共交通機関との連携にも取り組みます。

また、花の見どころとしての更なる魅力向上等を目指し、管理運営についても地域の団体等と連携していきます。

■ 観光イベントにおける連携

- ・ [] : さくらまつりの共催、津久井湖イルミネーションの共催
- ・ [] : さくらまつり、ルピナスまつりの共催
- ・ [] : ケータリングカー等による本公園での臨時売店誘致、津久井城ブランド認定会への参加、各種イベントへの出店
- ・ (公社)津久井青年会議所: 「つくい湖湖上祭」への協力と支援
- ・ [] : フィルムコミッションとの連携・協力
- ・ [] : さくらまつり、ルピナスまつり



つくい湖湖上祭の青年会議所ブース

- ・ [] : 湖畔清掃、トイレ清掃委託
(※県立津久井湖城山公園整備と管理・運営に関する連絡会 会員)

■ 広報や交通渋滞対策における公共交通機関との連携【NEW】

広域及び地元への情報発信や、イベント時の渋滞対策（イベント時の公共交通機関の利用促進等）について、[] 連携して行います。

■ 植物管理における連携

- ・ [] : 桜の植樹(提案書3(4)イ参照)

ウ 歴史と里山の体験ゾーンにおける連携

歴史と里山の体験ゾーンでは、豊かな自然や城山の歴史、起伏にとんだ地形や森に設置された野外ステージなどを活かし、歴史や自然、音楽等に係る多くの地域団体や専門家等の地域人材と連携し、多様なイベントを実施しています。今後もこれらの団体等との連携を深めていきます。

■ 自然や歴史のイベント・プログラムに関する連携

- ・ [] : 城山キャスリング、津久井城まつり、風雲！つくい城、さくらまつりへの協力
- ・ [] : お城 EXPO、津久井城まつり、津久井城開城記念の日
- ・ [] : つくい考古学講座、子ども向け考古学体験

■ 研究・展示における博物館や大学との連携

- ・ [] : 津久井城市民協働調査への協力
- ・ 相模原市 文化財保護課 : 収穫感謝祭、津久井城開城記念の日、津久井城市民協働調査での協働
- ・ [] : 自然ガイドの体験授業や小動物の痕跡観察の場としての公園の活用
- ・ [] : 収穫感謝祭における展示、ムササビ観察の実施
- ・ [] : [] 講座の場としての公園の活用、公園と [] とのコラボによる [] や公園での展示

■ スポーツイベントに関する連携

- ・ [] : ヨガイイベントでの公園利用
- ・ さがみはらスポーツレクリエーションの会 : 「寒さもへっちゃら！野外遊びの日」の開催

■市民サークルとの連携

- ・自然観察等を行う市民サークルとの連携
- ・ [redacted] 連携

■地元アーティストとの連携

- ・「うたうたげ」や「風雲！つくい城」、「オカリナフェス」等の園内イベントへの地元アーティストの出演について、連携を継続

エ 地域の自治会や行政機関との連携

広報や防犯等について、自治会や消防、警察等と連携します。

- ・ **地域の自治会**：防災訓練への参加の呼びかけ、公園だよりの回覧板での回覧等
- ・ **津久井消防署**：防災訓練の立ち合い・指導、職員への救命救急講習、山岳救助訓練の場の提供
- ・ **津久井警察署**：防犯対策の連携（園内の巡回など）、公園を「こども 110 番の家」に登録

オ 企業のCSR活動（社会的責任、社会貢献）や学校等との連携

(ア) 地元企業の社会貢献活動の受入

地元企業には、公園のイベントで、ブースを出していただくなど、地域貢献活動を行っていただいています。

- ・ルピナスまつりでは、 [redacted] が噴水アクアボール体験イベントを実施
- ・収穫感謝祭では、 [redacted] が、竹細工体験や昔の鋸を使った丸太伐り体験などのイベントを実施

(イ) 学校等の教育機関との連携

郷土の自然と歴史のシンボルである“城山”を学ぶ場として、地元の小中学校、高校の様々な校外活動に協力するとともに、各学校での「出張授業」を提供しています。

また、近隣の保育園や幼稚園には、公園の花壇での花の植付けに参加していただいているほか、近隣の高校の部活動の一環として、公園のイベントへ参加していただいています。

テーマ	連携先	内容
学習活動の支援	市内小中学校、高等学校（ [redacted] など）	要請に応じて職場体験の場として公園管理作業への参加と、郷土の歴史と自然の「出張授業」を実施
	近隣保育園、幼稚園	菜の花の植え付け
	[redacted]	野外体験教室の事前学習への講師派遣
イベント	[redacted]	さくらまつり等イベントへの参加
学校行事の支援	相模原市内小学校、近隣保育園、幼稚園など	遠足、課外学習等の学校行事を実施する場所を提供するとともに安全に実施できるよう協力、城山に関する案内解説

(2) ボランティア団体等の育成・連携、協働の取組内容

本公園では、動植物の調査・保護、畑や花壇作りなど様々な分野のボランティアがSKT（助っ人）として活動しています。これらの活動をより一層促進するため、年に3回「ボランティア通信」を発行するとともに、ボランティアを対象とした研修会の開催やボランティアと職員との共同作業などを行っています。こうした活動を通じて、コミュニティの活性化を図るとともに、新たな興味の対象の発見や関心の深まりを促すなど、ボランティアが長くいきいきと活躍できる場を作ります。

【SKT（助っ人）ボランティア】

本公園で活躍するボランティアのコンセプトは、「S=好き」「K=興味がある」「T=得意」なことを公園でやってみようというもので、それぞれの頭文字をとって「S・K・T=助っ人」と定義しています。お花に興味がある方は花壇の手入れ、畑作業が好き・やってみたいという方は畑作業など、それぞれに合った分野で楽しみながら活動していただいています。



SKT 花壇ボランティア



SKT 畑ボランティア

協働のテーマ	連携先	内容
維持管理への協力	しろやま自然観察グループ	生物調査（希少植物、アサギマダラ）、外来種除去、自然観察会の開催
	S K T（公園）ボランティア	各種ボランティア（花壇、畑、展示、自然）、
イベント運営の協力	さがみはらスポーツレクリエーションの会	寒さもへっちゃらの開催 収穫感謝祭への協力
	グリーンさがみはらシェアリングネイチャーの会	ネイチャーゲームの開催 収穫感謝祭への協力
	地域団体（自治会、地元婦人会、城山竹の会等）SKT ボランティア	イベントサポート 収穫感謝祭への協力
		津久井城まつり等歴史イベントへの協力
	公緑会、土友会	イベントサポート

（3）周辺施設（他の公園、施設等）との交流・連携の内容

■ 周辺施設との連携

【 との連携】

津久井・城山地域の歴史や自然を学べる「校外学習プログラム」を作成し、広く市内・県内の学校に周知し、公園及び地域全体の更なる活性化を図ります。【下線部 NEW】【再掲】→提案書4(1)ア(ア)参照

【ダム(企業庁)との連携】

さくらまつり等の本公園のイベントの中で、「ダム見学会」を実施するなど、公園とともに地域の歴史や魅力を多くの方に知っていただける取組を連携して行います。

また、神奈川県企業庁が、城山ダム（津久井湖）に流れ着いた流木を加工処理したチップを公園園路の敷材として活用するとともに、台風等のあとに、公園隣接地の津久井湖沿岸の清掃をダムの職員と一緒にやるなど、周辺地域の美化等の取組においても連携を図っていきます。

【ビジターセンターとの連携】

グループ代表が管理運営する秦野及び西丹沢の両ビジターセンターと連携し、本公園でビジターセンターの出張展示を行い、丹沢周辺の動植物の情報や豊かな自然を守るために大切な取組などの情報を発信します。

■「花とみどりのフォトコンテスト」の開催

グループ代表が、公益事業として実施しており、グループ代表が管理している公園のみならず、事前の調整のうえ、他の指定管理者が管理している公園も撮影対象に含め、コンテストを実施しています。

毎年約 600 点の作品応募があり、作品は専門家による審査を行い、入賞作品展を、本公園を始め他公園や福祉施設等で開催しています。



フォトコンテスト写真展

■他公園との連携

公園関係団体で構成する「首都圏みどりのネットワーク」や県・市公園緑地協会等連絡協議会の中で情報交換や他公園への視察を行い、引き続き管理運営に反映させていきます。

また本グループ各構成団体が管理する他公園と連携を密にして会議、研修等で交流を深め、技術・情報の共有化を図ります。

（４）地域企業への業務委託等による迅速かつきめ細かいサービスの提供に向けた取組内容

地元の企業、商店等は、その地域に精通していることで、迅速かつきめ細かい対応が期待できます。業務委託を行う場合には、今後も地元企業等への発注を優先的に行っていきます。さらに、地域雇用の確保、社会的ニーズへの対応といった観点から、障がい者就労施設や相模原市シルバー人材センター、XXXXXXXXXX 地元非営利団体にも継続的に業務委託することにより地域と連携し、魅力ある公園づくりを行います。

【令和４年度の主な実施内容】

- 広報や交通渋滞対策における公共交通機関との連携検討調整
- XXXXXXXXXX と連携した、XXXXXXXXXX 地域の歴史・自然を学べる校外学習プログラムの、関係機関との調整

計画書 12「人的な能力、執行体制」

(1) 指定期間を通じて効果的・効率的に指定管理業務を行うための人員配置等の状況**ア 人員配置の考え方**

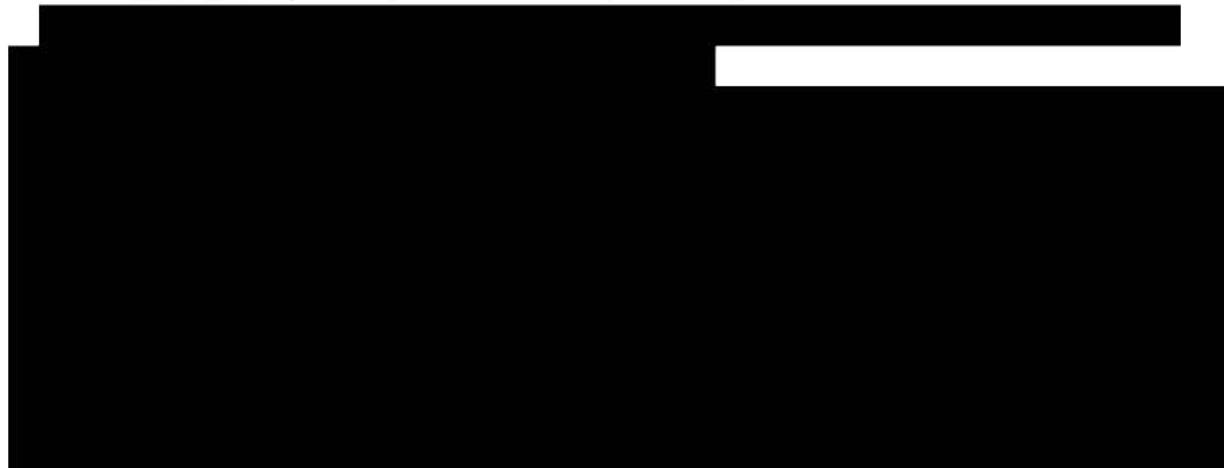
現地公園には、公園管理運営方針を理解し、土木事務所・地元自治体・関係団体・利用者等に対し施設管理者としての的確に対応できる人材を現地責任者として配置し、その下に園長の代行者である副園長をはじめ業務に応じた公園管理実務経験者など、必要十分な人員を配置します。また、地域団体や協力団体などとのパートナーシップのもと、直営管理を基本とし安全・安心で快適な管理運営を行います。

グループ代表本部は、公園管理運営に係る企画・統括部門及び現地業務支援部門を担い、多様化する公園管理業務を踏まえ、事故防止・安全対策、コンプライアンス、SDGs や「ともに生きる社会かながわ憲章」など県施策への対応、広域的な広報や交通対策、企業・団体等とのアライアンスなどに取り組み、現地公園と本部が一体となって公園管理運営の品質向上に取り組みます。また、外部指導員（グリーンサポート）制度や他公園職員・本部職員による業務点検等により、さらなる安全・品質確保に努めます。

現地公園（公園管理事務所）の業務分担	グループ代表本部の業務分担
<ul style="list-style-type: none"> ・ 県土木事務所との連絡調整（年度協定、定期業務報告、モニタリング受検、許認可申請等） ・ 維持管理、安全管理 ・ 緊急時、災害時等の現地対応 ・ 利用案内、苦情・要望等対応 ・ 利用促進事業や地域連携事業の企画・実施 ・ 地域メディア等への広報、HP、SNS 等での情報発信 ・ 利用料金収受、駐車場運営 ・ 自主事業の運営 ・ 地元自治体、地域団体（商工、観光、福祉等）、関係団体との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都市公園法、都市公園条例、指定管理者制度等に係る県（本庁）との対応窓口、基本協定 等 ・ 事業運営方針策定、諸規程整備 ・ コンプライアンス、労働環境改善、事故不祥事防止、個人情報保護、情報公開、ハラスメント防止対策 ・ 職員採用、人材育成、研修の企画・実施 ・ 予算策定、予算執行、決算、監査 ・ BCP、緊急時対応、緊急参集訓練の企画・実施 ・ 広域的な広報、ガーデンツーリズム企画・調整 ・ 事業企画（公益・収益）、他企業・団体との連携促進、交通・観光事業者との包括的な連携 ・ 情報セキュリティ対策

イ 現地職員の配置計画（現地責任者の責務、役割及び経歴、主要職員等の役割分担）**■ 現地責任者の責務、役割及び経歴**

園長は、県立都市公園の管理経験が豊富な人材を常勤で配置し、公園の総括責任者として公園管理運営及び地域との連携・協働に取り組みます。



※災害等の非常時、新たな課題への対応、許認可に係る調整事項が生じた場合は、上記に関わらず本部及び現地在連携して、県と協議・調整のうえ、課題解決にあたります。

■ 主要職員の役割分担

管理運営業務に応じ（本公園の特性に応じ）以下のとおり [REDACTED] を配置し、管理運営スタッフと一体となり多岐に亘る業務を遂行します。

ウ 特に都市公園管理運営の専門知識（関係資格の保有等）や経験を有している者の配置状況

本公園の管理運営方針である「しろやまオープンミュージアムと快適な湖畔の憩いの空間」の実現に取り組むため、 [REDACTED] します。また、必要に応じ、 [REDACTED] を行います。

エ 県、県出先事務所、指定管理者本部、指定管理者現地との連絡体制及び、関係機関における効果的、効率的な情報共有の考え方と仕組み

■ 連絡体制

本公園において、県、県津久井治水センター、グループ代表本部、サカタのタネ GS 等との連絡体制を以下のとおり構築し効果的、効率的な管理運営を行います。夜間・休日等の緊急時には、緊急時連絡フロー図や緊急時対策連絡網などにより、24 時間 365 日対応可能な連絡体制を整備しています。

■ 情報共有の考え方と仕組み

関係機関との情報共有には、状況に応じて、対面、書面、電話・メール・Web 会議等を活用します。特に県津久井治水センターや警察署・消防署とは、日常から対面による「顔の見える関係」を構築し、緊急時等に備えています。

【県、県津久井治水センター】

- ・ 確実な連絡体制の整備や、普段から担当者間の報告・連絡・相談が円滑に行える環境整備に務めている
- ・ 月例報告等の提出時を定期的な情報共有の場として臨んでいる
- ・ 制度面や他公園にも関連する事項については、指定管理者本部が県庁所管課とも調整

【警察署、消防署】

- ・ 通報、相談等は速やかに正確な情報をもとに実施
- ・ 防災訓練の調整等を通じて、普段から連絡・連携を密にしている

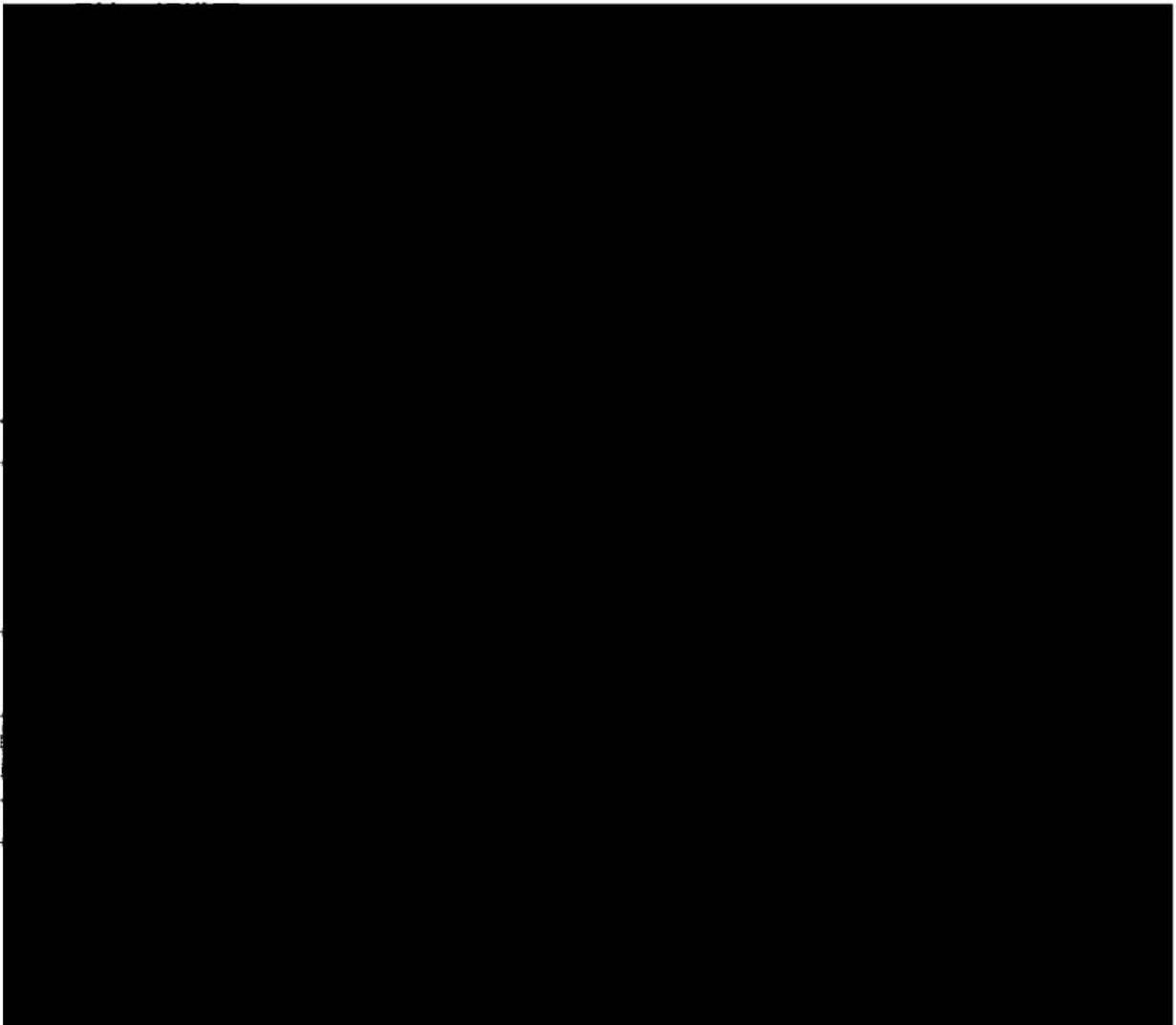
【地域団体等：自治会、商工会、青年会議所、ボランティア、学校、企業等】

- ・ イベント等の調整時や定例的な会合等の場で必要な情報共有を行っている
- ・ 広報誌、ホームページ、SNS、掲示板等を活用した情報発信

【指定管理者内での取組】

- ・ 現地と本部の確実な連絡体制による情報共有（事件・事故等は全て速やかに理事長に報告するとともに全公園へ周知）
- ・ 原則毎月開催の全公園の責任者が参加する会議において情報共有、意見交換
- ・ 現地職員間では朝礼や月例会議での直接伝達やサーバーの「伝言メモ」を活用した情報共有

<別表> 現地の職員配置計画



(2) 業務の一部を委託する場合の管理・指導体制の状況

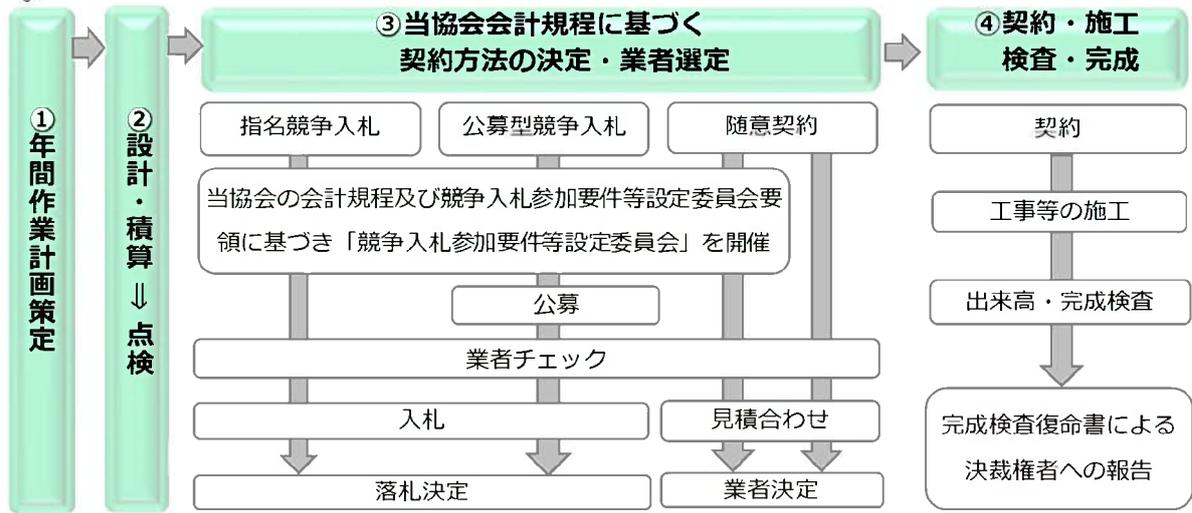
ア 委託業務の管理の考え方

委託業務を効率的・効果的に実施するため、年間発注計画による計画的な発注、品質

確保や透明性に配慮した業者選定、適切な進行管理に努めるとともに、諸規程やマニュアル等に基づき、監督職員による指示及び履行確認、検査員による出来高・完成検査を行います。

監督職員は、法令遵守、品質確保、安全管理体制、連絡体制、工期遵守、利用者対応等の視点から指導監督を行います。

また、高齢者就労団体等への委託では、高齢作業員の健康・安全対策を重視するほか、障がい者就労施設への委託では、丁寧な作業指導により安全で確実な業務管理を行います。



イ 指導監督の内容

委託業務の各段階で、以下の項目について点検、指導、監督を行います。

- ・業務計画書等に基づき、業務実施体制、工程管理、作業方法、安全管理体制を確認
- ・社会保険の納付、最低賃金の履行確認及び業務上知りえた内容の守秘義務契約確認
- ・業務実施時は、作業内容等の日報による確認や現地履行確認による指導監督
- ・園内通行証の発行、徐行運転の履行、バリケード等安全対策の徹底
- ・業務記録及び作業写真等は、当協会文書管理規程に基づき管理し必要に及び県へ提示
- ・監督職員以外の検査員による履行確認、完成検査により、品質、出来栄を確認

ウ 本公園で重視する視点

種別	業務内容	指導監督項目	点検方法
・植物管理	・枝下し、枯損木処理	・周知看板等利用者への安全確保	・巡視、作業日報等
・施設管理	・設備、遊具の点検等	・適切な手法、点検漏れ防止	・業務報告書、現地確認
・清掃管理	・廃棄物処理、搬出	・マニュアルによる確実な処理	・作業日報、書類確認

※本公園の委託業務の考え方、内容等については、提案書2及び様式第3号に記載しています。

(3) 指定期間を通じて安定して指定管理業務を行うための日々のOJTや研修等の人材育成体制や職員採用の状況、チームワーク保持や労働時間短縮の取組、職場のハラスメント対策など適切な労働環境の確保に係る取組状況

グループ代表では、人材育成、就労意欲向上、計画的な職員採用、労働環境の確保に着手かつ相互に連携させて取り組むことで指定管理者として安定的な管理運営を行う体制を構築しています。

ア 人材育成の考え方

様々な施設や自然環境、機能を有する県立都市公園の管理運営には、自然生態、植物管理、施設管理、安全管理、地域防災、利用促進、地域協働など、それぞれの専門知識

や経験だけではなく、これらを総合的に活用して多様なニーズに合致したサービスを提供することが求められます。

グループ代表では、公園管理におけるプロフェッショナルとして常に質の高い公園管理運営を目指し、職責・職員毎にテーマを設定し、3つの手法により人材育成・能力開発を行うとともに、職員のやる気と潜在能力を引き出す仕組みを構築しています。

■職員ごとの育成テーマ設定

全職員共通	都市公園の情報、安全管理、接遇の向上、手話の取得、コンプライアンス、個人情報保護、救命救急、防犯・防災、労働安全衛生
現地責任者	マネジメント力の向上、利用促進力向上の向上、職員指導力の向上、労働安全衛生法規
内勤スタッフ	適正な受付・実務の能力、HP・SNS等の情報発信力向上
外勤スタッフ	安全管理、労働安全法規、機械操作能力向上、施設ごとの維持管理力向上

■人材育成手法・内容

OJT (職場指導)	<ul style="list-style-type: none"> ・豊富な公園管理経験を有する職員等社内リソースを活用した公園特性・管理力向上 ・利用者対応等の細部の知識や技術を養成 ・グループ構成企業の先進的な管理力向上により植物管理を共同で行い知識・技術の向上 ・新規採用者への適切な職場指導 ・毎朝、朝礼時における作業内容、KYT、留意事項等について確認・周知
OFF-JT (研修)	<p>(主にグループ代表職員による研修)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・接遇、安全管理、植物管理、利用促進、事務処理等に係る研修 <p>(主に外部講師等による研修)</p>
SD (自己啓発)	<p>費用補助</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社外講習会、セミナー等への参加促進、先進事例視察 ・異業種、他組織との交流の場への積極的参加（見本市、展示会への参画、出展）等



■職員の「やる気」と「潜在能力」を引き出す仕組み

グループ代表では、職員の「やる気（向上心）」と「潜在能力」を引き出すため、業務実績向上に努めた職員を公平・平等に評価する「人事評価制度」や職員の模範となる取組、顕著な実績に対する「職員表彰制度」を導入しています。

これらの制度を適切に運用し、職員の達成感や満足度を高め、職員自らが更なる自己研鑽に取り組む意欲を高めます。

イ 職員の採用

指定管理業務を着実かつ安定的に遂行するために、業務に応じた職員を計画的かつ、原則として公募により採用するとともに、高齢者、障がい者の就労機会の拡大や意欲・能力を発揮できる環境の整備に努めています。

- ・**現地責任者**は、公園管理運営方針を理解し、公園利用者・県津久井治水センター・地元自治体・関係団体への的確な対応ができる人材を常勤職員として採用
 - ・**公園管理主任等の現地スタッフ**は、公園管理実務経験者等の専門知識・技能・資格を有する即戦力となる人材を非常勤職員として常に確保
 - ・**パートタイム職員**は、公園への熱意、職務に必要な知識・技能等を有する人材で、地域の雇用促進や災害時の対応を考慮し、できるだけ地元にお住まいの方を採用
- ※非常勤職員、パートタイム職員等の有期雇用職員には、改正労働契約法に基づき、雇用期間が5年以上となる場合、職員の希望により無期労働契約に転換できる制度を整備・運用しています。

ウ 働きやすい労働環境の確保

■ 基本的な考え方

グループ代表は、誰もがその能力を十分に発揮し、心身ともに健康でいきいきと働き続けることが重要であると考え、職員が働きやすい労働環境を整備し、ワーク・ライフ・バランスの実現に取り組んでいます。そのために労働安全衛生法をはじめ、働き方改革関連法等の法令を踏まえ必要な取組を強化するとともに、職場における新型コロナウイルス対策に取り組んでいます。

(ア) 労働時間の短縮、ワーク・ライフ・バランスの確保

■ 時間外労働の上限規制（45 時間／月、360 時間／年）の徹底

- ・適切な業務分担及び業務の効率化の推進
- ・週 1 回のノー残業デーの設定及び実施の徹底
- ・3 6 協定の締結、一般事業主行動計画（ノー残業デー）の策定、所管労働局への届出・公表

■ 年次有給休暇の確実な取得

- ・年間最低 5 日間の年次有給休暇取得の義務化（10 日以上付与職員対象）
- ・本部による取得状況の確認（四半期毎）及び取得促進の徹底
- ・一般事業主行動計画（年次有給休暇の取得目標）の策定、所管労働局への届出・公表

■ 労働時間の状況把握

- ・総括責任者による残業の事前命令の徹底と、厳格な時間管理
- ・本部による毎月の労働時間チェックと必要に応じた総括責任者への指導

(イ) 職場のハラスメント対策

これまでも職場のハラスメント対策に取り組んできましたが、労働施策総合推進法の改正等を踏まえ、令和 2 年度から、パワーハラスメント等の防止対策を強化しています。

- ・「職員就業規程」、「コンプライアンスガイドライン」にハラスメントの禁止を明示
- ・「職場におけるハラスメントの防止に関する要綱」を制定し、ハラスメント防止に対するグループ代表の取組方針を明確にし、ハラスメント等の撲滅推進を強化
- ・ハラスメント防止に対するトップメッセージを発信し、全職場に掲示し、職員に周知徹底
- ・DVD等を活用し、すべての職場でハラスメント研修を実施
- ・ハラスメントに関する相談・通報窓口を協会本部に設置し、相談・通報への体制を整備

(ウ) チームワークの保持

- ・全職員が管理運営目標を共有し、能力を引き出せる業務分担
 - ・日々の朝礼や月例会議等を活用した情報共有
 - ・職員相互の協力体制を保持するための組織としての「心理的安全性※」確保
- ※心理的安全性 職場の上下関係や発言による（悪）影響を恐れずに、自分が良いと思ったこと感じたことを気兼ねなく発言できる環境

(エ) 職員の心身の健康保持増進

■ 取組体制等

- ・県の「CHO構想推進事業所登録」事業への参加
- ・「マイME-BYOカルテ」の登録、利用
- ・定期健康診断の実施及び診断結果に応じた保健指導の利用促進
- ・健康保険委員（協会けんぽ）の設置による職員への健康に係る広報等の充実

■ 職場における対策

- ・執務環境の確認と継続的な改善（空気環境、温熱条件、視環境等）
- ・感染症予防対策の実施（インフルエンザ予防接種費用補助、マスク・アルコールの配備等）
- ・熱中症予防対策の実施（空調ファン付き作業着、スポーツドリンクの配布等）
- ・ハチ刺されによる重症化を防ぐ、ハチアレルギー抗体検査費用の補助



夏季のスポーツドリンクの配布

- ・受動喫煙防止対策の徹底

■メンタルヘルス対策

- ・専門機関によるストレスチェックの実施（年1回）及びカウンセリング等の体制整備
- ・ハラスメント防止や「心理的安全性」の確保による風通しのよい職場の実現

（オ）男女共同参画への対応

男女平等による職員公募、採用や意欲と能力のある女性職員の積極的登用に努めるとともに、出産、育児や介護を行う職員の仕事と家庭の両立が図られるよう様々な取組を進めています。

- ・女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」の策定、届出、厚生労働省の「女性の活躍推進企業データベース」に公表
- ・えるぼし認定（女性活躍推進法第9条の認定）の取得に向けた取組
- ・出産、育児や介護に係る休暇、休業取得及び短時間勤務職員の深夜勤務、時間外勤務の制限等を規定

（カ）高齢者雇用への対応

優秀な高齢者が有するスキルやノウハウを活かせるよう高齢者雇用に取り組んでいます。高年齢の職員が安心安全に働ける職場環境づくりや労働災害の予防の観点から、転倒防止、落下防止、熱中症予防、健康増進等、作業や職場環境の配慮事項を取組方針「エイジフレンドリーな職場環境を目指して」としてとりまとめ職員に周知しています。

（キ）労働環境確保のその他の取組

- ・最低賃金の履行確保、社会保険への加入、労働契約書の交付等の遵守
- ・無期労働契約制度、福利厚生活動への補助、ボランティア休暇制度の整備
- ・有期雇用職員への公正な待遇の確保（年次有給休暇、予防接種費用補助、福利厚生活動、研修等）

（ク）労働条件審査

- ・令和2年度に公共サービスの質の向上のため、社会保険労務士による「労働条件審査」を受審

審査結果（5段階評価）

→法令評価「4」（最高「5」）、労働環境モニタリング「A」（最高「A」）

【令和4年度の主な実施内容】

●人員配置計画

- ・役職ごとの一週間の勤務時間



計画書 13 「コンプライアンス、社会貢献」

(1) 指定管理業務を実施するために必要な団体等の企業倫理・諸規程の整備、施設設備の維持管理に関する法規や労働関係法規などの法令遵守の徹底に向けた取組の状況（労働条件審査の実施予定など施設職員に係る労働条件の確認の有無を含む）**ア 基本的な考え方**

グループ代表は、公益財団法人としての社会的信頼性の維持、業務の公正性を確保するため、すべての役職員に法令及び協会の諸規程の遵守を徹底するとともに、常に社会規範や社会的責任を念頭に置いて業務を執行することで、公益目的を達成し、社会に貢献できるよう取り組んでいます。

行政庁等による検査・監査の受検、理事・監事及び評議員による執行状況の監督、「コンプライアンス要綱」に基づくコンプライアンス委員会や内部通報制度による厳重なチェック体制を整備するとともに、「コンプライアンスガイドライン」では具体的な行動指針を示し、役職員一人ひとりの意識向上に努めています。特に、個人情報保護やソーシャルメディア利用、ハラスメント防止対策については個別に規程を定め、役職員への教育・研修や「事故・不祥事防止会議」等を通じて周知徹底を図っています。

イ 諸規程の整備状況

別添のとおり、諸規程類（組織、経理、給与、就業、個人情報保護、情報公開、文書管理等の規程及び労働環境確保のための方針等）を整備しています。（指定管理業務においては、グループ代表の個人情報保護規程、情報公開規程、文書管理規程等を遵守）

ウ 施設整備の維持管理に関する法規や労働関係法規などの法令遵守**■ 法令遵守の徹底に向けた取組**

コンプライアンス要綱等に基づくチェック体制の整備や「コンプライアンスガイドライン」の実践、教育・研修による周知徹底を図るとともに、業務執行状況について内部検査指導要領に基づく検査を実施しています。

また、指定管理業務に係る県、外部有識者によるモニタリング、県監査委員監査を万全な態勢で受検するとともに、公益法人認定法に基づく立入検査、第三セクター等指導調整指針に基づく「自立した第三セクターのチェック」の機会も活用し正確な情報により適正な法人運営に努めます。

■ 施設整備の維持管理に関する法規

公園施設の安全確保や利用者が快適に過ごせる場を提供するためには、都市公園関係法令はもとより、設備点検に関する法律や衛生環境の確保に関する法律、消防法など各種法令を熟知しておく必要があります。研修や講習会の受講、資格取得等を通じて各種法令への理解を深めるとともに、法令に基づく点検や業務報告を確実に実施し、安全な公園管理運営を図ります。

受変電設備月次点検（12回/年）	受変電設備年次点検（1回/年）	受水槽点検（1回/年）
消防設備点検（2回/年）	建築物点検（1回/3年）	建築設備点検（1回/年）
空調設備点検（1回/3年）		

■ 労働関係法規

労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法、労働契約法等に基づき、就業に関する規程を整備しており、これらを適切に運用し安全で快適な労働環境を確保します。

エ 指定管理業務を行う上での具体的な取組**■ 労働条件審査の受審（令和2年度に社会保険労務士による労働条件審査を受審）**

- ・ 審査結果：法令評価「4」（最高「5」の5段階評価）
労働環境モニタリング「A」（最高「A」の5段階評価）

■ 反社会的勢力の排除（「神奈川県暴力団排除条例」の遵守）

- ・ グループ代表の「コンプライアンスガイドライン」において、反社会的勢力との一切の関わりを禁止するとともに、本公園に「不当要求防止責任者」を配置
- ・ 委託業者の選定にあたり「県の競争入札参加資格者名簿」を活用し不良不適格業者を排除

■ 守秘義務

- ・ 指定管理業務を通じて知りえた情報の守秘義務（退職後も含む）について「コンプライアンスガイドライン」に定め、研修等での指導を徹底
- ・ 業務の一部を第三者に委託する場合は、守秘義務について契約書等に記載し遵守を徹底

■ 文書の管理・保存、情報公開、各種報告書等の提出・公開

- ・ 取得・作成した文書は「県文書管理規程」に基づいて定めた「文書管理規程」により管理・保存
- ・ 県の指定管理者のモデル規程に即して整備した「情報公開規程」に基づき対応
- ・ 各種報告書等を適正に作成・提出期限内に提出し、県指定の報告書等はホームページ上で公表

■ 管理口座・区分経理

- ・ 管理口座及び会計処理について、指定管理業務と他の業務を区分して管理

■ 保険の付保

- ・ 施設賠償責任保険・施設災害補償保険（1事故当たり4億円〔適用回数は無制限〕）及びイベント保険等に参加

（2）指定管理業務を行う際の環境への配慮の状況

持続可能な社会を公園から：「2030年までに誰ひとり取り残さない持続可能な社会を目指す」SDGsでは、経済、社会、環境の三側面の調和が重要とされており、この認識も踏まえて環境分野の目標達成に向けて取り組みます。

ア 環境負荷軽減の具体的取組 4つの環境目標

<p style="text-align: center;">低炭素社会への貢献</p> <p>再生可能エネルギーの導入促進：再エネ電力の積極的活用、太陽光発電の活用</p> <p>環境負荷軽減の取組：樹林地の適正管理、事務所等の省エネ、EVの活用、アイドリングストップ呼びかけ</p>	<p style="text-align: center;">生物多様性保全</p> <p>生態系に配慮した管理：草地、樹林地、水辺等環境に応じた管理（刈残し、繁殖期への配慮）</p> <p>希少種保護：モニタリング、採集禁止、生息環境維持</p> <p>外来種防除：ペット等の放野防止、駆除活動</p>
<p style="text-align: center;">循環型社会への貢献</p> <p>ゼロエミッション：植物発生材の園内活用、イベント等のプラゴミ抑制、ごみゼロアクセス</p> <p>グリーン購入：管理物品調達におけるグリーン購入促進</p>	<p style="text-align: center;">普及啓発の促進</p> <p>環境学習イベント：観察会、学校団体受入れ</p> <p>市民団体との連携：活動の場提供と活動支援</p> <p>職員の意識向上：内部研修、「環境マネジメントシステム」によるPDCA</p>

イ 環境目標達成におけるポイント

■ グリーン購入の推進

「神奈川県グリーン購入基本方針」に即し、グループ代表が定めた「神奈川県公園協会グリーン購入に関する方針」に基づきグリーン購入に取り組みます。

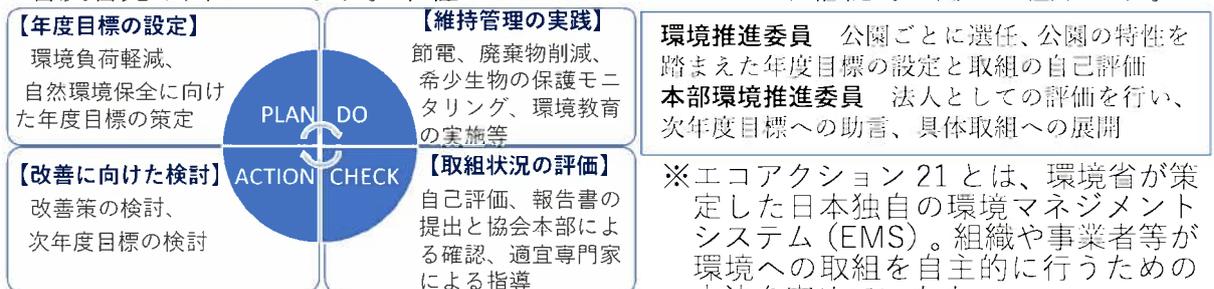
【具体的な購入品：トイレトーパー・コピー用紙・文具等】

■ 再生可能エネルギーの導入促進

- ・ エネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づき、温室効果ガスの削減に取り組むとともに、エネルギー使用量を測定記録し年1回県に報告
- ・ 再生可能エネルギーの使用率が高い電力会社の導入を積極的に促進

ウ 環境マネジメントシステムによる実効性の担保

「エコアクション 21※」を参考として独自に構築した環境マネジメントシステムにより、行動目標を定め、総合的な環境マネジメントを推進し環境負荷の軽減と自然環境保全の普及啓発を図っています。取組はPDCAサイクルにより継続的に向上を図ります。



※エコアクション 21とは、環境省が策定した日本独自の環境マネジメントシステム(EMS)。組織や事業者等が環境への取組を自主的に行うための方法を定めています。

工 本公園での具体的な取組

■ 環境負荷軽減の取組

間伐・枝落としによる発生材のチップ化による資源循環型維持管理、植物発生材の堆肥リサイクル、太陽光発電蓄電池の活用、XXXXXXXXXX バイオトイレの管理、夏期のグリーンカーテン・ミスト設置によるエアコン節電、XXXXXXXXXX 等

■ 自然環境の保全に配慮した管理運営と環境教育の取組

外来種防除、園内動植物の調査・モニタリング、希少動植物の保護、各種観察会の実施、農薬使用の抑制・適切な使用、ビジターセンター・大学等との連携、自然観察会など環境教育の実施等

(3) 障害者雇用促進法の法定雇用率の達成状況等、障害者雇用促進の考え方と実績

ア 法定雇用率の達成状況、未達成の場合の今後の対応

イ 障害者雇用促進の考え方と実績

■ 障がい者への就労機会提供の取組

グループ代表は、障がい者の就労を支援するため、指定管理業務や公益事業を通じて様々な取組を進めています。

- ・ 指定管理業務における植物管理の一部を XXXXXXXXXX 委託
- ・ 障がい者雇用に繋げるため XXXXXXXXXX を受け入れ
- ・ 障がい者を雇用する企業が生産した花苗の公園への植栽や地域緑化団体への配布
- ・ 福祉作業所等が作成した菓子やグッズを販売する場を提供
- ・ グループ代表は、障害者雇用率3%以上等の要件を満たしているため、「かながわ障害者雇用ハート企業」として県が公表

■ 障がい者雇用を行う企業等への積極的な業務発注

グループ代表は、障害者就労施設、障害者雇用企業等への積極的な業務発注を推進するため、「障害者就労施設等からの物品等の調達に関する方針」を定め、毎年度「実績」を超える「調達目標」を設定し、その達成を図っています。調達方針・実績はグループ代表のホームページで公表しています。

また、グループ代表は長年 XXXXXXXXXX に相模原公園の植物管理業務を委託していることから、令和2年度神奈川県工賃向上支援事業「発注に貢献した企業」として表彰されました。

○ 近年の発注状況

年度	調達目標	調達実績	主な調達内容
平成 29 年度	5,000,000 円	7,135,366 円	花壇植栽管理委託、草取り業務委託、苗木購入等
平成 30 年度	7,200,000 円	8,352,366 円	産業廃棄物処理委託、作業用ヘルメット購入等
令和元年度	8,500,000 円	8,783,936 円	植物管理委託、清掃業務委託、防災備蓄品購入等
令和 2 年度	9,000,000 円	8,222,302 円	植物管理委託、清掃業務委託、防災備蓄品購入等

【グループ代表の次期指定管理期間における調達目標】指定管理期間中に 10,000 千円/年
本公園においても、清掃業務の委託などにおいて、障害者就労施設等への積極的な業務
発注に取り組みます。

【次期指定管理期間における調達目標】

指定管理期間中に 160 千円/年（令和元年度実績 160 千円）

（４）障害者差別解消法に基づく合理的配慮など、「ともに生きる社会かながわ憲章」の主旨を踏まえた取組

ア 取組の考え方

障害者差別解消法及び「ともに生きる社会かながわ憲章」の制定主旨を踏まえ、合理的
配慮の提供や広報啓発・研修等に取り組んでいます。

また、障がいのある方とご家族、介助者等が利用しやすい環境整備を促進するとともに、
障がい者と障がい者以外の利用者が交流する機会を提供することで相互理解を促進し、イ
ンクルーシブな利用環境の確保に努めます。さらに、各公園における指定管理業務でのイ
ベント等を通じて障がい者支援、障がい者理解の普及啓発に関する取組を進めます。

イ 職員に対する研修

ウ 合理的配慮の提供の具体的な取組

県等が実施する施設のバリアフリー化等の環境の整備を基礎として、様々な障がいに
応じて個別に合理的配慮を提供し、社会的障壁の除去に努めます。

物理的環境への配慮 （障がいに応じた利用への配慮）	意思疎通の配慮 （障がいに応じた意思疎通への配慮）
<ul style="list-style-type: none"> 公園管理事務所、水の苑地案内所での車いすの貸出 車いす利用者の段差通行のための携帯スロープの配備、設置 車いす利用者の視線を意識した展示作成 触ったり香りを嗅いだりできる展示作成 起伏のある公園での送迎等のサービスや車両の乗り入れ対応 	<ul style="list-style-type: none"> 積極的な声掛けによる利用案内、障がいの状況に応じたゆっくり丁寧な会話 バリアフリーマップの作成・配布、ピクトグラムを設置 神奈川県ウェブアクセシビリティ方針に準じたホームページの作成・運用 県の「色使いのガイドライン」に則った園内掲示物や配布物の作成 職員による窓口対応 「耳マーク」の掲示による聴覚障がいの方への筆談などの配慮 コミュニケーションボードやタブレット端末等の設置 ホームページ等への「ほじょ犬マーク」の表示（補助犬の施設利用の促進） 障がいのある方の家族、介助者等コミュニケーションを支援する方への丁寧な対応

エ イベント等への参加促進

グループ代表では、障がいのある方を対象としたイベントや障がいの有無に関わらず、ともに楽しめるイベントの開催実績があり（ユニバーサルカーニバル体験、ユニバーサルデー、ポッチャ体験等）、本公園においても「手話自然観察会」等を開催します。

オ 公園利用者等への普及啓発

県との共同による「ともに生きるかながわ憲章」の巡回パネル展の開催や、普及啓発ポスターの掲示を行いました。今後は、SDGsの「誰一人取り残さない」という理念も併せて障がいのある方への適切な配慮について普及啓発を図ります。

(5) 神奈川県手話言語条例への対応

聴覚障がい者の方の安心安全な公園の利用環境を確保するために、意思疎通、情報取得のための重要な手段である手話を使いやすい環境づくりに努めます。

ア 具体的な取組

■ 普及体制

グループ代表本部に、

職員の指導を行います。

■ 職員への教育、研修

■ 利用環境の向上

職員による窓口案内

- ・コミュニケーションツール（コミュニケーションボード、タブレット端末）の設置（再掲）
- ・電話以外の問い合わせツール（ホームページ、メール、SNS、FAX）の用意
- ・必要に応じたイベント等における手話通訳者の配置



(6) 社会貢献活動等、CSRの考え方と実績、SDGs（持続可能な開発目標 目標9（イノベーション）、11（都市）、15（陸上資源））への取組

ア 社会貢献活動等、CSRの考え方と実績

(ア) 考え方

グループ代表では、CSRを「社会貢献活動」はもとより、「公益法人としての設置目的、コンプライアンス強化をベースに、事業運営を通じて地域社会への貢献、環境への配慮を行い、地域の活性化に繋げていくこと」と幅広く捉えています。このことは持続可能な社会を目指すSDGsの理念とも繋がるため、その取組に積極的にコミットしています。この目標を達成するため、公園管理運営事業や公益事業において幅広い活動を行っています。

グループ企業の事例として、サカタのタネグループは、CSRを「社業」や「社会貢献活動」を含め、企業が広く社会で果たすべき責任であると捉え、「種苗を通じた社会貢献」に取り組むとともに、種苗産業は自然環境や地域文化と強く結びついていることから、地域や自然環境への貢献、植物を愛する心を育む次世代への啓発活動等に積極的に取り組んでいます。

私たちグループはCSRについて同様の考え方により実施しており、本公園の管理運営においてグループが一体となった社会貢献活動等、CSRに取り組めます。

(イ) 取組実績

■ グループ代表

公園管理運営事業等を通じた取組	公益事業等としての社会貢献
<ul style="list-style-type: none"> ・地元企業への発注・物品調達、地域雇用、地元商工会、観光協会との連携、地域活性化イベント等による経済の地域循環 ・公園緑地に関する大学等の研究、教育の場の提供、幼稚園、学校等の校外学習への協力 ・企業のCSR活動の支援 ・フォトコンテスト等による県立公園全体のPR、自然環境の保全等の普及啓発 ・グリーンアーカイブスでの公園緑地関係資料の保存・整理・閲覧 ・公園・緑地に携わる官民の関係者を対象に「都市公園における公民連携のあり方」講演会開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会、市民団体等の緑化活動を促進するため、公募による活動団体への花苗配布を実施（福祉施設が生産した花苗を調達し配布） ・県内の幼稚園、保育園に職員等を派遣し、野菜の栽培管理・指導等を通じた食育の普及啓発を実施 ・[] で「親子で学ぶSDGs入門」出張講座を開催 ・学校等への講師派遣による自然環境の保全等に関する普及啓発を実施 ・[] に参画し、市街地の緑化活動の一環として神奈川県庁にハンギングバスケットを展示 ・地域と連携した公園周辺道路等の清掃活動「ゴミゼロアクセス」を実施 ・遊休農地を借り上げ、県内の学校、商業施設等の緑化活動に活用される苗木を生産 ・東日本大震災、熊本地震被災地への寄付活動の促進([])を通じた寄附

■ サカタのタネグループ

社業を通じてのCSR	社会貢献活動等
<ul style="list-style-type: none"> ・育種での貢献 ・環境浄化植物での環境への貢献（サンパチエンス開発等） ・緑化事業での貢献（屋上緑化、壁面緑化技術開発） 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域社会への貢献（[]への協力） ・次世代への貢献（学校での事業、食育・花育） ・社会貢献団体への協力（骨髄バンク、ピョウリボウ運動への寄付） ・地域緑化への貢献（本社公開空地） ・災害復興支援（希望のタネを撒こう）



「公民連携のあり方」講演会の開催【グループ代表】



県庁へのハンギングバスケットの展示【グループ代表】



次世代への貢献（学校での授業）【サカタのタネグループ】

イ SDGs（持続可能な開発目標 目標9（イノベーション）、11（都市）、15（陸上資源））への取組

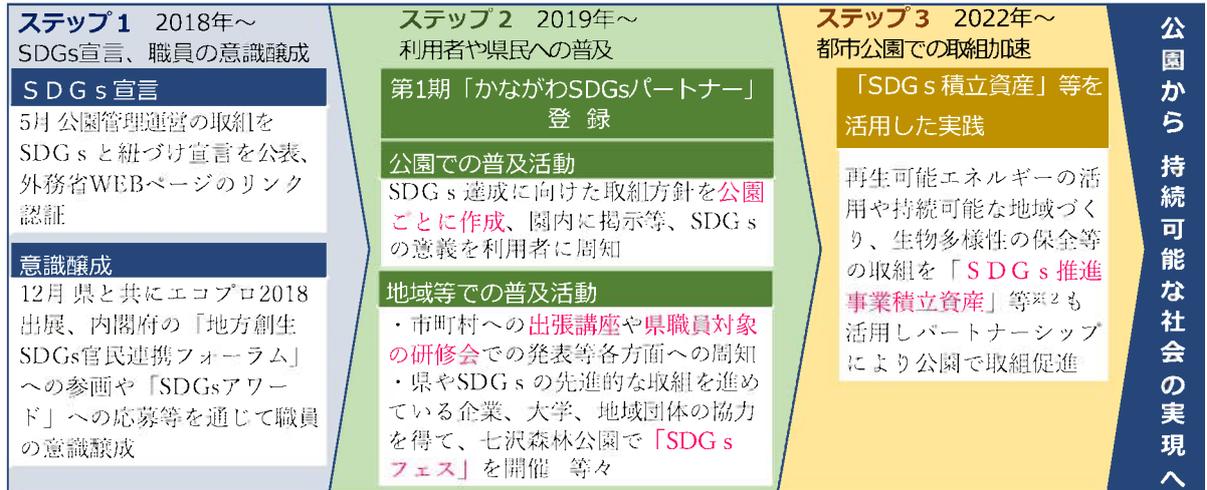
グループ代表では、2017年12月のエコプロ※1への出展を契機に、いち早く公園の管理運営とSDGsの親和性に着目し、段階的に様々な取組を進めてきました。

※1 東京ビッグサイトで開催される環境配慮サービス等に関する展示会



グループ代表のSDGs推進モデル「公園の都市インフラ機能」を「パートナーシップ」により強化し課題解決に取り組む

外務省 HP リンクを承認されたジャパンロゴマーク



※2 グループ代表が、公園の管理運営でのSDGs推進に取り組むため、2017年度～2021年度に積み立て、2022年度以降の活動に充てる資金。SDGs推進事業積立資産（積立金46,350千円）は事業展開に、SDGs推進資産取得積立資産（13,300千円）は機器類の購入に充当

9 強靭なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る

災害時の公園のポテンシャルの向上：大規模災害等を想定した防災機能向上、樹林地の維持管理による災害防止と軽減
再生可能エネルギーの積極的な活用：再生可能エネルギーを活用した電力確保の促進、発生材の園内活用

11 包摂的で安全かつ強靭で持続可能な都市及び人間居住を実現する

誰もが安全安心に楽しめる公園管理：障がい者、子育て世代、高齢者、外国人等への対応、地域と連携した事故防止のための取組

15 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対応、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。

生物多様性に配慮した維持管理：希少動植物の保護、外来種防除、公園の環境特性に合わせた生態系保全
環境教育の推進：観察会等の開催、市民団体等との連携・活動活性化

【実績】 地域での普及活動

「親子で学ぶSDGs入門」

からの依頼による親子向けSDGs学習講座。グループ代表がコーディネイト役となり、公園で活動する市民団体によるプログラムの体験、一人一人が取り組める「SDGs」を紹介
 2020年9月開催



■本公園での具体的な取組

	植生調査等を踏まえた樹林地更新計画による生物多様性保全と災害への備え
	太陽光発電の活用と発生材のチップ化やベンチ等での活用
	手話自然観察会の開催や「やさしい日本語でのコミュニケーション」など誰もが楽しめる工夫
	園内で採れた成り物（梅の実、タケノコ）や期限が迫った災害備蓄食料をフードコミュニティ（子ども食堂）に寄贈
	「津久井健康行脚」等園内で誰でも手軽な運動ができるプログラムを提供

	園内の歴史・自然について、様々な利用者層を対象とした講習会や観察会、イベント等のプログラムで専門知識をもつスタッフが学びの場を提供
	園内で不要となった間伐材等の植物廃棄物を必要な方に提供
	募金箱をパークセンターに設置し、ユネスコの新型コロナウイルス緊急募金を実施 ※令和2年募金額 73,218円
	公園やダム周辺道路のごみ拾い活動「ゴミゼロアクセス」で河川ごみの海への流出抑制（海洋プラスチックの抑制）
	ボランティアや地域の方と協働した外来種の除去など自然環境の保全

【令和4年度の主な実施内容】

- [REDACTED]等の開催準備
- コミュニケーションツールの設置など準備

提案書 14 「事故・不祥事への対応、個人情報保護」

(1) 募集開始の日から起算して過去3年間の重大な事故または不祥事の有無ならびに重大な事故等があった場合の対応状況及び再発防止策構築状況**ア 募集開始の日から起算して過去3年間に重大な事故または不祥事の有無**

無し

イ 事故等があった場合の再発防止策構築状況

事故等があった場合は、次のとおり迅速、的確に対応し、再発防止の徹底を図ります。

- ・グループ代表の「XXXXXXXXXX」に基づき、本公園に「事故防止対策会議」を設置し、事故原因の究明、事故防止対策の検討を行い、本部に報告するとともに全職員に周知
- ・重要な事故等については、グループ代表の「XXXXXXXXXX」に基づき、本部に「事故対策委員会」を設置し、事故等にかかる対応策、原因の究明、再発防止、職員に対する事故等の防止の啓発等について協議
- ・グループ代表の役員、全ての所属長が出席する「事故・不祥事防止会議」において周知・共有
- ・事故・不祥事等が発生した場合は「事故・不祥事等に関する報告書」により、速やかに県に報告（指定期間開始までに連絡網を県に報告）

(2) 個人情報保護についての方針・体制、職員に対する教育・研修体制及び個人情報の取扱いの状況**ア 個人情報保護のための方針・体制**

グループ代表では、公園利用者からの信頼を得るためには、利用者等の個人情報を適切に管理することが必要不可欠であるとの認識のもと、「個人情報保護方針」を公表し、公益財団法人神奈川県公園協会個人情報保護規程（以下「個人情報保護規程」という。）をはじめ諸規程を整備し、個人情報の適正な保護に取り組んでいます。

神奈川県公園協会個人情報保護方針（抜粋）

1. 法令・規範の遵守
 - ・個人情報保護に関する法律、県個人情報条例及び協会個人情報保護規程などの法令・規範を遵守する。
2. 個人情報の適正な管理及び研修
 - ・職員から個人情報管理者を指名するとともに、公園ごとに個人情報責任者・取扱従事者を置き、必要かつ適正な措置を講ずる。
 - ・すべての職員に個人情報の取扱いについて研修を行う。
3. 個人情報の利用目的の範囲内での取得
 - ・個人情報の取得に当たっては利用目的を明らかにし、本人同意のもと必要な範囲で取得し、取得した個人情報は利用目的の達成に必要な範囲を超えた利用は行わない。
4. 個人情報の安全管理
 - ・取得した個人情報は、漏洩、滅失または毀損の防止など安全管理に必要なかつ適正な措置を講ずる。
5. 個人情報の第三者への提供
 - ・取得した個人情報の第三者への提供は、利用目的に従った範囲内で適正に行い、本人の承諾を得た場合及び法令による場合を除き個人情報を第三者に提供しない。
6. 個人データの開示及び消去等
 - ・保有する個人データについて、本人から開示、訂正、利用停止等の申し出があった場合は適正に対応し、保有の必要性がなくなった個人データは速やかに消去・廃棄する。
7. 相談窓口の設置

■ 個人情報保護のための組織体制

グループ代表では、「個人情報保護規程」に定められた内容の実効性を確保するため、事務局長を個人情報管理者に指名し、協会が保有する個人情報に関する規定等の整備や研修の実施など必要な措置を講ずることとしています。

また、公園で管理する個人情報を適正に管理するため、園長を業務にかかる個人

情報取扱責任者として、公園職員のうち実際に個人情報を取り扱う職員を個人情報取扱従事者に指定することにより、個人情報の管理責任を明確化し、個人情報保護に取り組んでいます。

グループ代表における個人情報保護に関する組織体制

理事長— 事務局長（個人情報管理者：個人情報の規定の整備、研修の実施、個人データの取扱状況の点検・監査）

- └ 個人情報取扱責任者（園長を公園における取扱責任者として指定）
- └ 個人情報取扱従事者（公園職員のうち個人情報を取り扱う者を指定）

※個人情報の取扱いに関する相談窓口を総務企画課に設置

■ 個人情報保護のための諸規程の整備

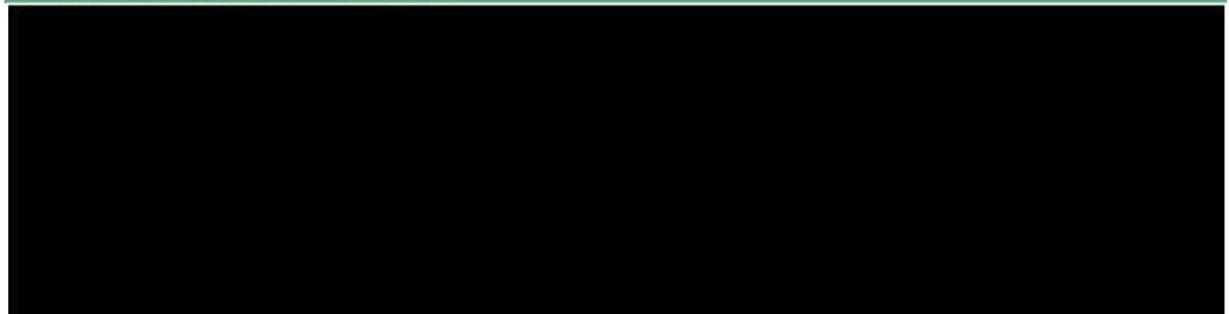
グループ代表では、県の個人情報保護条例及び指定管理者と県が締結する基本協定に基づき、個人情報保護規程を定め、さらに同規程第9条（個人データの適正管理）を受け作成した「協会が保有する個人情報の扱いに関するガイドライン」において具体的な取扱事項を定めるなど、個人情報保護に関する諸規程を整備しています。

マイナンバー制度にかかる役職員及び外部講師等の特定個人情報については、「特定個人情報の適正な取扱いに関する要綱」を定め、指定された職員が専用機器においてデータ管理を行うなど、厳重に管理しています。

個人情報に関する規程	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報保護方針 ・公益財団法人神奈川県公園協会個人情報保護規程 ・協会が保有する個人情報の扱いに関するガイドライン ・特定個人情報の適正な取扱いに関する要綱 ・ソーシャルメディアの利用に関するガイドライン
------------	--

なお、グループ代表のホームページにおいて、個人情報保護方針、個人情報保護規程、特定個人情報の適正な取扱いに関する要綱を公表しています。

イ 職員に対する教育・研修体制



ウ 個人情報の取扱いの状況

■ 厳格な取扱いの徹底

個人情報等の情報管理に関するチェックリスト等に基づき、厳格な管理を行います。

- ・個人情報に係る資料、個人データの漏洩、盗難防止のため、金庫、鍵付き書庫等で厳重に管理
- ・不要となった個人情報については、紙媒体はシュレッダー、電子媒体は外部メディアの物理的破壊等による復元不可能な状態での確実な削除・廃棄
- ・イベントの写真撮影時等における個人が特定されないよう配慮の徹底
- ・特定個人情報を扱う機器の特定及び作業場所の限定の徹底

■ 個人情報の漏えいが発生した場合の対応

公園で個人情報の漏えいが発生した場合、速やかに個人情報管理者に報告し、個人情

報管理者は対象となる方々や関係機関に報告し、二次漏えいの防止措置を講じます。
また、速やかに再発防止策を検討し必要な対策を講じます。

■ 電子データの取扱いに関するセキュリティ強化

- ・ 不用パソコン、サーバー等の廃棄処理時における「協会が保有する個人情報の扱いに関するガイドライン」に基づき、内蔵ハードディスクの物理的破壊による確実なデータ消去
- ・ 廃棄物業者に委託する場合、職員立ち合いのもと専用機器を用いたハードディスクの物理的破壊及びデータ復元不可能状態の確認の徹底。マニフェストに基づく産廃処理の確認
- ・ 県主催「サイバーセキュリティセミナー」の受講や、専門業者への日常的な相談等による積極的な最新セキュリティ対策の情報収集
- ・ ウイルス感染や不正アクセス等に備え、被害拡大防止と速やかな復旧を図るため「対応マニュアル」や体制

■ ソーシャルメディア利用での対応

情報発信にあたりソーシャルメディアの重要性が増すなか、拡散性、双方向性等の特性から個人情報保護への配慮について必要な取り組みを進めています。

- ・ グループ代表「ソーシャルメディアの利用に関するガイドライン」に基づく個人情報の適切な取扱い
- ・ 本グループがソーシャルメディア上に個人情報を書き込む場合は事前の本人同意を徹底
- ・ 投稿者（本グループ以外）が投稿者自身以外の個人情報を書き込んだ場合、協会の権限の範囲内において他人の個人情報記載を控える旨の注意喚起や投稿を削除

■ 情報公開への対応

文書等の情報公開の申し出があった場合は、グループ代表の「情報公開規程」の定めにより、公開の申出に係る文書等に、特定の個人が峻別され、若しくは峻別され得るもの又は特定の個人を峻別することができないが、公開することにより、個人の権利利益を害する恐れのあるものは、公開しないこととしています。